

令和7年度 包括外部監査結果報告書

交流人口の増加及び関係人口の創出に向けた施策
及び事業に係る財務事務の執行について

令和8年3月
青森市包括外部監査人
公認会計士 鳩 健二

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内訳の合計と一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として青森市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。一方、報告書の数値等のうち、青森市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨を明示している。

3. 凡例

本文中で使用する法令等の略語は次のとおりである。

・ 地方自治法	⇒ 自治法
・ 地方自治法施行令	⇒ 自治令

4. 用語について

施設等の名称に付されている「青森」、「青森市」という用語については、文中での判別が困難になる場合などを除いて、原則として記載しないこととする。また、報告書中「市」と記載している場合は、原則として「青森市」をいう。

目次

第1章 監査の概要	1
第1. 監査の種類	1
第2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
第3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由	1
第4. 監査の対象期間	2
第5. 監査の実施期間	2
第6. 監査従事者の資格及び氏名	2
第7. 利害関係	2
第2章 監査対象の基本的事項	3
第1. 青森市総合計画	3
第2. 青森市総合計画基本構想	3
1. 基本構想の背景と市が直面する諸課題	3
2. 将来都市像とまちづくりの基本視点	4
3. 施策の大綱	5
4. 諸課題・将来都市像・まちづくりの基本視点・施策の大綱の概念図	6
第3. 前期基本計画	7
1. 前期基本計画のあらまし	7
2. 政策4 国内外の観光需要の取り込み	8
3. 政策5 連携や交流による地域活力の強化	12
第3章 監査の方針及び監査対象の決定	16
第1. 監査の基本的な方針	16
第2. 監査要点	16
第3. 監査手続	18
第4. 監査対象事業について	19
第4章 監査の結果及び意見（総論）	22
第1. 監査の結果及び意見の総括	22
第2. 監査の結果及び意見の概要	23
第5章 監査の結果及び意見（各論）	39
第1. 国内外の観光需要の取り込み	39
No.1 モヤヒルズオートキャンプ活性化事業	39
No.2 道の駅ユーサ浅虫管理運営事業	43
No.3 幸畑墓苑管理運営事業	51
No.4 モヤヒルズ管理運営事業	60

No.5 自然資源活用型観光振興事業	68
No.6 文化観光交流施設運営管理事業.....	72
No.7 港湾文化交流施設整備事業	86
No.8 MICE 誘致・開催支援.....	90
No.9 観光交流サポーター運営事業	93
No.10 青森市観光交流情報センター管理運営事業	97
No.11 観光ガイド育成・運営事業.....	97
No.12 港湾振興に関する事業	109
No.13 クルーズ船ポートセールス事業.....	111
No.14 みなとまち・あおもり誕生400年推進事業.....	114
No.15 浅虫海づり公園運営管理事業	118
No.16 浪岡観光振興事業.....	131
No.17 北畠まつり開催支援事業.....	135
No.18 道の駅アップルヒル管理運営事業（ハード）	140
No.19 浪岡駅周辺施設管理運営事業	150
第2. 連携や交流による地域活力の強化	156
No.20 青函ツインシティ推進事業	156
No.21 地域おこし協力隊活動支援事業.....	160
No.22 青森市移住促進事業（補助金）	162
No.23 新しい働き方担い手誘致・東青地域移住促進事業	168
No.24 むつ湾広域連携事業（負担金）	172
No.25 連携中枢都市圏推進事務（連携）	175
No.26 公民連携推進事業.....	179
No.27 地域おこし協力隊活動支援事業（就農隊員）	181
No.28 地域おこし協力隊活動支援事業（浪岡）	183
No.29 浪岡地区移住・定住促進事業	183
No.30 国内交流推進費（浪岡）	193
No.31 浪岡地区バドミントン移住学生支援事業（補助金）	198
No.32 浪岡地区バドミントン移住学生支援事業（学生寮管理運営）	202
No.33 縄文都市交流事業.....	208
第6章 監査の結果及び意見（措置状況の監査）	210
第1. 包括外部監査の監査結果に対する措置状況に関する概要.....	210
第2. 措置状況の監査.....	214
No.34-1 観光・コンベンション実行機関支援事業.....	214
No.34-2 観光・コンベンション実行機関支援事業.....	215

No.35	冬季観光イベント開催事業	216
No.36	青森ねぶた派遣事業	217
No.37-1	青森ねぶた祭活性化事業	217
No.37-2	青森ねぶた祭活性化事業	218
No.38	サンセットビーチあさむし管理運営事業	219
No.39-1	港湾文化交流施設活性化事業	221
No.39-2	港湾文化交流施設活性化事業	222
No.39-3	港湾文化交流施設活性化事業	223
No.40	青森空港振興・国際化事業（負担金）	225
No.41	広域観光推進事業	226
No.42	あおもり観光情報センター管理運営事業	228
第3	措置状況の監査の結果及び意見	230

第1章 監査の概要

第1. 監査の種類

自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

第2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

交流人口の増加及び関係人口の創出に向けた施策及び事業に係る財務事務の執行について

第3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

現在、日本の多くの地域では人口減少が深刻な課題となっており、特に地方自治体においては、若年層の流出や高齢化が顕著に進行している。このままでは地域の活力が失われ、経済活動や生活基盤の維持が困難になるおそれがある。

こうした状況の中で、地域が本来有する魅力を活かしつつ、持続可能な形での地域活性化を図ることが求められている。地域活性化には、観光資源の活用、地場産業の振興、移住・定住の促進など、さまざまなアプローチがあり、自治体には創意工夫が期待される分野でもある。

青森市総合計画 前期基本計画（令和6年9月27日）においても、「施策の大綱」として「政策4 国内外の観光需要の取り込み」及び「政策5 連携や交流による地域活力の強化」が掲げられている。

市では、立体観光の推進に向けて戦略的なプロモーションを展開し、歴史・文化、アート、自然、食といった地域特性を活かすとともに、周辺自治体と連携した通年での魅力づくりや、ターゲットに応じた効果的な情報発信により、交流人口の増加を目指している。また、地域との関わりを重視した新たな形での移住・定住の促進、関係人口の創出、東津軽郡4町村をはじめとする近隣地域との広域連携や、青函交流を含む国内交流の推進など、幅広い取組が展開されている。

以上の点を踏まえると、交流人口の増加及び関係人口の創出を目的とした施策・事業に係る財務事務の執行について、その合規性、経済性、効率性、有効性、公平性の観点から監査を実施することは、有意義であると判断される。

このような理由により、「交流人口の増加及び関係人口の創出に向けた施策及び事業に係る財務事務の執行について」を、特定の事件（監査テーマ）として選定した。

第4. 監査の対象期間

監査の対象期間は、原則として令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)である。ただし、必要に応じて令和5年度以前及び令和7年度を含んでいる。

第5. 監査の実施期間

令和7年4月1日から令和8年2月27日まで

第6. 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	鳩 健 二
監査補助者	公認会計士	秋元 創一郎
	公認会計士	高木 研 弥
	公認会計士	鈴木 崇 大
	公認会計士	千田 泰 士
	公認会計士	星野 博 之
	公認会計士	今 孝 彰
	公認会計士	佐藤 大 悟

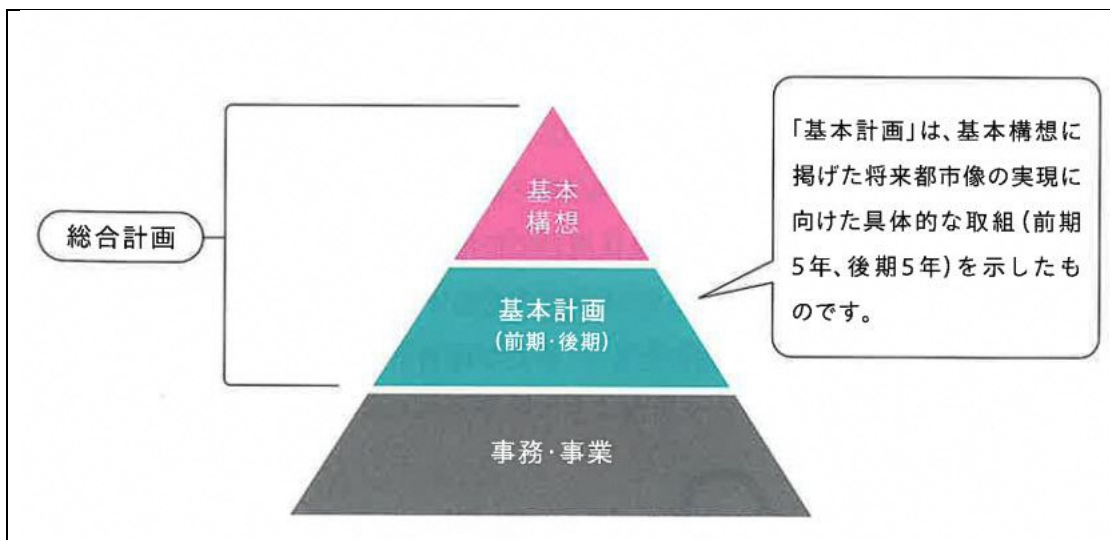
第7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 監査対象の基本的事項

第1. 青森市総合計画

青森市総合計画は、「基本構想」と「基本計画」により構成されている。



(出所：青森市総合計画)

第2. 青森市総合計画基本構想

1. 基本構想の背景と市が直面する諸課題

「青森市総合計画基本構想」は、「令和6年6月26日に決定された。本構想は、令和6年3月22日に青森市総合計画審議会から西市長に答申された「青森市総合計画基本構想(答申)」を最大限尊重し、また、地域説明会等での市民の皆さんのご意見を踏まえ、市として取りまとめたもの」である。

基本構想とは、「10年後を見据えたまちの将来像や、多様化・複雑化する地域課題の克服に向けたまちづくりの方向性を示す最上位の指針」とされている。基本構想の期間としては、2024(令和6)年度から2033(令和15)年度までの10年間を対象としている。

基本構想では、市が直面する諸課題を以下6つにまとめている。

課題1	人口減少(少子化・若者の市外流出)
課題2	多様な主体との連携・協働の必要性
課題3	グローバル化・情報化社会への対応
課題4	短命市(健康寿命の延伸)

課題 5	自然災害
課題 6	地球温暖化・海洋汚染など

包括外部監査のテーマ「交流人口の増加及び関係人口の創出」は、上記のうち、課題 1 から課題 3 までとの関連が特に深い。

2. 将来都市像とまちづくりの基本視点

市では、時代を取り巻く大きな社会情勢の変化に直面している中で、誰もがこれまで以上に日々の幸せを感じ、誇りを持ち、未来を考えられるまちをつくるため、将来都市像を

みんなで未来を育てるまちに

と定めている。

また、構想に掲げた将来都市像を着実に実現するため、次の 4 つの基本視点に立ってまちづくりを推進することとしている。

(1) 未来をひらく若者の希望があふれるまち

若者たちは新しい時代の担い手であり、彼らが自由に発想し、夢と希望が広がるような創造力とエネルギーをまちの発展に活かし、チャレンジできる環境を提供し、若者が「青森市でやりたいことができる」「青森市に暮らしたい」と思えるまちを目指します。

(2) 人々が行き交う魅力あるまち

空路、海路、新幹線などの交通結節点であることや、青森県の中央に位置する地理的優位性、地域の特色を活かすとともに、その魅力を広く発信し、人が出会い、集い、住まい、人々が行き交い、にぎわいのある魅力的な空間が広がるまちを目指します。

(3) 市民がふるさとを誇れるまち

ふるさとを学び、地域の歴史や文化に対する理解を深めるとともに、市民一人ひとりがまちづくりに関わることを通じて郷土への愛着と誇りを育み、本市への定住や、一度離れても「また戻ってきたい」「関わりを持っていたい」と思えるまちを目指します。

(4) ICTを活用し、あらゆる人に開かれたスマートオープンシティ

ICT等の新技術を積極的に活用し、様々な問題に対する解決策を提供して、まちの持続可能性を高めるとともに、多様な価値観や考え方を持つ人や情報が行き交うことで新たな価値を創出し、より快適で豊かな市民生活の実現が図られる開かれたまちを目指します。

3. 施策の大綱

市では、本構想に掲げた「将来都市像」の実現に向けた取組を、体系的・総合的に推進するため、以下のとおり3つの分野ごとに施策の大綱を定めている。

3つの分野	施策の方向性
仕事をつくる	1.活力ある地域産業の育成
	2.時代の変化を先取りした産業振興
	3.地域の特性を活かした市場開拓
	4.国内外の観光需要の取り込み
	5.連携や交流による地域活力の強化
人をまもり・そだてる	1.未来を担う人財の育成
	2.誰もが文化・スポーツに親しめる機会の充実
	3.生涯を通じた健康づくり・持続可能な医療提供体制の推進
	4.高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくり
	5.誰もが互いに尊重し、支え合う社会の推進
	6.安全・安心な市民生活・地域社会の確保
まちをデザインする	1.コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくり
	2.災害防止・雪対策の充実
	3.都市景観・居住環境の充実
	4.社会情勢の変化に対応した交通環境の充実
	5.未来につなぐ自然環境の保全・快適な生活環境の確保
	6.脱炭素・循環型社会の実現

(基本構想より監査人作成。太字は監査人)

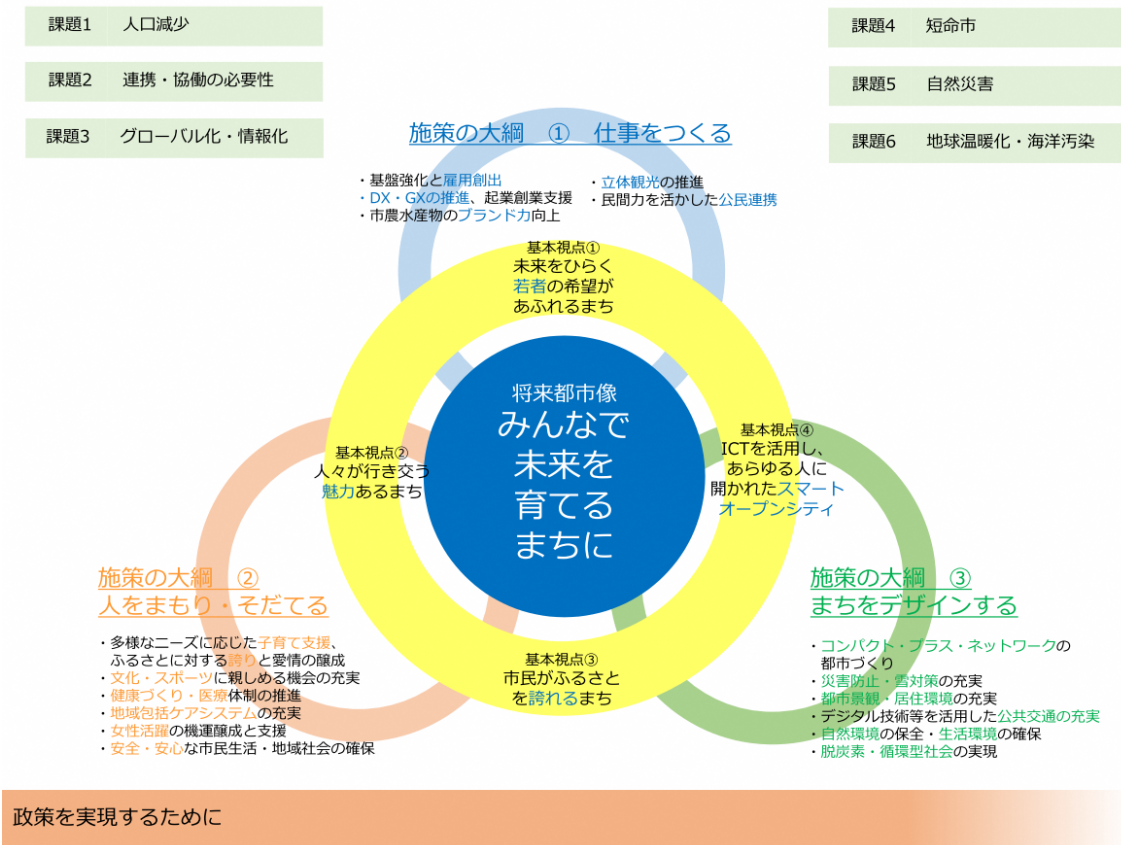
今年度の包括外部監査においては、上記のうち、「仕事をつくる」の「4.国内外の観光需要の取り込み」及び「5.連携や交流による地域活力の強化」に含まれる事業を対

象とした。

4. 諸課題・将来都市像・まちづくりの基本視点・施策の大綱の概念図

以上に述べた諸課題・将来都市像・まちづくりの基本視点・施策の大綱を概念図としてまとめたのが以下の図表である。

本市の直面する諸課題 将来都市像 まちづくりの基本視点 施策の大綱 【概念図】



(出所：青森市総合計画 基本構想【概要版】)

第3. 前期基本計画

1. 前期基本計画のあらまし

前期基本計画は、基本構想に掲げた将来都市像「みんなで未来を育てるまちに」の実現に向けた具体的な取組を示している。本計画は、基本構想第3章「施策の大綱」の17の政策毎に「基本方向」、「現状と課題」、「施策の体系」、各施策における「主な取組」、「目標とする指標」の5項目、及び基本構想第4章「政策を実現するために」の5つの方向性毎に「基本方向」、「主な取組」の2項目で構成されている。計画の期間は、2024年度から2028年度までの5年間である。

本計画には、施策の進捗度を測定するため「目標とする指標」が設定されている。指標は、本計画に掲げた施策全てに設定するとともに、これまでの実績値の推移のほか、国・県の動向、今後の施策展開などを総合的に勘案して、計画最終年度における目標値が定められている。

以下では、今年度の監査対象として選定した「仕事をつくる」分野の政策「4.国内外の観光需要の取り込み」及び「5.連携や交流による地域活力の強化」に係る「基本方向」、「現状と課題」、「施策の体系」、各施策における「主な取組」、「目標とする指標」を示す。

2. 政策4 国内外の観光需要の取り込み

基本方向

青森空港、青森港、新青森駅などの交通結節点機能を活かした立体観光の推進に向けて、戦略的なプロモーションを展開するとともに、歴史・文化や、アート、自然、食などの地域特性を活かし、周辺自治体と連携するなど、通年での魅力づくりを進めます。

また、外国人観光客などの観光客の快適な周遊・滞在に向け、受け入れ態勢の充実を推進するとともに、ターゲットに応じた効果的な情報発信を行います。

現状と課題

《交通網の状況》

- 陸・海・空の交通結節点として広域的なアクセスを可能とする機能を有しており、今後、北海道新幹線の札幌延伸も予定されています。新幹線と航空路線を組み合わせた周遊観光や、クルーズ船の青森港への寄港のほか、国際定期便やチャーター便の就航などにより、本市を訪れる国内外の観光客を今後も増加させていくことが重要となっています。

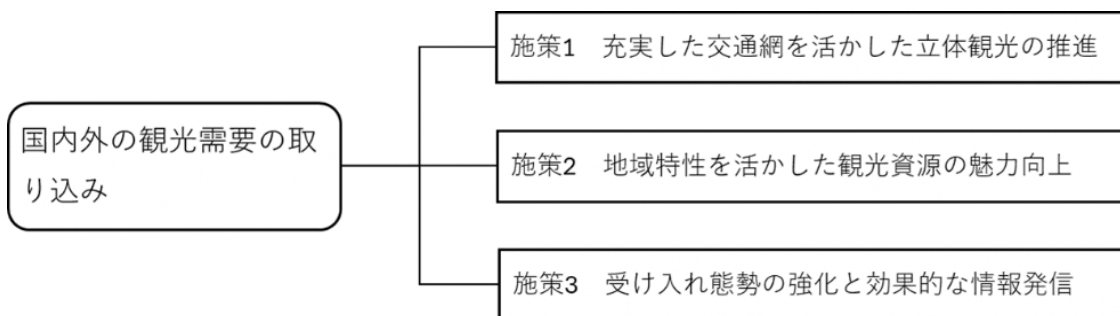
《観光資源の状況》

- 冬季の観光客数が夏季などに比べ落ち込む状況にあることから、冬季における観光資源の充実を図り、その魅力を国内外に発信していくとともに、四季を通じた観光客の満足度向上のため、本市が有する観光コンテンツを組み合わせた新たな魅力づくりが重要となっています。

《受け入れ態勢の状況》

- 令和5年の青森港へのクルーズ船寄港実績が東北で最多となっており、今後も外国人観光客に対して、市内での滞在時間の増加と満足度を向上させる取組が重要となっています。

施策の体系



施策1 充実した交通網を活かした立体観光の推進

主な取組

《立体観光の推進》

- 新幹線や空路あるいは海路を活用した旅行に対応するため、本市の観光コンテンツ・滞在プランの充実などを図り、周遊観光を促進します。
- 道南及び東北の観光コンテンツの魅力を広域で訴求するなど、本市をはじめとした東北・北海道への誘客を促進します。
- 観光事業者等と連携し、デジタルマーケティングの活用により、ニーズ・ターゲットに応じた誘客戦略を推進します。
- 国内外の船社や旅行会社での効果的なセールス活動や情報発信を通じ、国内外のクルーズ船寄港の増加や定期航空路線の利用促進を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
観光入込客数（延べ人数） 本市を訪れた観光客数	4,616 千人 (2022 年)	4,709 千人 (過去 5 年平均)	6,120 千人
主要宿泊施設宿泊者数（延べ人数） 市内の主要宿泊施設における 宿泊者数	1,109,980 人泊 (2023 年)	934,365 人泊 (過去 5 年平均)	1,300,000 人泊

施策2 地域特性を活かした観光資源の魅力向上

主な取組

《観光資源の魅力づくり》

- 冬季の観光客の増加に向け、関係団体等と連携しながら、八甲田の樹氷や、山岳スキーなど冬ならではのアクティビティと、市街地での観光を一体的に楽しめる冬季観光の充実を図るとともに、その魅力を広く情報発信します。
- 通年での新たな魅力づくりのため、観光資源の掘り起こしや磨き上げを図るとともに、本市固有の歴史・文化やアート、自然、食などを活用した観光メニューの充実を図ります。
- ねぶた祭の歴史や魅力を余すことなく紹介し、1年を通じてねぶたの全てを体感することができる「ねぶたの家 ワ・ラッセ」をはじめとした観光施設等において、観光客の満足度向上のため、体験メニューや機能の充実を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
冬季観光入込客数（延べ人数） 冬季（1-3月、11月、12月） に本市を訪れた観光客数	1,634千人 （2023年）	1,511千人 （過去5年平均）	1,846千人

施策3 受け入れ態勢の強化と効果的な情報発信

主な取組

《受け入れ態勢の充実と効果的な情報発信》

- 国内外からの観光客の満足度を高めるため、本市の歴史・文化の魅力を紹介するなど、観光案内の充実に加え、県や関係団体との連携により、サステナブルに対応・配慮したサービスの普及促進を図ります。
- 観光施設等での多言語対応やキャッシュレス決済、通信環境の充実や、緊急時等の情報連絡体制の整備など、観光客視点での利便性向上を促進します。
- 国内外からの観光客の移動の利便性向上が図られるよう、県や交通事業者等と連携して、交通拠点から主要観光施設等までの二次交通の充実に努めるとともに、的確な情報発信などを通じた利用促進を図ります。
- 本市が有する地域ならではの食や民芸品、衣装などの体験やおもてなしの充実を図るとともに、中心市街地のまち歩きや市内周遊を促進するなど、地域一帯でのクルーズ船を迎え入れる環境整備を推進します。
- 新たなマーケットも含め、国内外の船社や旅行会社での効果的なセールスや、海外船社が集中する北米にアドバイザーを設置し、青森港の情報・魅力を積極的に発信します。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
主要宿泊施設外国人宿泊者数（延べ人数） 市内の主要宿泊施設における外国人宿泊者数	102,569 人泊 (2023 年)	48,941 人泊 (過去 5 年平均)	183,000 人泊
クルーズ船寄港数 青森港におけるクルーズ船の寄港数	35 回 (2023 年)	13 回 (過去 5 年平均)	40 回

3. 政策5 連携や交流による地域活力の強化

基本方向

行政の信用力・影響力、民間のアイデアやノウハウ、スピード感など、それぞれの強みやリソースを結集し、民間力を活かした公民連携を推進します。

また、働き方やライフスタイルの多様化、地方への回帰志向の高まりを踏まえ、地域との関わりを重視した新しい形での移住・定住を促進するとともに、関係人口の創出を図るほか、東津軽郡4町村をはじめ、青函交流など、近隣地域との広域連携・国内交流を推進します。

現状と課題

《多様な民間主体との連携の状況》

- 人口減少やデジタル化など社会情勢が急速に変化していく中で、複雑化する行政ニーズや多様化する地域課題を行政単体で解決することは困難となっていることから、行政課題の解決に資する公民連携の取組を推進することが重要となっています。

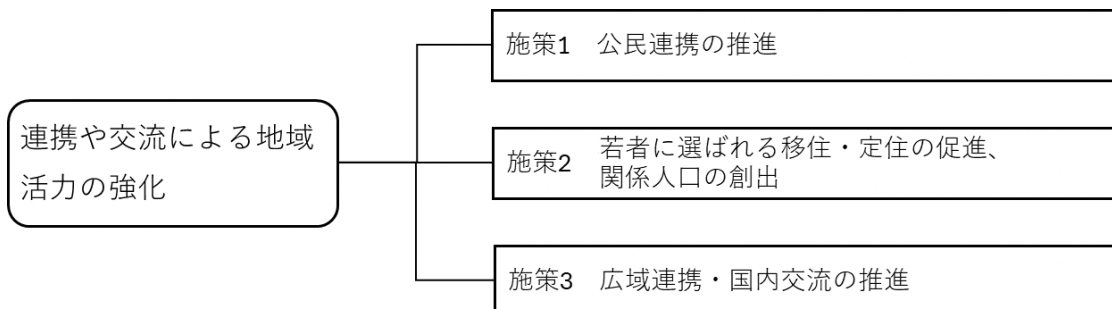
《社会増減の状況》

- 近年、転入よりも転出する人口が多い社会減が続いており、就職や進学による若年層の社会減が高い水準にあることから、若者の移住・定住、関係人口の創出による地域力の維持・強化を図ることが重要となっています。

《広域連携・国内交流の状況》

- 人口減少や一層の高齢化に伴い、生産・消費などの経済活動の衰退により、福祉・教育など市町村単体では行政サービスの維持が難しくなることが想定されることから、都市間・地域間の連携により、地域の活性化につなげていくことが重要となっています。

施策の体系



施策 1 公民連携の推進

主な取組

《公民連携の推進》

- 本市が有する課題等について、解決につながる提案受付を行い、企業・大学等と連携事業や実証実験を実施することにより、行政課題や地域課題の解決、業務の効率化を図ります。
- 市内 6 大学・短期大学はもとより、弘前大学をはじめとする他地域の高等教育機関との連携や「青森市産官学連携プラットフォーム」における取組などを通じて、地域課題の解決や地域振興を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
企業・大学等と連携して行った事業数 市が企業・大学等と連携して実施した事業数	49 件 (2023 年度)	28 件 (過去 5 年平均)	50 件

施策2 若者に選ばれる移住・定住の促進、関係人口の創出

主な取組

《移住・定住の促進、関係人口の創出》

- 仕事や住環境、子育て・教育環境、行政からのサポートなど、移住検討者それぞれのニーズに応じた情報発信や相談体制等、移住支援制度の充実を図ります。
- 移住体験・ワーケーション体験や移住者交流会などにおいて、地域との交流機会の充実を図ることで、移住検討者や移住者が地域との縁・つながりを深める機会を創出します。
- 本市のまちづくりや地域住民と多様な関わりを持つ関係人口の創出・拡大に向け、地域の担い手となる二地域居住などによる域外人材の確保を促進します。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
本市への移住者数 県または市の移住相談窓口等 を通じて県外から本市へ移住 した人数	124人 (2022年度)	76人 (過去5年平均)	124人
本市の関係人口 移住体験及び移住相談のリピ ーター数等	99人 (2023年度)	98人 (過去3年平均)	100人

施策 3 広域連携・国内交流の推進

主な取組

《広域連携・国内交流の推進》

- 住民の暮らしを支え、活力ある社会・経済を維持していくため、産業経済、都市サービス、生活関連サービスなど、幅広い分野において、東津軽郡 4 町村など近隣市町村と緊密な連携を図りながら、地域の一体的な発展に向けた取組を進めます。
- ツインシティの盟約を結ぶ函館市と、経済、観光、スポーツ、文化等の分野における一層の交流を推進するとともに、友好都市である屋久島町をはじめとする全国の都市等と地域資源を活用した交流を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
近隣市町村との連携事業のうち、目標値を達成している事業数(概ね達成を含む) 青森圏域連携中枢都市圏ビジョン(構成市町村：青森市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村)における連携事業のうち、目標値に対する実績値の割合が 75%以上の事業数	42 件 (2023 年度)	32 件 (過去 4 年平均)	42 件
青森・函館ツインシティ交流事業数 文化、スポーツ、観光、経済等の分野における両市の交流事業数	95 件 (2023 年度)	96 件 (過去 5 年平均)	100 件

第3章 監査の方針及び監査対象の決定

第1. 監査の基本的な方針

地方公共団体の包括外部監査は、一部の地方公共団体で官官接待やカラ出張などの不適切な予算執行があったことを受けて、平成9年6月に自治法が改正され、事務事業に対するチェック機能の強化を図るために導入された。そのため、包括外部監査人は、財務に関する事務の執行が予算や法令等に従って適正に行われているかどうかを、主として合規性の観点から、独立した第三者として監査することとされている。

また、一方で監査を行うにあたっては、当該事務の執行の経済性、効率性、有効性の視点から意見を提出することができることとされている。

したがって、監査においては法令その他規則への合規性監査に重点を置くが、コストを抑えつつより大きな効果をあげるよう努めているか、より効率的な方法が取られているか、といった視点も重要事項にとらえ、監査を実施した。

第2. 監査要点

令和7年度包括外部監査における主要な監査要点を以下のとおり設定した。

(1) 法令等への準拠性

- ・事業目的と関連しない予算執行はないか。
- ・契約は財務規則に沿って行われているか。
- ・契約相手先選定についての基準は明確か。
- ・結果的に特定の地域や業界の利益のみが優先され、他の地域や業界との間に著しい不公平が生じていないか。
- ・その他、事業に係る事務の実行は関連法令等に準拠しているか。

(2) 事業の有効性

- ・事業の目的、目標は上位計画等と整合し、明確になっているか。
- ・事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために効果的であるか。
- ・事業の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。また、その結果は次年度以降の事業に有効活用されているか。
- ・長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。
- ・所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。又は、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはな

いか。

- ・財源に国又は県の支出金等がある事業（もしくはあった事業）についても、市として有効性等を勘案し主体的に事業を実施しているか。

（３）事業の経済性、効率性

- ・事業費の積算見積は適切に行われているか。
- ・経済的かつ効率的な事務を追求しているか。
- ・本来市が負担すべきではない、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。
- ・契約事務において複数の見積を徴すなど契約金額の低減努力がなされているか。
- ・事業の実施方法として、市の直営か民間事業者への委託又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
- ・他の事業との重複や無理な細分化はないか。
- ・年度末に不必要な予算消化をしていないか。
- ・費用対効果を勘案のうえ事業を実施しているか。

（４）指定管理

指定管理については、上記（１）から（３）に加えて、指定管理に特有の以下の監査要点を設定している。

１．制度導入・選定にかかる監査要点

- ・設置条例に必要な事項が網羅されているか。また、直営より効率的・効果的であるかの検証がなされているか。
- ・選定過程が法令等に準じているか。非公募や一者応札の場合、その理由の妥当性や適性の確認、競争性確保の工夫がなされているか。

２．協定書・業務実施にかかる監査要点

- ・基本・年度協定書に管理業務や費用に関する事項が適切に記載されているか。
- ・協定書や提案時の計画、利用者目標が合理的な理由なく未達成となっていないか。
- ・法令遵守（許可・免許）、安全確保、クレーム処理、及び現金・備品管理が適切に行われているか。
- ・利用者減少への対策や自主事業における民間ならではの創意工夫、市民視点でのサービス向上が図られているか。
- ・重要な業務を第三者委託する場合、市の承認や適正な入札手続きを経ているか。

３．市の関与（モニタリング）にかかる監査要点

- ・モニタリング、月例報告、事業報告書に基づき、市が適時適切な指導を行っているか。

- ・収支報告書に不必要な費用や根拠のない費用（過大な本部経費等）、計上漏れがないか。また収支差額は適正か。
- ・利用料金、開館日時、指定期間、インセンティブ付与の仕組み等が、双方の立場から見て妥当か。
- ・利用率の低い施設等の廃止・譲渡の検討、及び将来的なリスクへの対応が図られているか。

第3. 監査手続

「第2. 監査要点」に記載した要点を検証するために実施した監査手続は以下のとおりである。

（1）監査対象事業の概要把握

- ①関連する部課の組織の状況、実施事務の内容を把握した。
- ②監査対象事業についての事業説明資料等を閲覧した。また、これらの資料について、事業を所管する部署から意見聴取を行い事業の概要を把握した。

（2）関連資料の閲覧と所管部署に対する質問

- ①支出に係る資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令等への整合性・合規性、及び、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性を検証した。
- ②法令等に実施根拠がある事業について、法令等に関する情報を入手し、事業実施内容の合規性を検証した。
- ③事業実施結果の概要、実績報告書等の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業実績の検証を実施した。
- ④担当者への質問、関連書類の閲覧により、成果指標の有無、達成状況及び改善施策を検証した。
- ⑤市が実施する事務手続が、ルールに従って適切に行われているか、誤謬が事前に防止されるようなチェック機能が構築されているかという視点から、資料の閲覧、担当者への質問を実施した。
- ⑥委託業務の契約相手先、補助金等の交付先の会計記録・業務実施報告書等を閲覧・精査し、委託契約書、補助金要綱、協定書等との整合性を確認した。

（3）現地視察

- ①監査対象事業によっては、必要に応じて実地に赴き、事業の状況を視察した。また、

現場担当者に事業の概要について意見を聴取した。

(4) 指定管理対象施設に関する資料閲覧と質問

- ①指定管理対象施設に関連し、指定管理者の収入・支出に関連する資料を確認した。
- ②指定管理対象施設の実績またはその効果を検証することができる資料を閲覧、確認した。
- ③指定管理者の募集・選定・指定・モニタリングに関連する資料を閲覧、確認した。
- ④法令・条例・協定書等に基づいて、指定管理者から市へ提出された一連の資料を閲覧、確認した。

第4. 監査対象事業について

「第2章 監査対象の基本的事項 第2. 青森市総合計画基本構想 3. 施策の大綱」に記載したとおり、「仕事をつくる」分野の政策「4.国内外の観光需要の取り込み」及び「5.連携や交流による地域活力の強化」に係る事業を監査対象事業として選定した。

ただし、令和6年度の当初予算額が10万円未満の事業や一定の負担金（市以外に事務局が置かれている協議会等への負担金）を支出する事業、監査テーマと関連性が薄い事業は監査対象事業から除いている。

また、監査対象事業として選定した事業のうち、令和5年度の包括外部監査において指摘事項や意見のあったものについて、措置状況の監査を実施した。

監査対象事業の一覧は以下のとおりである。

【図表 監査対象事業一覧】

No.	部名称	課名称	小事業名称
No.1	経済部	観光課	モヤヒルズオートキャンプ活性化事業
No.2	経済部	観光課	道の駅ユーサ浅虫管理運営事業
No.3	経済部	観光課	幸畑墓苑管理運営事業
No.4	経済部	観光課	モヤヒルズ管理運営事業
No.5	経済部	観光課	自然資源活用型観光振興事業
No.6	経済部	観光課	文化観光交流施設運営管理事業
No.7	経済部	観光課	港湾文化交流施設整備事業
No.8	経済部	交流推進課	MICE 誘致・開催支援
No.9	経済部	交流推進課	観光交流サポーター運営事業
No.10	経済部	交流推進課	青森市観光交流情報センター管理運営事業

No.	部名称	課名称	小事業名称
No.11	経済部	交流推進課	観光ガイド育成・運営事業
No.12	経済部	交流推進課	港湾振興に関する事業
No.13	経済部	交流推進課	クルーズ船ポートセールス事業
No.14	経済部	交流推進課	みなとまち・あおもり誕生400年推進事業
No.15	農林水産部	水産振興センター	浅虫海づり公園運営管理事業
No.16	浪岡振興部	地域づくり振興課	浪岡観光振興事業
No.17	浪岡振興部	地域づくり振興課	北畠まつり開催支援事業
No.18	浪岡振興部	地域づくり振興課	道の駅アップルヒル管理運営事業（ハード）
No.19	浪岡振興部	地域づくり振興課	浪岡駅周辺施設管理運営事業
No.20	企画部	連携推進課	青函ツインシティ推進事業
No.21	企画部	連携推進課	地域おこし協力隊活動支援事業
No.22	企画部	連携推進課	青森市移住促進事業（補助金）
No.23	企画部	連携推進課	新しい働き方担い手誘致・東青地域移住促進事業
No.24	企画部	連携推進課	むつ湾広域連携事業（負担金）
No.25	企画部	連携推進課	連携中枢都市圏推進事務（連携）
No.26	企画部	連携推進課	公民連携推進事業
No.27	農林水産部	農業振興センター	地域おこし協力隊活動支援事業（就農隊員）
No.28	浪岡振興部	総務課	地域おこし協力隊活動支援事業（浪岡）
No.29	浪岡振興部	総務課	浪岡地区移住・定住促進事業
No.30	浪岡振興部	地域づくり振興課	国内交流推進費（浪岡）
No.31	浪岡振興部	地域づくり振興課	浪岡地区バドミントン移住学生支援事業（補助金）
No.32	浪岡振興部	地域づくり振興課	浪岡地区バドミントン移住学生支援事業（学生寮管理運営）
No.33	教育委員会事務局	文化遺産課	縄文都市交流事業

【図表 監査対象事業一覧（措置状況の監査）】

No.	部名称	課名称	小事業名称
No.34	経済部	観光課	観光・コンベンション実行機関支援事業
No.35	経済部	観光課	冬季観光イベント開催事業
No.36	経済部	観光課	青森ねぶた派遣事業
No.37	経済部	観光課	青森ねぶた祭活性化事業
No.38	経済部	観光課	サンセットビーチあさむし管理運営事業
No.39	経済部	観光課	港湾文化交流施設活性化事業
No.40	経済部	交流推進課	青森空港振興・国際化事業（負担金）
No.41	経済部	交流推進課	広域観光推進事業
No.42	経済部	交流推進課	あおり観光情報センター管理運営事業

第4章 監査の結果及び意見（総論）

第1. 監査の結果及び意見の総括

『交流人口の増加及び関係人口の創出に向けた施策及び事業に係る財務事務の執行について』に関して、監査の基本的な方針を定め、それに基づいて監査要点を抽出し、各監査要点について監査手続を実施した。

結果、【指摘事項】19件、【意見】38件が検出された。続く「第2. 監査の結果及び意見の概要」にて、個別に指摘事項及び意見の概要を記載する。

【図表 指摘事項及び意見の総括】

(単位：件)

No.	事業名	指摘	意見
第5章 監査の結果及び意見（各論）			
第1. 国内外の観光需要の取り込み			
1	モヤヒルズオートキャンプ活性化事業	-	1
2	道の駅ユーサ浅虫管理運営事業	3	-
3	幸畑墓苑管理運営事業	2	2
4	モヤヒルズ管理運営事業	2	2
5	自然資源活用型観光振興事業	1	1
6	文化観光交流施設運営管理事業	1	5
7	港湾文化交流施設整備事業	-	1
8	MICE誘致・開催支援	-	1
9	観光交流サポーター運営事業	-	1
10	青森市観光交流情報センター管理運営事業	2	1
11	観光ガイド育成・運営事業		
12	港湾振興に関する事業	-	-
13	クルーズ船ポートセールス事業	-	1
14	みなとまち・あおもり誕生400年推進事業	-	1
15	浅虫海づり公園運営管理事業	1	7
16	浪岡観光振興事業	-	-
17	北島まつり開催支援事業	-	1
18	道の駅アップルヒル管理運営事業（ハード）	3	4
19	浪岡駅周辺施設管理運営事業	2	-
第2. 連携や交流による地域活力の強化			
20	青函ツインシティ推進事業	-	1

No.	事業名	指摘	意見
21	地域おこし協力隊活動支援事業	-	-
22	青森市移住促進事業（補助金）	-	1
23	新しい働き方担い手誘致・東青地域移住促進事業	-	1
24	むつ湾広域連携事業（負担金）	-	1
25	連携中枢都市圏推進事務（連携）	1	-
26	公民連携推進事業	-	1
27	地域おこし協力隊活動支援事業（就農隊員）	-	-
28	地域おこし協力隊活動支援事業（浪岡）	1	1
29	浪岡地区移住・定住促進事業		
30	国内交流推進費（浪岡）	-	-
31	浪岡地区バドミントン移住学生支援事業（補助金）	-	1
32	浪岡地区バドミントン移住学生支援事業（学生寮管理運営）	-	1
33	縄文都市交流事業	-	-
第6章 措置状況の監査		-	1
合計		19	38

※ 報告書では、監査の結論を【指摘事項】と【意見】に分けて記載している。【指摘事項】は、今後、措置することが必要であると判断した事項である。主に、合規性に関すること（法令、条例、規則、規程、要綱、契約等に抵触する事項）となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断した場合等についても同様に、【指摘事項】として記載している。また、【意見】は【指摘事項】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するものである。

第2. 監査の結果及び意見の概要

指摘事項及び意見の概要は下表のとおりである。

なお、表中の「重要度」に「○」が付されている指摘事項及び意見は、合規性の観点から誤謬等の影響が大きいと監査人が判断した事項、若しくは有効性・効率性・経済性・透明性確保の観点から措置による市及び市民へのメリットが大きいと監査人が判断した事項である。特に迅速かつ適切に対応されることを望む。

【図表 指摘事項及び意見の概要】

No.	事業名	ページ	重要度	指摘事項・意見	概要
1	モヤヒルズ オートキャン プ活性化 事業	41		【意見1】補助対 象経費の確認方 法の見直し	補助金精算において、一部経費の妥当性確認が領収書等の客観的証憑によらず、口頭ヒアリングのみで行われていた。不正の意図は認められないものの、特定の支出のみ確認方法を簡略化することは事務の公平性を損なうおそれがある。金額の多寡にかかわらず、全ての支出に対し取引内容を確認できる書類の提出を徹底することが望ましい。
2	道の駅ユー サ浅虫管理 運営事業	48		【指摘事項1】貸 与物品の管理に ついて	貸与備品の現物調査の結果、台帳への記載漏れや管理ラベルの未貼付が判明した。数年にわたり実地棚卸による実態把握がなされておらず、管理業務の形骸化が認められる。市は貸付一覧を速やかに適正化するとともに、指定管理者による棚卸への立会確認を行うなど、公有財産の適切な管理体制を再構築する必要がある。
3	道の駅ユー サ浅虫管理 運営事業	49		【指摘事項2】指 定管理事業と自 主事業の経費負 担について	ユーサ浅虫の光熱費精算において、自主事業分が使用量と面積による二重負担となっており、計算根拠を定めた文書も存在しない。利用料金制の導入により全体の収支に直接の影響はないものの、指定管理事業を正しく評価するには適切な区分損益計算が不可欠である。過去の慣例を排し、合理的根拠に基づく明確な負担ルールを協議・策定すべきである。
4	道の駅ユー サ浅虫管理 運営事業	49	○	【指摘事項3】実 態と乖離した業 務用施設使用料 の徴収について	指定管理者が負担する施設利用料金において、現在は不使用のマッサージ室が算定面積に含まれており、過大請求が生じている。これは仕様書の規定にも反する状態である。過年度の金額を漫然と踏襲するのではなく、新たな協定期間の開始時など、実態に合わせて算定根拠を適宜見直し、仕様書との乖離を是正すべきである。
5	幸畑墓苑管 理運営事業	56		【指摘事項4】貸 与物品の管理に ついて	市が指定管理者に無償貸与する備品等の実地調査において、全103点のうち13点の滅失が判明した。数年前から所在不明であったが、市・指定管理者双方で棚卸が実施されず、管理台帳も放置されていた。仕様書に基づく点検業務の形骸化は重大な不備であり、市は指定管理者の棚卸へ立ち会うなど

【図表 指摘事項及び意見の概要】

No.	事業名	ページ	重要度	指摘事項・意見	概要
					実効性のある指導を徹底すべきである。
6	幸畑墓苑管理運営事業	57		【指摘事項5】適切な会計帳簿書類の保管について	現金支払に係る証憑を確認したところ、領収書の紛失により支払事実が確認できない事例や、領収日付の欠落により会計期間の帰属が判断できない不適切な事例が判明した。現金支出は領収書がなければ支払の証明が困難である。適切な収支計算の実施に向け、証憑の入手・保管を徹底し、会計処理の客観性を確保すべきである。
7	幸畑墓苑管理運営事業	58		【意見2】閉館時間の短縮検討について	直近2年間の時間別来館者数を調査した結果、閉館前1時間の利用が極めて少ない実態が判明した。特に夏季は来館者が僅少な時間帯を、法定労働時間を超える残業対応で運営しており、非効率な状況にある。公共性を考慮しつつも、条例に基づき入館者の利便性と運営効率を慎重に再検討し、閉館時間の短縮を議論することが望ましい。
8	幸畑墓苑管理運営事業	59		【意見3】収蔵庫内物品の管理について	収蔵庫の現物確認を行った結果、消費税率改定前の旧チケットが段ボール箱分保管されるなど、使用見込みのない物品の放置が判明した。限られた収蔵スペースには未展示品も多く、効率的な空間利用が求められる。不要な物品を漫然と保持し続ける必要はなく、適時適切な整理整頓を徹底し、管理の適正化を図ることが望ましい。
9	モヤヒルズ管理運営事業	66		【指摘事項6】適格請求書保存の不備	指定管理業務における消費税の仕入税額控除の適用状況を確認したところ、QRコード決済手数料に係る適格請求書（インボイス）の保存漏れが判明した。これは経理担当者の制度理解不足に起因するものであり、仕様書で定められた関係法令の遵守が不十分な状態であった。指摘後、速やかに保存対応がなされたが、今後は関係法令に基づき、インボイスの適切な受領・保管を徹底し、会計処理の適正化を期すべきである。
10	モヤヒルズ管理運営事業	66		【指摘事項7】備品シールの未貼付	市が指定管理者に貸与する備品の現物調査を行った結果、診察台や芝刈機等に備品シールが貼付されていない事例が確認された。施設内には市と指定管理者の備品が混在しているため、シールの貼付は所有権の特定と適切な管理を行う上で不可欠であ

【図表 指摘事項及び意見の概要】

No.	事業名	ページ	重要度	指摘事項・意見	概要
					る。貼付を徹底するとともに、定期的な現物確認を行い、管理体制を強化すべきである。
11	モヤヒルズ管理運営事業	66		【意見4】貸付備品一覧の整備について	市が貸与する備品リストの更新作業について、管理マニュアル等が整備されておらず、業務が特定の担当者に依存する「属人化」の状態にある。また、過去に市から備品シールが提供されなかった事例も確認された。適正管理や円滑な業務引継ぎの観点から、市は指定管理者と協力し、次回の公募時までにリストの整備状況を含めた備品管理体制全般を抜本的に見直すことが望ましい。
12	モヤヒルズ管理運営事業	67		【意見5】指定管理業務仕様書の記載内容の見直し	指定管理業務仕様書の「施設概要」には管理棟2階の「浴室」が記載されているが、長らく故障・不使用の状態にあり、現状は使用不能である。公募資料において実態と異なる記載がなされることは、応募事業者の適正な現状把握を妨げる要因となる。市は次回の公募に際し、現況を正確に反映するよう仕様書の記載内容を精査・見直し、情報の適正化を図ることが望ましい。
13	自然資源活用型観光振興事業	70		【指摘事項8】決算書の記載誤りについて	市が事務局を務める協議会の決算書において、本会計・特別会計ともに計上漏れや二重計上等の誤りが複数判明した。預金残高との照合の結果、不正の意図は認められないものの、基本となる決算数値の誤りは事務の説明責任を損なうものである。今後は確認体制を強化し、正確な決算書を作成することで、会計処理の正確性と組織としての信頼性を確保すべきである
14	自然資源活用型観光振興事業	71		【意見6】決算書と預金通帳の整合性確認の実施	決算書の誤りは、単式簿記による作成や、預金残高との整合性確認の欠如が原因と考えられる。現状の放置は説明責任を損なうだけでなく、不正リスクを増大させる。本会計・特別会計ともに口座は一つであり、未払金等を加減算した理論上の残高と決算数値は一致すべきである。最低限、通帳残高との突合を必須とし、会計処理の正確性と透明性を確保すべきである。
15	文化観光交流施設運営管理事業	78		【指摘事項9】計算書類間の不一致及び市のモニ	指定管理者の収支決算書が、実支出額や他の計算書類と整合しないまま受理されており、市のモニタリング体制に課題がある。背

【図表 指摘事項及び意見の概要】

No.	事業名	ページ	重要度	指摘事項・意見	概要
				タリリング体制について	景には精算に伴う覚書締結の遅延や事務の煩雑さがあるが、今後は速やかな契約変更による正確な書類作成と、市による厳格な確認が不可欠だ。予算策定の精度を高め、事務の効率化と適正な会計管理の両立を期待する。
16	文化観光交流施設運営管理事業	78	○	【意見 7】指定管理料に関する募集要項と実態の乖離及び情報開示の適正化について	募集要項で「指定管理料は原則不支給」としながら、実際には毎年度多額の支払いが継続しており、公募内容と運用の実態が乖離している。この情報の非対称性は、実績を熟知する既存業者に対し新規参入者を著しく不利にさせ、競争の公平性を損なう。市は過去の支払実績や特別な事情の具体例を明示し、実態に即した透明性の高い公募条件を整備すべきである。
17	文化観光交流施設運営管理事業	80	○	【意見 8】指定管理者による施設賠償責任保険への加入原則と募集要項の整合性について	市の基本方針では、事故発生時の補償確保と市の求償不能リスク回避のため、施設賠償責任保険への加入を「原則」としている。しかし、募集要項では「推奨」に留まっており、現場の運用と方針が乖離している。高額賠償発生時に指定管理者の資力が不足していれば、市民への補償遅延や市税による負担転嫁を招くおそれがある。市はリスク管理の観点から、保険加入の義務化や補償限度額の明記など、実効性のある措置を講じることが望ましい。
18	文化観光交流施設運営管理事業	83		【意見 9】管理運営仕様書の簡素化と成果重視のモニタリング体制への転換について	業務仕様書で事業回数等の詳細な数値を義務付けているが、市の確認が不十分でモニタリングが形骸化している。過度な制約は、利用料金制下での機動的な運営や民間ノウハウの活用を阻害し、双方の事務負担も増大させる。今後は「プロセスの回数」ではなく「成果（アウトカム）」を重視した評価軸へ転換し、指定管理者の主体性を引き出す柔軟な管理体制を構築することが望ましい。
19	文化観光交流施設運営管理事業	84		【意見 10】収支決算書の確認体制の整備及び検証証跡の保存について	市と指定管理者の協定には、収支差額（黒字）の一定割合を市に納付する規定があるが、市が指定管理者の会計帳簿（総勘定元帳等）を直接確認し、決算の正確性や経費の妥当性を検証した形跡が認められない。この

【図表 指摘事項及び意見の概要】

No.	事業名	ページ	重要度	指摘事項・意見	概要
					<p>ままでは市歳入の根拠となる納付額の妥当性を客観的に担保できず、公会計管理上のリスクがある。市は実地検査や書類点検を定期的実施し、確認の証跡(チェックリスト等)を保存するなど、監督責任を適切に果たすべきである。</p>
20	文化観光交流施設運営管理事業	85		<p>【意見 11】インバウンド需要の捕捉による収益最大化と二層性料金制の導入検討について</p>	<p>入館者数が大幅に回復し、特にインバウンド需要が急増している。施設維持管理への市税投入や市民負担を考慮し、外国人観光客に適切な対価を求める「二層性料金制」の導入を検討すべきである。増収分を市へ還元しつつ、多機能自動券売機の導入により受付の混雑緩和と省力化を図るなど、インバウンドを戦略的に活用した収益最大化と、市民の利便性確保を両立させる施策を具体化することが望ましい。</p>
21	港湾文化交流施設整備事業	88	○	<p>【意見 12】施設の老朽化に伴う計画的な修繕計画の策定及び予算措置の適正化について</p>	<p>32年間使用され推奨時期を大幅に超過した暖房設備が故障し、緊急更新を余儀なくされた。3年前の点検で異常を把握しながら放置した結果、テナントへの応急対応が発生しており、事後保全に偏った管理は重大なリスクを伴う。故障を予測できた状況での予算措置や計画的更新の欠如は、管理責任の不履行と言わざるを得ない。点検結果を予算に反映させ、重要設備の計画的更新を徹底する体制を構築することが望ましい。</p>
22	MICE 誘致・開催支援	92		<p>【意見 13】MICE 開催事業補助金における単価設定の検証と記録について</p>	<p>本補助金の単価は平成 30 年度から据え置かれており、物価高騰や誘致競争の激化といった環境変化に即した妥当性の検討がなされていない。長期間の据え置きは施策の魅力低下を招くおそれがある。今後は予算策定ごとに他自治体の水準や市場動向を調査・比較し、単価設定の根拠や検討過程を文書として記録すべきである。戦略的な水準設定に努め、その妥当性を説明できる体制を整えることが望ましい。</p>
23	観光交流サポーター運営事業	96		<p>【意見 14】観光交流サポーターの活動活性化に向けたニーズ把</p>	<p>登録サポーター数が目標の 60 名に届かない約 40 名に留まり、活動への参加率も低迷している。現行のインセンティブは十分な効果を上げておらず、活動の形骸化が懸念</p>

【図表 指摘事項及び意見の概要】

No.	事業名	ページ	重要度	指摘事項・意見	概要
				握と施策改善について	される。参加意欲を高めるため、アンケート等でニーズを正確に把握し、サポーターと共に改善策を検討するプロセスを導入すべきである。当事者意識を醸成しながら、ニーズに即した柔軟な運営改善により参加率向上を図ることが望ましい。
24	青森市観光交流情報センター管理運営事業、観光ガイド育成・運営事業	102		【指摘事項 10】備品類の管理について	仕様書で義務付けられているにもかかわらず、指定管理者による備品台帳の作成・管理が行われていない。現物調査の結果、椅子やベンチの数量が一覧表と乖離しており、市の追加貸与や他所への搬出状況が台帳に反映されないまま放置されている。数量の不一致は、管理の形骸化を招く。市は指定管理者に対し、速やかに管理台帳を整備させ、現物と連動した適正な備品管理を徹底するよう強く指導すべきである。
25	青森市観光交流情報センター管理運営事業、観光ガイド育成・運営事業	103	○	【指摘事項 11】収支決算書の検証について	指定管理業務の事業報告において、協定書で義務付けられた「収支決算書」が提出されず、暫定数値による「精算書」のみで承認が行われている。精算書は多くの費目が予算額のまま計上されており、確定決算額との間に多数の差異が生じている。市が最終的な収支を把握せず承認することは、監督責任の放棄に等しい。今後は決算数値の確定後、速やかに収支決算書を提出させ、厳正な検証を行うべきである。
26	青森市観光交流情報センター管理運営事業、観光ガイド育成・運営事業	105		【意見 15】指定管理者と所管部署のコミュニケーションについて（主に指定管理者の要望に対する市の対応）	仕様書に基づき市側が評価・助言を行う一方向の伝達が主となっており、指定管理者が抱える現場の切実な要望（老朽化対策、人手不足、安全確保等）を市が十分に把握できていない。口頭ベースの要望も多く、対応の可否や経緯が不明確なため、双方の認識に乖離が生じている。今後は要望の書面化を促し、市としての検討結果を丁寧に回答・記録する双方向のコミュニケーション体制を構築することが望ましい。特に収益増が見込めない業務において、指定管理者の意欲低下や応募断念を防ぐための積極的な対話が不可欠である。
27	クルーズ船ポートセー	112		【意見 16】重要な施策としての	クルーズ船誘致のトップセールスに係る復命書が、形式的な実施記録に留まっている。

【図表 指摘事項及び意見の概要】

No.	事業名	ページ	重要度	指摘事項・意見	概要
	ルス事業			出張復命書における評価・検証の充実について	多額の公金を投じる重要な施策において、事業の継続性判断や運営面の事後評価が欠如していることは、組織的な知見の逸失に等しい。今後は、訪問の費用対効果や実施体制の妥当性、運営上の改善点を明記した「評価・改善型」の記録を作成すべきである。検証結果を蓄積・共有することで、施策の有効性向上と次年度以降の予算の妥当性担保を図ることが望ましい。
28	みなとまち・あおもり誕生400年推進事業	116		【意見 17】複数年度にわたる大規模プロジェクトの全体予算管理について	3 か年で1億円を超える大型事業でありながら、年度ごとに単年度予算として申請されており、開始時に全期間の総予算額や財政的検討プロセスが示されていない。全体像が不明瞭なまま予算が積み上がる現状は、事業の有効性評価を困難にし、財政運営の計画性を欠く。継続費等の措置を講じない場合でも、計画資料に総額の見込額を明記して可視化すべきである。全体規模との整合性を検証し、戦略的かつ効率的な予算管理体制を構築することを求める。
29	浅虫海づり公園運営管理事業	123	○	【指摘事項 12】自主事業の実施内容・収支等の適切な把握について	募集要項で自主事業は市の事前承認と収支報告が義務付けられ、利益の帰属は協議事項とされているが、市は実施状況や収支の報告を受けていない。これにより、利益の市民還元や業務への支障の有無を判断するルールが形骸化している。市は、物販等の自主事業について詳細な報告を求め、施設目的に対する妥当性や収益の帰属を適切に評価・協議すべきである。また、利用者の利便性向上に資する事業の促進など、施策の有効性評価にも活用されたい。
30	浅虫海づり公園運営管理事業	124		【意見 18】海づり公園における高齢者減免制度の周知について	70歳以上の利用料が全額免除となる「高齢者減免制度」について、令和6年度の利用実績が0件であった。相当数の高齢利用者が存在すると推察される中、HPや窓口で減免の記載・掲示がなく、周知不足が主な要因と考えられる。高齢者の健康増進という制度目的を果たすため、市は公式HPへの明記や管理棟への案内掲示を徹底し、対象者が適切に制度を利用できるよう周知体制を早急に改善することが望ましい。

【図表 指摘事項及び意見の概要】

No.	事業名	ページ	重要度	指摘事項・意見	概要
31	浅虫海づり公園運営管理事業	125		【意見 19】 減免申請書における減免理由記載の徹底について	海づり公園の利用料減免申請において、減免理由が未記載のまま受理されている事例が1件認められた。減免の妥当性を担保し、市民への説明責任を果たすためには、申請書に減免事由を漏れなく記載させることが不可欠である。本件はケアレスミスと判断されるが、市は事後確認や不正防止の観点から、受付時の確認体制を徹底し、形式要件を充足した適正な事務手続きを継続すべきである。
32	浅虫海づり公園運営管理事業	126		【意見 20】 入園者増加施策について（利用者ニーズの把握について）	海づり公園の入園者数は5年間で約49%減少し、全国的な釣り人口の減少率（約24%）を大きく上回る深刻な状況にある。現状、利用者ニーズの把握は口頭のみで、日報等への記録や客観的なアンケート調査も行われておらず、課題が可視化されていない。指定管理者は事業計画にある「ニーズ把握」を具現化し、文書化されたデータに基づき市と改善策を協議すべきである。低コストで実施可能なアンケート等を導入し、突出した利用者減少の個別要因を早期に特定・改善することを求めたい。
33	浅虫海づり公園運営管理事業	127		【意見 21】 入園者増加施策について（釣果情報のインターネットでの提供について）	仕様書で「ホームページ等を活用した釣果情報の提供」が定められているにもかかわらず、現在は電話や現地掲示のみで、インターネット上の情報発信が行われていない。他自治体の類似施設では全施設がネット公開しており、釣行マインドの醸成や準備の利便性向上に直結している。現地掲示板の写真をSNSに投稿する手法であれば追加コストはほぼ発生しない。入園者増に向け、早急にネットでの釣果発信を開始することが望ましい。
34	浅虫海づり公園運営管理事業	128		【意見 22】 入園者増加施策について（早朝開園について）	海づり公園の開園時間は午前9時だが、多くの有料釣り施設は好釣果が望める午前5～7時に開場している。魚の活性が高い「朝まずめ」や猛暑回避の観点から早朝開園のニーズは高く、近隣宿泊客向けのアクティビティとしての需要も見込まれる。人件費増への対策として、利用の少ない平日を休園日とする代わりに連休等の特定日に優先

【図表 指摘事項及び意見の概要】

No.	事業名	ページ	重要度	指摘事項・意見	概要
					実施するなど、弾力的な運用による早朝開園の検討を求めたい。
35	浅虫海づり公園運営管理事業	129		【意見 23】入園者増加施策について（釣り仕掛け販売について）	計画されていた「仕掛けの販売」が行われておらず、貸し竿付属の簡素な仕掛けでは魚種に応じた対応が困難である。近隣に釣具店がない中、サビキ釣り等の効果的な仕掛けを販売することは、初心者や観光客の釣果向上と満足度確保に直結する。仕掛けは安価で長期保存が可能なため、自主事業としての収益性も高い。入園者の利便性向上とリピーター確保のため、ニーズに即した仕掛け販売の実施を検討することが望ましい。
36	浅虫海づり公園運営管理事業	129		【意見 24】入園者増加施策について（ホームページ情報の充実について）	海づり公園のホームページは情報が不足しており、利用者の利便性向上に向けた内容の充実が必要である。現状、利用料の減免要件や、男女別水洗トイレ・水道・自販機などの設備、救命胴衣やバケツ、大型魚用のタモ網の無料レンタルといった重要なサービス内容が記載されていない。また、氷の提供や販売している餌の種類、仕掛け販売の有無なども明記すべきである。来園前の不安を解消し、魅力を正しく伝えるため、これらの詳細情報を網羅的に掲載することを検討されたい。
37	北島まつり開催支援事業	138		【意見 25】補助金等チェックシートの運用について	前年度の指摘を受け内容が変更された「補助金等チェックシート」が、令和4年度から数年間ほぼ同一の内容で作成されており、極めて形式的な運用に陥っている。社会情勢や事業内容の変化が反映されておらず、評価理由の不透明さも相まって、PDCAサイクルが機能していない。チェックシートを形骸化させず、本来の制度改善ツールとして機能させるためには、各年度の具体的な実績に基づく評価理由の明記を必須とすべきである。また、財政課はガイドラインを策定するだけでなく、実効性のある検証が行われているか審査・指導機能を強化することが望ましい。
38	道の駅アップルヒル管	145	○	【指摘事項 13】	アップルヒルの管理運営は営利・非営利の両部門で構成され、協定書では業務全体の

【図表 指摘事項及び意見の概要】

No.	事業名	ページ	重要度	指摘事項・意見	概要
	理運営事業 (ハード)			係る収支の状況 の未入手について	収支報告が義務付けられている。しかし、実際には非営利部門の報告のみで、営利部門の収支を市が把握していない状況にある。全体収支が見えないままでは、支出している指定管理料の妥当性を評価できず、制度の透明性も確保できない。今後は、報告すべき資料リストとの照合を徹底するなど、業務全体の収支を網羅的に入手・検証できる体制を早急に整備し、適正な運用を確保すべきである。
39	道の駅アップルヒル管理運営事業 (ハード)	146		【指摘事項 14】 月次報告に係る 出納管理簿の未 入手について	仕様書で義務付けられているにもかかわらず、月次報告において金銭の出納管理状況が提出されておらず、市もこれを入手していなかった。金銭出納の把握は、業務の収支や資金の流れを監督する上で不可欠な要素である。この欠落は、指定管理業務に対する適正な監督の実効性を損なうものである。今後は、月次報告の提出資料リストとの照合を徹底するなど、必要な資料を確実に収集・確認し、月次の収支状況を適切に把握できる体制を構築すべきである。
40	道の駅アップルヒル管理運営事業 (ハード)	146		【指摘事項 15】 破損備品の放置 及び報告手続の 不備について	市が貸与した備品（除雪機やソフトクリーム製造機等）が破損したまま、財務規則に基づく返納処分等の手続を経ずに施設内に放置されている。所管部署は口頭で把握しつつも書面報告を受けておらず、物品管理の正確性と透明性が損なわれている。規則違反の状態を解消するため、指定管理者と連携して速やかに適正な廃棄・更新手続を行うとともに、破損時の報告フローを徹底し、財産管理上のリスクを低減すべきである。
41	道の駅アップルヒル管理運営事業 (ハード)	147		【意見 26】貸出 備品に係る備品 管理シールの未 更新について	市が貸与している備品に旧版の管理シールが貼られたままとなり、現行体系との不一致が生じている。システム上で照合可能とはいえ、現場に即時確認できる対応表がなく、識別に手間を要する現状は、管理事務の効率性と正確性を損なう要因となる。資産の所在・状況を迅速に把握できるよう、旧番号と現番号の対応表を整備し、確認手順を明確化するなど、実務負担の軽減と

【図表 指摘事項及び意見の概要】

No.	事業名	ページ	重要度	指摘事項・意見	概要
					備品管理の適正化を図ることが望ましい。
42	道の駅アップルヒル管理運営事業 (ハード)	148		【意見 27】 決算書資料の記載項目の整理について	指定管理者から提出される決算書の様式や項目がバラバラで、確認作業の効率性や理解の難易度に差が生じている。現状、市はフォーマットを定めておらず、担当部署も指定管理者ごとの構成に従っているが、これでは年度間の連続性や必要情報の網羅性を担保しにくい。確認事務の標準化と透明性確保のため、市として最低限必要な記載項目を整理し、共通の参考様式を整備するなど、適正な監督体制を整えることが望ましい。
43	道の駅アップルヒル管理運営事業 (ハード)	148		【意見 28】 決算書提出期限の明確化について	指定管理者の決算書について、固有の提出期限が明確に定められておらず、月次報告の期限を流用している実態が確認された。決算書は年間実績を総括する重要資料であり、期限が不明確では事後の検証や改善に支障をきたすおそれがある。また、報告の正確性を担保するためには、精査に必要な期間の確保も重要である。事務の確実性と信頼性を向上させるため、月次報告とは別に、作業実態を考慮した適切な提出期限を明確に指定すべきである。
44	道の駅アップルヒル管理運営事業 (ハード)	149	○	【意見 29】 指定管理に係る決裁日付の適正な記録について	精算書に添付される事業報告書を4月以降に入手しているにもかかわらず、システムの仕様により決裁日が「3月31日」と登録され、実態と乖離している。決裁日は事務処理の時期を証明する重要な記録であり、日付が不正確な現状は、公文書としての正確性や透明性を損なうおそれがある。事務の適正性を担保するため、実際の処理日を正しく反映できるよう、システム設定の見直しや運用方法の改善を検討すべきである。
45	浪岡駅周辺施設管理運営事業	154		【指摘事項 16】 経費精算について	電気料等の超過分を市が追加支給しているが、覚書には「余剰金の返還」規定はあるものの「超過分の支給」に関する明確な規定がない。現在は都度の個別対応で補っている状態であり、制度の整合性や透明性に欠け、財務執行の適正性に懸念がある。今後は、協定書や仕様書を見直し、予算超過時の費用負担ルールを明文化すべきである。契約に

【図表 指摘事項及び意見の概要】

No.	事業名	ページ	重要度	指摘事項・意見	概要
					基づいた統一的な運用を徹底し、財務処理の適正化を図ることを求める。
46	浪岡駅周辺施設管理運営事業	155		【指摘事項 17】 繰越金の誤処理について	令和 6 年度決算において、前年度からの繰越額が一致しない重大な会計ミスが確認された。原因は、指定管理者が負担すべき修繕費を誤って公金から支出し、その修正時に「繰越金」を直接操作したことにある。本来、確定済みの繰越金が当年度の処理で変動することはあり得ない。決算まで不整合が放置された現状は、市と管理者のチェック機能不全を露呈している。今後は、会計処理の適正化を徹底し、決算数値の妥当性を複数人で検証する体制を整備して、予算執行の信頼性を確保すべきである。
47	青函ツインシティ推進事業	159		【意見 30】津軽海峡エリア料理人フォーラムへの負担金支出に伴う事業効果の検証について	本事業は、民間分野の知見蓄積等を通じた間接的な効果を期待するものであり、市への直接的な効用を定量化することは容易ではない。しかし、公金支出の妥当性を円滑に説明するためにも、開催後に民間レベルでどのような具体的な取組が進展したかフォローアップを行い、その状況を客観的に検証・記録しておくことが望まれる。
48	青森市移住促進事業(補助金)	164		【意見 31】移住促進事業補助金の確定申告について	青森市移住支援金は、所得税法上の「一時所得」に該当し、受給した市民には確定申告や住民税申告の義務が生じる場合がある。現在、市はこれら税務上の注意点を口頭で伝えるに留まっており、移住者の理解不足による申告漏れが懸念される。本事業では交付要件に「市税の完納」を掲げていることから、市には一層の丁寧な説明が求められる。今後は、税務署への確認を促す内容や、市窓口での相談案内等を含めた「書面」による周知を徹底し、移住者が不利益を被らないよう適切な情報提供を行うことが望ましい。
49	新しい働き方担い手誘致・東青地域移住促進事業	170		【意見 32】東青地域移住促進事業における SNS 活用と体験事業の連動性向上について	SNS 発信の目標達成は評価できるが、移住体験を定住に繋げるには戦略的な運動が重要である。今後は投稿数に加え、閲覧数等の指標で発信内容を最適化し、認知から体験へ円滑に誘導することが望ましい。また、体験後も空き家情報の提供等の既存施策を個別に最適化して継続し、きめ細やかなフォ

【図表 指摘事項及び意見の概要】

No.	事業名	ページ	重要度	指摘事項・意見	概要
					ローで関係人口の定住化を促す工夫を期待したい。
50	むつ湾広域連携事業(負担金)	173		【意見 33】「むつ湾フォーラム」における具体的成果の検証と広域連携の深化について	気候変動がむつ湾沿岸地域の環境に与える影響が深刻化する中、4 回目を迎えた「むつ湾フォーラム」には、意識啓発に留まらない実効性が求められる。今後は開催を目的化せず、各自治体の実行計画や削減実績の共有、共同アクションの模索など広域連携を深化させるとともに、参加者の行動変容や削減効果を客観的に検証・記録することが望ましい。
51	連携中枢都市圏推進事務(連携)	177		【指摘事項 18】連携事業数(実績値)のカウント方法について	成果指標である連携事業数の算定において、令和 3 年度の事業統合後も旧事業が重複してカウントされていた。事業評価の客観性を高めるため、統合等の実態に合わせ、測定方法を適時見直すことが必要である。なお、実態に即して再計算した結果、いずれの年度も目標値を達成しており、広域連携事業は着実に推進されていることが確認された。
52	公民連携推進事業	180		【意見 34】公民連携に向けた外部提案の管理と検討プロセスの可視化について	展示会等を契機として一部の事業者から得られた具体的な民間提案について、担当部局との協議内容や採否の判断過程が記録されておらず、組織的な知見の蓄積に課題がある。検討経緯が不明確な現状では、担当者の異動による情報の断絶や、類似検討の重複といった非効率を招くリスクがある。外部の先進事例を確実に行政サービスへ還元するため、協議要旨や見送り理由の記録を作成し保存すべきである。また、即時の事業化が困難な提案も「ナレッジベース」として整理し、将来の課題解決時に迅速に参照・活用できる体制を整えることが望ましい。
53	地域おこし協力隊活動支援事業(浪岡)、浪岡地区移住・定住促進事業	189		【指摘事項 19】浪岡地区移住・定住促進協議会の文書保存期間について	協議会の事務局を市が担い、活動資金もほぼ全額市からの負担金で賄われている現状、市が直接事業を行う場合と同等の説明責任が求められる。しかし、協議会の文書保存期間は「最長 5 年」と、市の「永年・10 年」等と比較して著しく短期であり、公益性や公金支出の透明性を担保するには不十分である。特に重要規程や決算、契約書類が早

【図表 指摘事項及び意見の概要】

No.	事業名	ページ	重要度	指摘事項・意見	概要
					期に破棄される運用は、事後の検証を困難にするリスクが高い。今後は、市民への説明責任を果たすため、協議会の処務規程を見直し、文書保存期間を市の基準と同水準まで延長するなど、適正な文書管理体制を整備すべきである。
54	地域おこし協力隊活動支援事業(浪岡)、浪岡地区移住・定住促進事業	191		【意見 35】協議会における工事契約の業者選定方法について	協議会が実施した 374 万円のリノベーション工事において、見積競争による業者選定が行われた。これは協議会の現行規定には反しないが、市が直接行う場合には 130 万円を超えるため競争入札が義務付けられる規模である。協議会の活動資金がほぼ公金であり、事務も市が担っている実態に鑑みれば、業者選定には市と同水準の高い透明性と公正性が求められる。事務コストやスピード面での利点は認められるものの、公金支出の妥当性を担保するため、今後は市に準じた競争入札制度の導入を検討し、選定過程の客観性を高めることが望ましい。
55	浪岡地区バドミントン移住学生支援事業(補助金)	200		【意見 36】自家用車燃料費に対する補助額について	自家用車燃料費の補助について、現状は領収書に基づく実費精算が行われているが、この方法は真の実費特定が困難であり、申請額の過不足や事務の煩雑さを招くおそれがある。市職員の旅費精算では、合理性と簡便性を考慮し「走行距離に応じた定額支給(1km37円)」が採用されている。本補助金においても、経路の合理性を担保した上で、実費領収書の提出を求めるのではなく、自宅から目的地までの走行距離に単価を乗じた計算方法へ変更すべきである。これにより、公平性の確保と事務負担の軽減を図り、適正な予算執行を推進することを求めたい。
56	浪岡地区バドミントン移住学生支援事業(学生寮管理運営)	204	○	【意見 37】学生寮の将来ビジョンの早期策定について	浪岡高校の閉校決定により、同校存続を前提とした学生寮の設置意義が揺らいでいる。年間約 1,784 万円の公費負担に対し、入寮者減少や通学の遠隔性、将来の指導体制への不安など、コストに見合う公益性の確保が課題である。市は、市民へのメリットと負担を再検証し、存続や転用を含めた将来ビジョンを早期に策定すべきである。ま

【図表 指摘事項及び意見の概要】

No.	事業名	ページ	重要度	指摘事項・意見	概要
					た、現在の入寮者が不利益を被らないよう、卒業までの指導体制を責任もって保障するとともに、市民や入寮希望者への丁寧な説明を行うことが望ましい。
57	措置状況の 監査	230	○	【意見 38】措置 状況報告におけ る定義の明確化 と実効性の確保 について	監査結果に対する「措置状況」の多くが「改善済」とされているが、精査すると「検討中」や「現状維持」の表明に留まる不適切な事例が散見される。計画立案のみで完了とみなす現行の運用は、監査制度の形骸化を招き、市民への不正確な報告となるおそれがある。今後は「計画中」と「実施完了」を明確に区別し、全項目が真に改善されるまで継続して進捗を公表する体制へ転換すべきである。また、指摘を採用しない場合も、その合理的根拠を明示して「現行運用継続」等と正しく開示することを求める。具体的施策が実行され、効果が発生した段階を「措置」と再定義し、実効性ある改善を徹底されたい。

第5章 監査の結果及び意見（各論）

第1. 国内外の観光需要の取り込み

No.1 モヤヒルズオートキャンプ活性化事業

（1）概要

①事業の目的

気軽にオートキャンプを楽しめる場を創出することにより、家族相互の連帯を深めるとともに、オートキャンプ人口の掘り起こしを図るため、モヤヒルズにおいて青森県ファミリーオートキャンプ大会開催事業を行おうとする青森県オート・キャンプ協会に対して補助金を交付し、もって青森市における観光及びレクリエーションの振興と市民の福祉向上に寄与することを目的とする。

②事業の内容

ア. イベント名称

青森県ファミリーオートキャンプ大会

イ. 実施主体

青森県オート・キャンプ協会

ウ. 実施期間

令和6年8月24日（土）、25日（日）

エ. 開催場所

モヤヒルズオートキャンプ場（青森市雲谷字梨野木63）

オ. 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、青森県ファミリーオートキャンプ大会開催事業に要する設営費及び運営費（飲食及び記念品に係る経費を除く）とする。
なお令和6年度の事業においては、抽選会商品代と試食会の容器、箸代が補助対象外経費として処理された。

カ. 青森県ファミリーオートキャンプ大会概要

I. 日程

日付	時間	内容
8月24日(土)	11:30~	受付
	13:00~15:00	牛の乳しぼり&子牛とさんぼ体験
	14:00~16:00	八甲田牛、こども食育試食会
	16:00~16:30	青森県の珍しい昆虫と標本の作り方
	13:00~17:00	展示と販売
	19:00~	交流会
	20:20~	虫観察
8月25日(日)	~12:00	自由解散

(出所：実施報告書より監査人が作成)

II. 参加人数

県内 19組 70名

県外 2組 5名

合計 75名(うち大人48名、子ども27名)

III. 収入及び支出

(単位：千円)

収入	金額
青森市補助金	142
参加費	38
青森県オート・キャンプ協会負担金	120
合計	301

支出	金額	補助対象額
イベント会場設営費	60	60
運営費	226	223
抽選会商品代	15	0
合計	301	283

(出所：収支報告書より監査人が作成)

③事業の形態

市単独事業である。

④事業実施期間

平成 10 年度開始の事業であり、令和 7 年度においても継続している。

⑤事業の成果指標と達成度合い

観光・レクリエーション等の余暇活動の充実とともに、モヤヒルズの利用促進と活性化を図るために補助を行う事業であり、成果指標は特に設けていない。

⑥事業費の当初予算額と決算額

(単位：千円)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
当初予算	149	142	142
決算額	149	142	142
一般財源	149	142	142

⑦令和 6 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	R6 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	142	開催事業補助金
合計	142	

(2) 監査の結果及び意見

【意見 1】 補助対象経費の確認方法の見直し

市は補助金申請において、青森県オート・キャンプ協会から領収書等の証憑書類を受領し、支出が補助対象経費であることを確認している。

しかし、「牛の乳しぼり&子牛とさんぽ体験」に係る経費 77,150 円については、屋号のない個人名義口座への振込明細票のみが提出され、支出内容を確認できる証憑書類が保存されていなかった。市担当者へのヒアリングによると、当該取引内容の確認

は口頭ヒアリングのみで実施したとのことであった。

当該支出を補助対象経費から除外しても、補助金上限額には影響がないため、不正の意図は感じられない。

しかし、補助金の支給にあたっては、全ての取引について、請求書や領収書等、取引内容を客観的に確認できる証憑書類に基づき、補助対象経費の妥当性を確認することが望ましい。

特定の支出についてのみヒアリングで判断する方法は、確認の客観性を欠き、事務の公平性・説明責任を損なう可能性がある。証憑書類の提出を求めるのであれば、全ての支出において取引内容を確認できる書類の提出を求めるべきである。

No.2 道の駅ユーサ浅虫管理運営事業

(1) 概要

①事業費の当初予算額と決算額

(単位：千円)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
当初予算	109,107	76,669	85,968
決算額	105,778	74,686	85,653
その他特定財源	-	41	45
一般財源	105,778	74,645	85,608

その他特定財源の内訳

内訳	R4 年度	R5 年度	R6 年度
温泉権配当金 及び貸付収入	-	41	45

②施設の概要

ユーサ浅虫施設は、観光、レクリエーション等の余暇活動の場を提供することにより、青森市の観光及び地域振興を図り、併せて市民の健康の増進に資するため、観光レクリエーション振興として設置することを目的としている。また道の駅の役割も担っている。

【図表 施設の概要】

項目	内容
所在地	青森市大字浅虫字蛸谷 3 4 1 - 1 9
設置根拠条例	青森市観光レクリエーション振興施設条例
供用開始	平成 1 2 年 4 月
施設の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○延床面積：3,471.57 m² ○構造：鉄筋コンクリート造 5 階建一部鉄骨造 ○主要施設 <ul style="list-style-type: none"> 1 階：物販コーナー(83 m²)、道路情報提供施設(10 m²)、24 時間トイレ(122 m²) 2 階：休憩コーナー(130 m²)、事務室(52 m²)、美術展示ギャラリー機能 3 階：キッズコーナー(236 m²)、フリースペース

	<p>4階：会議室(184㎡) 5階：展望浴場(332㎡) その他：駐車場4箇所(大型16台、普通122台、身障者用8台)、ゆ～さ市場(323㎡)</p>																						
開館期間・時間	<p>○開館時間 お土産コーナー 9時～19時(12月～3月は18時) 産直ゆ～さ市場 9時～17時30分 展望浴場はだか湯 7時～21時 会議室利用時間 9時～20時30分</p> <p>○休館日 原則無休(ただし施設点検等により臨時休業する場合あり)</p>																						
利用料金	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">会議室</td> <td rowspan="3">1時間あたり</td> <td>全部使用(184㎡)</td> <td>1,310円</td> </tr> <tr> <td>一部使用(133㎡)</td> <td>950円</td> </tr> <tr> <td>一部使用(51㎡)</td> <td>370円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">浴場施設</td> <td rowspan="3">1人1回あたり</td> <td>一般</td> <td>360円</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>幼児</td> <td>70円</td> </tr> <tr> <td>業務用施設</td> <td>1㎡1月あたり</td> <td>2,140円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1時間を単位として利用料金が定められているものの利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。 1㎡を単位として利用料金が定められているものの利用面積に1㎡未満の端数があるときは、これを1㎡とみなす。 浴場施設の回数利用券は、次のとおりとする。 360円券 11枚で3,600円 160円券 11枚で1,600円 70円券 11枚で 700円 一般とは、小学生及び幼児を除いた者をいう。 幼児とは、2歳以上小学校就学前の者をいう。 <p>「業務用施設」とは、次の施設をいう。 1階 物販コーナー・倉庫、自動販売機設置場所</p>	区分		料金	会議室	1時間あたり	全部使用(184㎡)	1,310円	一部使用(133㎡)	950円	一部使用(51㎡)	370円	浴場施設	1人1回あたり	一般	360円	小学生	160円	幼児	70円	業務用施設	1㎡1月あたり	2,140円
区分		料金																					
会議室	1時間あたり	全部使用(184㎡)	1,310円																				
		一部使用(133㎡)	950円																				
		一部使用(51㎡)	370円																				
浴場施設	1人1回あたり	一般	360円																				
		小学生	160円																				
		幼児	70円																				
業務用施設	1㎡1月あたり	2,140円																					

(出所：条例、仕様書、Web サイト)

③指定管理の内容

指定管理者及び指定管理業務の概要は次のとおりである。

【図表 指定管理の内容】

項目	内容
指定管理者	一般財団法人青森市文化観光振興財団
指定管理者の分類	一般財団法人
指定期間	令和5年4月～令和10年3月
指定管理業務の収入形態 (指定管理料・利用料金等)	利用料金と指定管理料の併用制
指定管理者が行う業務の内容	<p><青森市観光レクリエーション振興施設条例> 第4条</p> <p>(1) 観光レクリエーション振興施設の利用に関する事 こと。</p> <p>(2) 観光、レクリエーション及び地場産品の振興に関する こと。</p> <p>(3) 観光、地域及び道路の情報の提供に関する事 こと。</p> <p>(4) 施設の利用者等に便益を提供するため、飲食業、物 品販売等の営業の用に供すること。</p> <p>(5) その他第2条に掲げる目的を達成するために必要な 業務</p>

(出所：条例、協定書)

④指定管理者の選定手続

令和7年度現在の指定管理者については、令和4年度において選定手続が行われている。

【図表 指定管理者の選定手続】

項目	内容
選定方法	公募
応募資格	<p>法人その他の団体で、次の全ての要件を満たす者</p> <p>①指定期間中、施設を安定して管理運営できる団体であるこ こと。(法人格の有無は問わない。)</p> <p>なお、複数の団体で施設の管理運営を行う場合は、共同企 業体で応募すること。ただし、その場合、当該共同企業体 の構成員のいずれかは市内に本店を有する者であること。</p> <p>「指定期間中、施設を安定して管理運営できる団体」を選 定する観点から、直近の3事業年度のうち、一度でも債務</p>

	<p>超過（貸借対照表のうち「純資産の部」の合計額がマイナスとなっている状態）がある団体については、応募資格がないものとします。</p> <p>②青森市内に事務所等の活動拠点を有すること。</p> <p>③本市の市税、法人税、消費税及び地方消費税を完納していること。</p> <p>④施設を管理するに当たって必要な資格や免許等を有していること。</p> <p>⑤自治令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。</p> <p>⑥本市から指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>⑦自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。（本市の取消しに限定しない）</p> <p>⑧会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていないものであること。</p> <p>⑨暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にない団体であること。</p>
直近の応募状況	現指定管理者 1 者のみの応募
審査方法	<p>・選定方法</p> <p>指定管理者は、提出された応募書類に基づき、応募資格を有する応募団体の中から市が設置する「指定管理者選定評価委員会」による候補者の選定審査を踏まえ、市長が候補者を決定し、議会の議決を経て正式に決定する。なお、選定審査時には、原則としてプレゼンテーション若しくはヒアリングを実施する。</p> <p>・選定基準</p> <p>指定管理者候補者の選定は、事業計画書等の内容を、選定基準に基づき総合的に判断し、決定する。</p>

（出所：募集要項等）

⑤施設の利用者数

(単位：人)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
利用者数	271,202	301,279	301,635

(出所：指定管理者作成の「ユーサ浅虫 入場者数」)

⑥指定管理業務の収支状況

【図表 指定管理業務の収支状況】

(単位：千円)

収支状況の推移			
区分	R4 年度	R5 年度	R6 年度
① 収入	100,598	105,868	112,598
指定管理料	100,518	71,115	76,037
利用料金収入	0	34,673	36,481
その他収入	80	80	80
② 支出	100,684	105,721	112,606
人件費	28,695	33,151	35,575
水道光熱費	42,530	43,269	46,548
委託費	12,355	15,285	14,903
その他支出	17,104	14,016	15,580
収支 (① - ②)	△86	147	△8

(出所：指定管理者の事業報告書)

※ 指定管理者は自主事業を行っているが、上表には自主事業にかかる収支は含まれていない。自主事業の収支は以下のとおりである。

【図表 自主事業にかかる収支】

(単位：千円)

自主事業にかかる収支状況の推移			
区分	R4 年度	R5 年度	R6 年度
自主事業 収入	187,875	203,416	199,857
自主事業 支出	184,275	201,766	196,886
自主事業 収支	3,600	1,650	2,971
令和 6 年度自主事業の主な内容			
●物品販売 (1 階お土産コーナー)			
●産地直売業務 (ゆ～さ市場)			

●鮮魚（ゆ～さ市場）

（出所：指定管理者の作成資料）

（２）監査の結果及び意見

【指摘事項 1】貸与物品の管理について

市は、「ユーサ浅虫の管理業務に関する協定書」第 10 条に基づき、市が保有する備品等を指定管理者に無償で貸与しており、貸与備品等の適切な管理が求められている。

【ユーサ浅虫の管理業務に関する協定書（一部抜粋）】

（備品等の維持管理）

第 10 条 施設設置者は、別添「ユーサ浅虫貸付備品一覧」に示す施設設置者が所有する備品等を、無償で指定管理者に貸与する。

2 指定管理者は、指定期間中、施設設置者が所有する備品等を常に良好な状態に保つものとする。

3 指定管理者は、施設設置者が所有する備品等に滅失、毀損、汚損又は亡失があった場合は、速やかに施設設置者に報告し、施設設置者の指示に従うものとする。

4 指定管理者は、前項の滅失、毀損、汚損又は亡失が指定管理者の責めに帰すべき理由により生じたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

「ユーサ浅虫貸付備品一覧」を基に現物の実在性を確認するためサンプリング調査を実施した結果、一覧表と現物の間に以下の乖離（かいり）が確認された。

1. 大金庫のリスト記載漏れ

売上金等の貴重品管理に使用する大金庫について、現物には物品管理ラベルが貼付されているにもかかわらず、「貸付備品一覧」への記載が漏れていた。市の固定資産台帳にも登録がなく、過去の取得時に台帳登録が漏れた結果、一覧表へも反映されていないものと想定される。

2. 演台（2 点）のラベル未貼付

一覧表記載の演台 2 点について、物品管理ラベルの貼付が確認できなかった。市によると、原則として全ての現物にラベルが貼付されるべきものである。一覧表には同種の備品が多く含まれるため、個体識別による適切な管理には管理 No.等を付したラベルの貼付が重要である。

上記の管理不備について、指定管理者担当者によると、数年以上前から不記載・未貼付の状態が続いていたものの、市及び指定管理者双方において実地棚卸による在庫管理が実施されておらず、実態を反映した適切な一覧表への修正が行われないうままとなっていたとのことである。

市への備品一覧表との乖離報告を含む備品の管理業務は、指定管理業務の一部である。指定管理者においては、これらの管理業務を適切に遵守し、一覧表の実態反映及びラベル貼付を徹底されたい。また、市においては、適切な物品管理がされるよう、指定管理者による実地棚卸への立会を求めるなど、積極的なモニタリングの実施を期待する。

【指摘事項2】指定管理事業と自主事業の経費負担について

ユーサ浅虫施設の電気メーターは、建物全体のメーターのほか、自主事業の光熱費負担を把握するために個別に自主事業の物販（物販コーナーと物販倉庫、自販機）の利用場所に設置されている。自主事業の光熱費は、建物全体の電気料金を総使用 kW で除して 1kW 当たり単価を算出し、当該単価に物販の使用 kW を乗じて負担させ、さらに当該負担額を控除後の光熱費を面積按分し物販の使用面積である約 130 m² に乗じた金額を追加で負担させている。これでは自主事業に二重に光熱費負担がされている状態である。

この点、過去から継続して当該方法で負担をしてきており、負担方法や計算式について定めた又は合意した根拠文書等もない状態である。

令和5年度から利用料金制となったため、指定管理者における指定管理事業と自主事業の負担関係は相殺される結果となり、両者合算での資金収支においては重要な影響を与えないが、指定管理事業と自主事業での適切な区分損益計算は、指定管理事業の評価を行う上で重要であることから、両者の負担計算については、単なる過去の踏襲ではなく、適切に根拠資料を示した上で協議し決定する必要がある。

【指摘事項3】実態と乖離した業務用施設使用料の徴収について

指定管理者は、自主事業として1階の物販コーナーや倉庫及び自動販売機の設置を通して物販事業を行っている。当該物販事業のための施設の利用に関しては、(1)概要②施設の概要の図表「利用料金」にあるとおり、業務用施設として1m²あたり2,140円/月の利用料金を負担している。当該利用料金は「ユーサ浅虫管理業務仕様書」において規定されたものであり、その仕様書の中で利用料金が発生する業務用施設は、1階物販コーナー・倉庫、自動販売機設置場所、と規定されている。

指定管理者が毎月負担している業務用施設使用料の計算方法を確認した結果、現在では利用していないマッサージ室が利用料金の算定に含まれており、過大請求となっ

ていた。具体的には、下記のとおりである。

1階物販コーナー	83 m ²		
物販倉庫	22 m ²		
マッサージ室※	11 m ²		
自販機	16 m ²		
合計	132 m ²	×2,140 円/m ²	=282,480 円

※5階の展望浴場にあったものであり、現在の指定管理に係る協定期間の開始である令和5年4月1日以前から休憩室となっており自主事業では不使用

仕様書上も業務用施設の定義からはマッサージ室は除かれており、マッサージ室が利用料金の算定に含まれて計算されているのは仕様書の内容に反することとなる。過年度の利用料金を踏襲するのではなく、少なくとも新たな協定期間の開始のタイミング等で、適宜実態の見直しを行い仕様書と実態との乖離を修正すべきである。

No.3 幸畑墓苑管理運営事業

(1) 概要

①事業費の当初予算額と決算額

(単位：千円)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
当初予算	17,961	20,843	22,479
決算額	17,848	20,484	22,067
その他特定財源	-	2,492	50
一般財源	17,848	17,992	22,017

その他特定財源の内訳

内訳	R4 年度	R5 年度	R6 年度
土地使用料	-	50	50
雪害損害保険金	-	2,442	-

②施設の概要

青森市幸畑墓苑施設は、八甲田山雪中行軍遭難の史実資料等を展示し、後世に承継するとともに、観光、レクリエーション等の余暇活動の場を提供することにより、市の観光及び地域振興を図ることを目的としている。

【図表 施設の概要】

項目	内容
所在地	青森市大字幸畑字阿部野163番地4
設置根拠条例	青森市幸畑墓苑条例
供用開始	平成16年7月
施設の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地面積：34,568.32 m² ○主要施設 <ul style="list-style-type: none"> ・青森市八甲田山雪中行軍遭難資料館 建築面積：483.15 m² 構造：鉄筋コンクリート造平屋建て 施設内容：展示室、エントランス、収蔵庫、事務室、トイレ ・幸畑陸軍墓地（市の指定史跡天然記念物） 敷地面積：6,959 m²

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場 (2 箇所) 大型 4 台、普通 43 台、身障者用 2 台 ・ 多目的広場 ・ 雪中行軍関連石碑及び慰霊碑 ・ 上記に付帯する工作物 (遊具含む)、設備、備品、植栽等
開館期間・時間	<p>○開館時間 4 月から 10 月まで 午前 9 時から午後 6 時まで 11 月から 3 月まで 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで</p> <p>○休館日 年末年始 12 月 31 日、1 月 1 日 館内整理日 2 月第 4 水曜日と木曜日</p>
利用料金	<p>○個人 一般 270 円 大学生、高校生 140 円</p> <p>○団体 一般 140 円 大学生、高校生 70 円</p> <p>※団体は、20 人以上で構成され責任者の引率がある集団 ※一般は、70 歳未満の者 (義務教育終了前の者を除く) のうち、大学生及び高校生を除いた者</p>

(出所：条例、仕様書、Web サイト)

③指定管理の内容

指定管理者及び指定管理業務の概要は次のとおりである。

【図表 指定管理の内容】

項目	内容
指定管理者	一般財団法人青森市文化観光振興財団
指定管理者の分類	一般財団法人
指定期間	令和 6 年 4 月 ~ 令和 11 年 3 月
指定管理業務の収入形態 (指定管理料・利用料金等)	利用料金と指定管理料の併用制
指定管理者が行う業務	<青森市幸畑墓苑条例>

の内容	<p>第 13 条</p> <p>(1)第 5 条の規定により区域を定めて幸畑墓苑の利用を禁止し、又は制限すること。</p> <p>(2)使用許可を行うこと。</p> <p>(3)使用許可に条件を付すること。</p> <p>(4)第 11 条の規定による命令をすること。</p> <p>(5)幸畑墓苑の維持管理に関すること。</p> <p>(6)その他市長が必要と認める業務</p>
-----	---

(出所：条例、協定書)

④指定管理者の選定手続

令和 7 年度現在の指定管理者については、令和 5 年度において選定手続が行われている。

【図表 指定管理者の選定手続】

項目	内容
選定方法	公募
応募資格	<p>法人その他の団体で、次の全ての要件を満たす者</p> <p>①指定期間中、施設を安定して管理運営できる団体であること。(法人格の有無は問わない。)</p> <p>直近の 3 事業年度のうち、一度でも債務超過（貸借対照表のうち「純資産の部」の合計額がマイナスとなっている状態）がないこと。</p> <p>(指定期間中、施設を安定して管理運営できる団体を選定する観点から、一度でも債務超過がある団体については、応募資格がないものとしている。)</p> <p>②青森市内に事務所等の活動拠点を有すること。</p> <p>③本市の市税、法人税、消費税及び地方消費税が未納でないこと。</p> <p>④施設を管理するに当たって必要な資格や免許等を有していること。</p> <p>⑤自治令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。</p> <p>⑥本市から指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>⑦自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。(本市の取消しに限定しない)</p> <p>⑧会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成</p>

	<p>11 年法律第 225 号) 等の規定に基づき更生又は再生手続をしていないものであること。</p> <p>⑨暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にない団体であること。</p>
直近の応募状況	現指定管理者 1 者のみの応募
審査方法	<p>・選定方法</p> <p>指定管理者は、応募資格を有する応募団体の中から市が設置する「指定管理者選定評価委員会」において、提出された応募書類並びに委員会でのプレゼンテーション及びヒアリング等に基づいた審査により候補者を選定し、議会の議決を経て、指定期間開始日より指定管理者となることを正式に決定する。</p> <p>・選定基準</p> <p>指定管理者候補者の選定は、事業計画書等の内容を、選定基準に基づき総合的に判断し決定する。また申請者から提出される決算報告書に基づき財務の健全性も加味し採点される。</p>

(出所：募集要項等)

⑤施設の利用者数

(単位：人)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
利用者数	10,416	14,417	16,460

(出所：指定管理者の事業報告書)

⑥指定管理業務の収支状況

【図表 指定管理業務の収支状況】

(単位：千円)

収支状況の推移			
区分	R4 年度	R5 年度	R6 年度
① 収入	19,853	20,848	23,526
指定管理料	17,698	17,933	20,024
利用料金収入	2,155	2,915	3,502
その他収入	-	-	-
② 支出	19,662	20,930	22,336
人件費	6,542	8,792	9,485
水道光熱費	3,383	2,858	3,028
保守点検料	7,447	7,176	6,536
その他支出	2,290	2,104	3,287
収支 (① - ②)	191	△82	1,190

(出所：指定管理者の事業報告書)

※ 指定管理者は自主事業を行っているが、上表には自主事業にかかる収支は含まれていない。自主事業の収支は以下のとおりである。

【図表 自主事業にかかる収支】

(単位：千円)

自主事業にかかる収支状況の推移			
区分	R4 年度	R5 年度	R6 年度
自主事業 収入	3	5	5
自主事業 支出	11	17	17
自主事業 収支	△8	△12	△12
令和 6 年度自主事業の内容			
<ul style="list-style-type: none"> ● 雪中行軍遭難事件の史蹟探索 ● 秋の八甲田と雪中行軍史実の探索ツアー ● 未公開資料の展示会 			

(出所：指定管理者の作成資料)

(2) 監査の結果及び意見

【指摘事項 4】 貸与物品の管理について

市は、「青森市幸畑墓苑の管理業務に関する協定書」第 10 条に記載のとおり、市が保有する展示物や備品等は無償で指定管理者に貸与しており、貸与備品等の適切な管理が求められている。

【青森市幸畑墓苑の管理業務に関する協定書(一部抜粋)】

(備品等の維持管理)

第 10 条 施設設置者は、別添「青森市幸畑墓苑 備品一覧」及び「青森市幸畑墓苑 資料館保有資料一覧」に示す施設設置者が所有する備品等を、無償で指定管理者に貸与する。

2 指定管理者は、指定期間中、施設設置者が所有する備品等を常に良好な状態に保つものとする。

3 指定管理者は、施設設置者が所有する備品等に滅失、毀損、汚損又は亡失があった場合は、速やかに施設設置者に報告し、施設設置者の指示に従うものとする。

4 指定管理者は、前項の滅失、毀損、汚損又は亡失が指定管理者の責めに帰すべき理由により生じたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

「青森市幸畑墓苑 備品一覧」及び「青森市幸畑墓苑 資料館保有資料一覧」を基に現物の実在性を確認するため数件サンプリング調査を実施した。その結果、「備品一覧」に記載されている 103 点のうち 13 点の備品が滅失していることが判明した。

指定管理者担当者によると、これらの滅失備品は数年以上前から存在しない状態が続いていた。しかし、市及び指定管理者の双方において実地棚卸による在庫管理が実施されておらず、実態を反映した適切な一覧表への修正が行われていないままとなっていた。

市への滅失報告を含む備品及び展示資料の管理業務は、指定管理業務の一部である。また、展示資料については、仕様書上、年に 1 回以上、台帳との突合並びに保存状態の点検が求められている。

指定管理者においては、これらの仕様を適切に遵守し、実態に即した管理を

行うよう留意されたい。また、市においては、適切な物品管理が実施されるよう、指定管理者による実地棚卸への立会を求めるなど、積極的なモニタリングの実施を期待したい。

【指摘事項 5】適切な会計帳簿書類の保管について

現金支払支出に係る根拠資料（請求書や領収書等）を通査したところ、以下のとおり支払事実や会計処理の期間帰属を証明できない事例が確認された。

- ・領収書の紛失（自主事業ツアー運転手への手当 6,000 円）

領収書を紛失しており、支払事実の確認ができなかった。現金支払は、領収書がない場合、支払事実を証明することが困難となる。

- ・領収日付の記載漏れ（講演会講師謝金）

領収書は存在したが、領収日付の記載がされていなかった。領収日付は支払受領日を証するものであり、会計処理の期間帰属を判断する上で重要な情報である。適切な収支計算の実施のため、適切な領収書の入手及び保管を徹底されたい。

【意見 2】 閉館時間の短縮検討について

(1) ②施設の概要で記載のとおり、施設の閉館時間は4月から10月までは午後6時、11月から3月までは午後4時30分となっている。

この点、直近2年間の時間別来館者数は下記のとおりである。

(単位：人)

令和6年度	9～10時	10～11時	11～12時	12～13時	13～14時	14～15時	15～16時	16～17時	17～18時	計	
夏季	4月	145	173	170	115	142	189	174	46	0	1,154
	5月	352	289	200	215	244	268	250	59	0	1,877
	6月	224	195	212	167	231	250	147	84	0	1,510
	7月	283	231	168	143	185	225	193	73	0	1,501
	8月	492	337	389	322	401	472	366	120	0	2,899
	9月	317	272	255	211	299	265	213	64	0	1,896
冬季	10月	459	295	325	311	319	403	303	102	0	2,517
	11月	176	212	121	158	150	124	91	0		1,032
	12月	71	56	47	138	41	68	46	0		467
	1月	53	65	51	33	47	76	25	0		350
	2月	118	56	59	84	73	78	43	0		511
3月	128	87	119	114	131	112	55	0		746	
合計	2,818	2,268	2,116	2,011	2,263	2,530	1,906	548	0	16,460	

(単位：人)

令和5年度	9～10時	10～11時	11～12時	12～13時	13～14時	14～15時	15～16時	16～17時	17～18時	計	
夏季	4月	133	112	134	89	117	139	84	37	0	845
	5月	278	325	314	162	218	203	183	94	15	1,792
	6月	202	428	326	120	235	170	93	48	0	1,622
	7月	241	274	220	137	184	158	154	89	4	1,461
	8月	404	332	343	291	337	419	280	128	0	2,534
	9月	256	207	246	169	179	198	181	90	0	1,526
冬季	10月	421	267	198	223	266	236	237	111	0	1,959
	11月	149	168	157	99	141	113	91	7		925
	12月	37	38	35	43	41	24	16	0		234
	1月	68	47	32	51	66	56	26	0		346
	2月	226	78	81	64	65	78	61	0		653
3月	97	71	82	57	76	101	36	0		520	
合計	2,512	2,347	2,168	1,505	1,925	1,895	1,442	604	19	14,417	

表中の時間別来館者数によると、夏季期間(4月～10月)の17時～18時の来館者数は、令和6年度は0人、令和5年度は19人であった。また、冬季期間(11月～3月)の16時～17時の来館者数は、令和6年度は0人、令和5年度は7人であった。

いずれの期間においても、閉館時間の1時間前からの来館者数が極端に少ない状況が伺える。

当該施設は基本的に3名の常勤職員及びパートタイマーで運営しており、所定勤務時間は夏季期間が8時30分～18時(実働8.5時間)、冬季期間が8時30分～16時30分(実働7時間)である。労働基準法の法定労働時間は1日8

時間であるため、夏季期間においては、来館者数が極端に少ない時間帯が 0.5 時間の残業によって営業されている。これは効率的な施設運営の観点から課題である。

青森市幸畑墓苑条例第 7 条では、本施設の開館時間は入館者の利便性及び資料館の運営の効率性を考慮して規則で定める旨が規定されている。本施設は公共施設であるため、来館者数が少ないことのみを理由に開館時間を短縮すべきではないが、市においては、時間別の来館者数の実態を踏まえ、条例第 7 条に基づき入館者の利便性及び施設運営の効率性を慎重に検討し、閉館時間の短縮について議論いただきたい。

【意見 3】 収蔵庫内物品の管理について

収蔵庫内を確認した結果、現在及び今後も使用見込みのない物品が保管されていることが判明した。

具体的には、令和元年 10 月の消費税率改定（10%への引上げ）前の税率が表示された未使用の観覧チケットが、段ボール 1 箱分保管されたままであった。

収蔵庫はスペースが限られており、未展示品も多く保管されているため、効率的な空間利用が求められる。また、使用見込みのない未使用チケットを保管する必要性はない。

適時適切な収蔵庫内の整理整頓に留意されたい。

No.4 モヤヒルズ管理運営事業

(1) 概要

①事業費の当初予算額と決算額

(単位：千円)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
当初予算	129,495	219,258	152,625
決算額	127,564	199,392	148,334
市債	-	44,400	-
その他特定財源	697	695	3,522
一般財源	126,868	154,298	144,812

その他特定財源の内訳

内訳	R4 年度	R5 年度	R6 年度
土地使用料	697	695	639
元気都市あおもり 応援基金繰入金	-	-	1,183
ネーミングライツ料	-	-	1,700

②施設の概要

モヤヒルズは、観光客及び市民にレクリエーション等の余暇活動の場を提供することで、市の観光及び地域振興を図り、合わせて市民の健康増進に資することを目的としている。

【図表 施設の概要】

項目	内容
所在地	青森市大字雲谷字梨野木 6 3 番地ほか 8 1 筆
設置根拠条例	青森市観光レクリエーション振興施設条例
供用開始	平成 8 年 12 月
施設の内容	○敷地面積：約 8 1 ha ○主要施設 ・管理棟（ヒルズクラブ） 鉄筋コンクリート造 地上 3 階 延床面積 2,685.71 m ² 主要施設：温水プール、レストラン、会議室、AV ルーム ・索道施設

	<p>リフト 4 基、ロープト-2 基</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設 <p>ケビン 6 棟 8 室、うち 1 棟は車椅子対応施設 木造 地上 2 階 延床面積 429 m²</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャンプ場 <p>オートキャンプ場 105 サイト、フリーテントサイト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サニタリー <p>管理サニタリー×1、サニタリー×2 木造 平屋 延床面積 261.81 m²</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テニスコート <p>ナイター設備完備 3 面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒルズサンダー <p>2 コース 幅 3~4m コース総延長 1,546m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他施設 <p>オダマキハット、チケット売場、駐車場 7 箇所</p>
開館期間・時間	<p>ヒルズクラブ</p> <p>通年：午前 9 時 00 分～午後 9 時 00 分</p> <p>※スパ(プール&温水シャワー)は、7 月～9 月の土曜・日曜・祝日と青森市内小学校の夏休み期間のみ。午前 10 時 00 分～午後 9 時 00 分(最終受付午後 8 時 30 分)の営業。</p> <p>ヒルズサンダー</p> <p>4 月下旬～10 月：午前 10 時 00 分～午後 5 時 00 分</p> <p>スキー場</p> <p>12 月中旬～3 月：午前 9 時 00 分～午後 9 時 00 分</p> <p>テニスコート</p> <p>4 月下旬～10 月：午前 9 時 00 分～午後 9 時 00 分</p> <p>ケビンハウス</p> <p>通年</p> <p>宿泊：午後 3 時 00 分～翌日午前 10 時 00 分</p> <p>日帰り：午前 10 時 00 分～午後 3 時 00 分</p> <p>キャンプ場</p> <p>4 月下旬～10 月</p> <p>宿泊：午後 2 時 00 分～翌日正午</p> <p>日帰り：午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分</p>

休業期間	4月上旬～4月下旬：グリーンシーズン準備のため 11月～12月中旬：ウインターシーズン準備のため
利用料金	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒルズクラブ 会議室：1時間につき 720 円 ヒルズミュージアム（展示エリア）：1平方メートル1時間につき 20 円 スパ 大人：250 円、子ども：150 円、高齢者：150 円、障がい者：150 円 ・リフト コスモスクウッドリフト・オダマキペアリフト・アケビペアリフト：1人1回につき 260 円 スズランキッズリフト：1人1回につき 110 円 1日券：1人1日につき 3,060 円 半日券：1人半日につき 2,040 円 シーズン券（冬期）：1人1シーズンにつき 40,750 円 ・ケビン（宿泊施設） 宿泊：1棟につき 10,190 円 日帰り：1棟につき 3,060 円 超過利用（1時間ごと）：1,020 円加算 ・キャンプ場 電源設備あり（宿泊）：1区画につき 4,080 円 電源設備あり（日帰り）：1区画につき 1,020 円 電源設備なし（宿泊）：1人につき 510 円 電源設備なし（日帰り）：1人につき 260 円 超過利用（1時間ごと）：電源設備ありは 410 円、なしは 60 円加算 ・テニスコート 日中：1面1時間につき 1,020 円 夜間：1面1時間につき 1,530 円 ・ヒルズサンダー 1人1回につき 260 円

(出所：条例、指定管理業務仕様書、青森市 Web サイト)

③指定管理の内容

指定管理者及び指定管理業務の概要は次のとおりである。

【図表 指定管理の内容】

項目	内容
指定管理者	一般財団法人青森市文化観光振興財団
指定管理者の分類	一般財団法人
指定期間	令和5年4月～令和10年3月
指定管理業務の収入形態（指定管理料・利用料金等）	利用料金と指定管理料の併用制
指定管理者が行う業務の内容	<p><青森市観光レクリエーション振興施設条例></p> <p>第2条 観光、レクリエーション等の余暇活動の場を提供することにより、本市の観光及び地域振興を図り、併せて市民の健康の増進に資するため、観光レクリエーション振興施設を設置する。</p> <p>第4条 観光レクリエーション振興施設は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 観光レクリエーション振興施設の利用に関すること。</p> <p>(2) 観光、レクリエーション及び地場産品の振興に関すること。</p> <p>(3) 観光、地域及び道路の情報の提供に関すること。</p> <p>(4) 施設の利用者等に便益を提供するため、飲食業、物品販売等の営業の用に供すること。</p> <p>(5) その他第2条に掲げる目的を達成するために必要な業務</p> <p>第16条 指定管理者は、次に掲げる管理の業務を行うものとする。</p> <p>(1) 第4条各号に掲げる業務の実施に関すること。</p> <p>(2) 第7条の規定により区域を定めて観光レクリエーション施設の利用を禁止し、又は制限すること。</p> <p>(3) 利用の許可を行うこと。</p> <p>(4) 利用の許可に条件を付すること。</p> <p>(5) 第11条の規定による命令をすること。</p> <p>(6) 観光レクリエーション施設の維持管理に関すること。</p> <p>(7) その他市長が必要と認める業務</p>

(出所：条例、協定書)

④指定管理者の選定手続

平成 18 年 4 月 1 日より指定管理者制度が導入されている。令和 7 年度現在の指定管理者については、令和 4 年度において選定手続が行われている。

【図表 指定管理者の選定手続】

項目	内容
選定方法	公募
応募資格	<p>法人その他の団体で、次のすべての要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定期間中、施設を安定して管理運営できる団体。(法人格の有無は問わない。)直近の 3 事業年度のうち、一度でも債務超過がある団体については、応募資格なし。 ・青森市内に事務所等の活動拠点を有すること。 ・本市の市税、法人税、消費税及び地方消費税を完納していること。 ・施設を管理するにあたって必要な資格や免許を有していること。 ・自治令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 (一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しないこと。 ・本市から指名停止措置を受けていないこと。 ・自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと(本市の取消しに限定しない。) ・会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)等の規定に基づき更生又は再生手続をしていないものであること。 ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にない団体であること。
直近の応募状況	<p>令和 5 年度より開始する指定管理期間の募集において、当初募集にて現指定管理者 1 者の応募があった。指定管理者選定評価委員会による候補者の選定審査の結果、選定基準を満たしており、現指定管理者に決定した。</p>
審査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・選定方法

	<p>指定管理者は、提出された応募書類に基づき、応募資格を有する応募団体の中から市が設置する「指定管理者選定評価委員会」による候補者の選定審査を踏まえ、市長が候補者を決定し、議会の議決を経て正式に決定する。</p> <p>なお、選定審査時には、原則としてプレゼンテーション若しくはヒアリングを実施する。</p> <p>・選定基準</p> <p>指定管理者候補者の選定は、事業計画書等の内容を、選定基準に基づき総合的に判断し決定する。</p>
--	--

(出所：募集要項等)

⑤施設の利用者数

(単位：千人)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
利用者数	119	98	115

(出所：市担当課作成資料)

⑥指定管理業務の収支状況

【図表 指定管理業務の収支状況】

(単位：千円)

収支状況の推移			
区分	R4 年度	R5 年度	R6 年度
① 収入	242,403	273,219	268,263
指定管理料	122,686	175,660	139,944
利用料金収入	81,373	66,405	86,660
その他収入	38,343	31,154	41,657
② 支出	242,124	273,219	264,444
人件費	74,322	95,163	99,991
修繕費	67,307	76,192	55,051
その他支出	100,494	101,863	109,400
収支 (① - ②)	279	0	3,819

(出所：指定管理者の収支計算書)

(2) 監査の結果及び意見

【指摘事項6】 適格請求書保存の不備

モヤヒルズ指定管理業務仕様書では、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する事務については、令和5年10月1日より適用される関係法令に基づき適切に対応することとされている。この点、指定管理者の帳簿書類を閲覧したところ、QRコード決済に係る手数料について、消費税の計算にあたって仕入税額控除の適用を受けているにも関わらず、適格請求書（インボイス）の保存がされていなかった。

消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、法定事項が記載された帳簿及び適格請求書等の保存が要件である。今回の事案は、指定管理者経理担当者の制度に対する認識不足に起因するものであった。

なお、本事案について指摘したところ、担当者は直ちに対象の決済手数料に係る適格請求書をデータでダウンロードし、保存を完了している。

【指摘事項7】 備品シールの未貼付

指定管理者が管理する備品について実査したところ、一部備品シールが添付されていないものがあった。具体的には、救護室で使用されている診察台及び芝刈機2台について、備品シールが添付されていなかった。

施設の管理及び運営に関する協定書に基づき、市は指定管理者に対し、市の備品の適正な管理を求めている。施設内には市の備品と指定管理者の備品が混在しているため、備品シールの貼付は所有者の特定という観点から重要である。

備品シールの確実な貼付を徹底されたい。また、所有者特定と適切な管理のため、保管場所の定期的な確認も併せて実施することが望ましい。

【意見4】 貸付備品一覧の整備について

市から指定管理者に貸与される備品のリスト（指定管理者募集要項別紙5-1「貸付備品一覧」）は、現在、指定管理者の担当職員が随時更新している。

しかし、備品シールの貼付やリストの正確性に関するマニュアル等が整備されておらず、管理業務が特定の担当者の能力に依存した状態となっている。また、備品登録時に市から指定管理者に提供されるべき備品シールについて、過去の備品の一部で提供されていない事例も確認された。

このような管理状態は、業務引継ぎ時の対応や、備品の適正管理の観点から望ましくない。

市は指定管理者と協力し、遅くとも次回の指定管理者募集までには、貸付備品一覧

の整備状況を含めた備品の管理体制全般を見直すことが望ましい。

【意見 5】 指定管理業務仕様書の記載内容の見直し

指定管理業務仕様書の「施設概要」において、管理棟 2 階に「浴室」が記載されている。しかし、当該浴室は長らく使用されておらず、使用するためには配管等の修繕が必要であり、現状は使用可能な状態ではない。

指定管理者の公募においては、業務仕様書の施設概要は、公募時点の正確な実態に合わせて記載内容を見直すことが望ましい。

No.5 自然資源活用型観光振興事業

(1) 概要

①事業の目的

八甲田地区を快適、かつ安全に利用できるよう八甲田振興協議会への参画などにより、必要な事業を進める。八甲田振興協議会は、十和田八幡平国立公園のうち、八甲田地区の優れた景観を保護すると共にその利用増進を図り、八甲田地区の健全な発展に寄与することを目的とする。

②事業の内容

市は顧問として八甲田振興協議会に参画しており、会の負担金を支出している他、事務局を市観光課に設置している。八甲田振興協議会の概要は以下のとおり。

ア. 事業内容

八甲田地区の観光振興、自然保護に関すること、安全を確保し、利用の促進を図ること、関係機関、会員相互の連絡調整に関すること等。

イ. 組織体制

正会員と特別会員によって構成されている。令和6年度における会員数は19会員である。正会員は、八甲田地区において観光事業を営んでいる者で、本会の目的に賛同して入会した個人又は団体である。また特別会員は、八甲田地区に関係する公共団体及び関係行政機関等である。

役員は会長1名、副会長2名、理事若干名、監事2名であり、事務局は青森市観光課に設置されている。

また、山岳スキー振興部会が設置されており、会計上は特別会計として決算報告されている。

ウ. 収入及び支出

本会計

(単位：千円)

収入	金額
会費	183
美化清掃負担金	2,955
負担金	2,151
雑収入	0
繰越金	485
合計	5,776

支出	金額
会議費	7
事務費	5
美化清掃負担金	2,955
事業費 八甲田 PR 事業	599
事業費 八甲田春スキーシャトルタクシー運行業務	492
合計	4,060

(出所：収支報告書より監査人が作成した。)

山岳スキー振興部会

(単位：千円)

収入	金額
部会負担金	386
スキーパトロール隊負担金	1,100
雑収入	0
繰越金	1,388
合計	2,876

支出	金額
総務費	10
整備費	918
事務費	3
スキーパトロール隊活動費	1,006
合計	1,937

(出所：収支報告書より監査人が作成した。)

エ. 活動実績

・八甲田地区の観光振興について

4月 JRバス「みずうみ号」出発式

「八甲田春スキーシャトルタクシー」運行事業

5月 十和田湖国立公園協会への美化対策負担金の支出

7月 令和6年度通常総会開催（荒川市民センター）

「八甲田山の日」記念山開き登山大会後援

10月 神田スポーツ祭り 2024 PR ブース出展

12月 「八甲田樹氷鑑賞冬期小学生無料企画」後援

③事業の形態

市単独事業である。

④事業実施期間

昭和45年度開始の事業であり、令和7年度においても継続している。

⑤事業の成果指標と達成度合い

八甲田振興協議会への参画により、八甲田地区の優れた景観を保護すると共にその利用増進を図るための事業であり、成果指標は特に設けていない。

⑥事業費の当初予算額と決算額

(単位：千円)

	R4年度	R5年度	R6年度
当初予算	602	572	1,572
決算額	602	572	1,572
一般財源	602	572	1,572

⑦令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	R6年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	1,572	令和6年度八甲田振興協議会負担金
合計	1,572	

(2) 監査の結果及び意見

【指摘事項8】 決算書の記載誤りについて

市は事務局として、本協議会の収支決算書を作成している。決算書は、本会計と特別会計である山岳スキー振興部会の2つが作成されているが、いずれの決算書にも計上誤りがあった。金額と内容は以下のとおりである。

本会計

科目	取引内容	訂正金額(円)	訂正理由
事業費	シャトルタクシー代	95,200	計上漏れ
事業費	協賛品輸送代	11,790	計上漏れ
事務費	振込手数料	△220	過大計上

山岳スキー振興部会

科目	取引内容	訂正金額(円)	訂正理由
事務費	振込手数料	△550	二重計上
事務費	振込手数料	△550	二重計上
事務費	振込手数料	△550	誤計上

本会計及び特別会計の財産は普通預金がそれぞれ1口座のみであり、期末の預金残高に上記訂正額、未収入金及び未払金を加減算した金額と、決算書の収入から支出を差し引いた繰越残高は一致していることから、不正の意図は感じられない。しかし事務の説明責任を損なうものであり、正確な決算書作成が必要である。

【意見6】決算書と預金通帳の整合性確認の実施

決算書の誤りが生じた原因として、帳簿が複式簿記で作成されておらず、また決算書と預金通帳の残高との整合性確認も行われていなかった点が考えられる。

現状を放置することは、事務の説明責任を損なうおそれがある。また、横領や意図的な会計操作といった不正発生のリスク要因にもなりうる。

この点、本会計及び特別会計の財産は普通預金がそれぞれ1口座のみであり、期末の預金残高に未収入金及び未払金を加減算した金額と、決算書の収入から支出を差し引いた繰越残高は、理論的には一致するはずである。最低限、決算書と預金通帳残高の整合性を確認すべきである。

No.6 文化観光交流施設運営管理事業

(1) 概要

①事業費の当初予算額と決算額

(単位：千円)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
当初予算	－	6,188	24,903
決算額	14,237	10,241	34,231
一般財源	14,237	10,241	34,231

(注) R6 年度決算額の内訳

指定管理委託料 20,219 千円、その他委託料 9,843 千円 (ミュージアム投影映像制作費)、維持修繕料 1,023 千円 (厨房外調機修繕)、業務用器具費 3,146 千円 (券売機購入)

(単位：千円)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
市への納付額	2,821	37,492	36,828

(注) 協定書において、収支計画を著しく上回る利益が生じた場合、指定管理者から市に収支差額の 2 分の 1 を市に納付させることができる旨が定められている。上記「市への納付額」は、指定管理業務の収支差額から監査人が推定計算した、指定管理者から市への納付額である。

②施設の概要

青森市文化観光交流施設<ワ・ラッセ>の概要は以下のとおりである。

【図表 施設の概要】

名称	青森市文化観光交流施設
所在地	青森市安方一丁目1番1号
設置趣旨	市民が誇る郷土の伝統文化である青森ねぶたの保存及び伝承を図るとともに、その活用を通じた多様な交流の拠点を提供し、もって本市の観光の振興及び地域社会の活性化に資するため、文化観光交流施設を設置する。
敷地面積	12,591.88 m ²
建物構造及び床面積等	構造：鉄骨造 (ブレース付ラーメン構造) 階数：地上3階 地下1階 (一般開放部分 地上1階、2階) 建築面積：4,339.83 m ²

	延床面積：6,707.98 m ²
施設概要	<p>【1階】 ねぶたホール (1,515 m²)、学習室×3 ((1)141 m²、(2)141 m²、(3)113 m² 一体で使用可)、ショップ (140 m² ショップ事務室含む)、レストラン (321 m² 厨房等含む)、来館者用男女便所×3、身障者便所×1、エントランスホール、ロビー、チケットカウンター、コインロッカー、自販機置場、事務室、ロッカー室、スタッフルーム、休憩室、職員用便所×2、シャワー室、荷捌室、ゴミ置場、倉庫×3、風除室×2、機械室ほか</p> <p>【2階】 歴史コーナー (250 m²)、見晴台、展望ルーム (多目的室)×2 ((1)84 m²、(2)132 m² 一体で使用可)、イベントホール (固定 180 席)、情報コーナー、来館者用男女便所×2、身障者便所×1、ロビー、エレベーターホール、ホワイエ、チケットカウンター、自販機置場、湯沸室、倉庫×5、機械室ほか</p> <p>【3階】 電気室、発電機室、機械室、熱源機械室、舞台照明・音響調整室、屋外機置場 ほか</p> <p>【地下1階】 受水槽室、消火ポンプ室、倉庫 ほか</p> <p>【エレベーター (1、2階)】 乗用×2、荷物用×1、小荷物専用×1</p> <p>【駐車場】 普通車 90 台、バス 7 台、身障者用 3 台</p> <p>【敷地広場】 施設西側広場 (約 1,600 m²)</p>

(出所：青森市文化観光交流施設管理運営業務仕様書)

③指定管理の内容

指定管理者及び指定管理業務の概要は次のとおりである。

【図表 指定管理の内容】

項目	内容
指定管理者	公益社団法人青森観光コンベンション協会
指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
指定管理業務の	収入形態：一部利用料金制 (指定管理料の支払実績あり)

収入形態 (指定管理料・ 利用料金等)	利用料金				
	1 ねぶたホール及び歴史コーナー				
	区 分				利用料金 基準額
	ねぶたホ ール及び 歴史コー ナー	1人1回に つき	個人利 用	一般	620円
				高校生	460円
				中学生・小学生	260円
			団体利 用	一般	550円
				高 校 生	410円
				中学生・小学生	230円
	1人1年につき				2,040円
1団体(1回の利用につき、2人までの 利用に限る。)1年につき				10,190円	
備考					
1 団体利用とは、10人以上で構成され責任者の引率する集団による 利用をいう。					
2 一般とは、義務教育終了後の者のうち高校生を除く者をいう。					
2 学習室・展望ルーム・イベントホール					
利用場所		利用料金基準額			
		時間貸し利用料金(1時間につき)			全日
		9時～ 13時	13時～ 18時	18時～ 22時	9時～22時
学習室(1)	141㎡	1,020円	1,230円	1,530円	11,920円
学習室(2)	141㎡	1,020円	1,230円	1,530円	11,920円
学習室(3)	113㎡	820円	1,020円	1,230円	9,270円
展望ルーム (1)	84㎡	510円	720円	920円	5,300円
展望ルーム (2)	132㎡	920円	1,130円	1,430円	10,600円
イベントホール(固定 席)180席		2,040円	2,350円	3,060円	26,490円

	<p>備考</p> <p>1 入場料を徴収する場合の利用料金は、当該利用料金の 5 割増しの額（以下「割増利用料金」という。）とする。</p> <p>2 営利を目的として利用する場合の利用料金は、入場料を徴収しない場合にあっては当該利用料金の 1.5 倍の額とし、入場料を徴収する場合にあっては割増利用料金の 1.5 倍の額とする。</p> <p>3 1 時間を単位として利用料金が定められているものの利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とみなす。</p> <p>4 利用許可を受けた時間を超えて利用した場合は、超過した時間（1 時間未満は 1 時間とみなす。）につき、当該超過利用する時間の属する時間貸し利用料金の欄に定める額の利用料金を追加徴収する。</p> <p>5 利用のための準備及び現状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。</p> <p>6 附属設備及び備品類の利用料金は、規則で定める単位ごとに、1 附属設備又は 1 備品類につき 10,000 円以内で規則で定める額とする。</p>
<p>指定管理者が行う業務の内容</p>	<p>(1) 交流施設の運営に関する業務</p> <p>(2) 交流施設及び附属設備の維持管理に関する業務</p> <p>(3) 交流施設等の利用許可等に関する業務</p> <p>(4) 交流施設等の利用に係る料金の収受に関する業務</p> <p>(5) 青森ねぶたの保存及び伝承並びにその活用を通じた交流の促進に関する業務</p> <p>(6) 地域文化の振興及び発信を通じた交流の促進に関する業務</p> <p>(7) 交流施設の設置目的に合致する集客に配慮した企画展、イベント等の実施に関する業務</p> <p>(8) 交流施設の集客対策に関する業務</p> <p>(9) 交流施設の利用者等に便益を提供するための飲食業、物品販売業等の営業の用に供する業務</p> <p>(10) その他交流施設の設置目的を達成するために必要な業務</p>

(出所：青森市文化観光交流施設の管理運営業務に関する協定書、青森市文化観光交流施設管理運営業務仕様書)

④指定管理者の指定手続

青森市文化観光交流施設（ワ・ラッセ）については、平成 22 年 10 月 30 日より指定管理者制度が導入されている。当該施設の令和 6 年度の指定管理者については、令和元年度に指定手続が行われ、令和 2 年度から令和 6 年度までの指定期間において指定管理者の変更等はなかった。

【図表 指定管理者の指定手続】

項目	内容
選定方法	公募型プロポーザル方式
応募資格（抜粋）	指定期間中、交流施設を安定して管理運営できる団体であること。（法人格の有無は問わない） 青森市内に事務所等の活動拠点を有すること。
応募状況	令和6年度に実施された指定管理者の選定において応募があったのは、現指定管理者1者のみであった。
審査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・選定方法 指定管理者は、提出された応募書類に基づき、応募資格を有する応募団体の中から市が設置する「指定管理者選定評価委員会」による候補者の選定審査を踏まえ、市長が候補者を決定し、議会の議決を経て正式に決定する。 なお、選定審査時には、原則としてプレゼンテーション若しくはヒアリングを実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・選定基準 指定管理者候補者の選定は、事業計画書等の内容を、選定基準に基づき総合的に判断し、決定する。

（出所：募集要項等）

⑤施設の利用者数

	R4年度	R5年度	R6年度
1. 開館日数	356日	362日	360日
2. 利用者数（館内全入場者数）	404,850人	566,136人	636,363人
3. 貸室利用件数（合計）	1,576件	1,734件	1,681件
4. 業務用利用施設利用者数			
レストラン	8,444人	12,500人	12,676人
ショップ	69,074人	98,984人	109,754人
5. ワ・ラッセ友の会会員数			
個人会員	513人	592人	586人
団体会員	11件	6件	10件
6. 駐車場利用台数			
普通車	60,735台	72,057台	71,714台
バス	1,204台	1,537台	1,863台

7. 観光客並びに修学旅行・ 郊外学習受入件数			
一般団体	1,139 件	1,161 件	1,616 件
修学旅行	120 件	136 件	113 件
校外学習	146 件	117 件	151 件
8. 大型客船入場者数			
寄港回数	6 回	33 回	36 回
入場者数	377 人	12,304 人	20,092 人
8. ねぶたホール貸切	データなし	17 件	8 件

(出所：指定管理者の事業報告書)

⑥指定管理業務の収支状況

【図表 指定管理業務の収支状況】

(単位：千円)

収支状況の推移			
区分	R4 年度	R5 年度	R6 年度
① 収入			
入場料	121,164	181,594	206,313
友の会	1,291	1,258	1,287
貸室	9,144	9,948	10,447
テナント	20,211	29,594	33,915
駐車場	15,099	19,600	19,246
利用料金合計	166,911	241,996	271,210
参加料収入	547	669	670
光熱水収入	4,252	6,214	6,338
雑収入	1,801	1,736	1,599
指定管理料	14,237	10,241	20,257
収入合計	187,749	260,859	300,076
② 支出			
人件費	60,793	60,740	65,788
維持管理費	87,117	91,262	104,311
事業費	17,598	25,450	31,362
事務費	6,529	8,395	11,204
公租公課	10,067	14,651	13,752
支出計	182,106	200,496	226,419
収支差額 (① - ②)	5,643	60,362	73,656

(出所：指定管理者の事業報告書)

なお、R2年度 R3年度についてはコロナ禍のもと各種の補助金を受け入れてもなお収支差額は赤字であった。

(2) 監査の結果及び意見

【指摘事項 9】 計算書類間の不一致及び市のモニタリング体制について

指定管理者が作成した「収支決算書」と「正味財産増減計算書」を照合したところ、指定管理料収入において 38,500 円の差異が確認された。この差異は、設備更新費の精算に伴う返還金によるものである。精査したところ、正味財産増減計算書は、38,500 円が精算されており、市が最終的に確定させた実支出額と一致しているものの、収支決算書のみが実態と異なる金額のまま作成されていた。

市は、指定管理者の業務執行を適切に監督し、提出される各計算書類の正確性を確認する立場にある。今回、実支出額と整合しない収支決算書が提出され、そのまま受理された事実は、市のモニタリングが十分に機能していなかったことを示しており、監督責任の観点から課題がある。こうした事態が生じた背景には、返還に伴う変更覚書の締結が年度末まで遅延したことや、単年度に 3 度の変更覚書を要した事務の煩雑さがあると考えられる。

今後は、適正な会計処理を徹底するため、精算が生じた際は速やかに変更覚書を締結し、市と指定管理者の双方が支出実績に基づいた正確な書類作成・確認を行う体制を整えられたい。あわせて、頻繁な契約変更を要さないよう予算策定時の精度を高め、事務の効率化とモニタリングの厳格化を両立させることを期待する。

【意見 7】 指定管理料に関する募集要項と実態の乖離及び情報開示の適正化について

青森市文化観光交流施設の指定管理者の選定及び契約に関して、以下の事実が認められた。

募集要項では、以下のとおり指定管理料は支払わないが、当初想定されない特別な事情がある場合のみ、協議により決定する旨が明記されている。

【青森市文化観光交流施設指定管理者募集要項（令和 6 年 8 月青森市経済部観光課）（一部抜粋）】

10 指定管理料

(1) 指定管理料

指定管理者には市から指定管理料の支払いを行いませんが、当初想定されなかった特別な事情が発生した場合は、その都度協議を行い決定します。

(中略)

11 利用料金制に関する事項

(1) 利用料金制の採用

交流施設の管理運営においては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制を採用するため、利用料金は指定管理者自らの収入とし、管理に係る経費に充てることとします。

(以下、省略)

一方、選定後に締結された「管理運営業務に関する協定書」第 5 条では、指定管理料の額及び支払方法を「別途覚書により定める」としており、募集要項にある「原則不支給」の前提が必ずしも反映されていない。

【青森市文化観光交流施設の管理運営業務に関する協定書 令和 7 年 3 月 7 日】(一部抜粋)

(利用料金等)

第 4 条 条例第 7 条及び青森市文化観光交流施設条例施行規則（平成 22 年青森市規則第 45 号。以下「規則」という。）第 10 条に規定する利用料金並びにその他管理運営業務の実施により得られた収入（これらを合わせて以下「利用料金等」という。）は指定管理者の収入とし、青森市文化観光交流施設の管理運営業務の実施に要する経費に充てるものとする。

2 条例第 7 条に規定する利用料金の額は、同条に定める額の範囲内において定めるものとする。ただし、利用料金の額を定め、又は変更しようとするときは、その旨を施設設置者に届出するとともに、青森市文化観光交流施設の管理運営業務の実施に要する経費の収支予算（決算）を記載した事業計画書を提出し、施設設置者の承認を得るものとする。

3 施設設置者は、事業報告において、協定締結時の収支計画を著しく上回る利益が生じた場合、指定管理者と協議の上、増収分の一定割合を指定管理者から施設設置者に納付させることができるものとする。

4 前項に規定する、著しく上回る利益が生じた場合とは、事業報告において、収支差が黒字であり、かつ、協定締結時における利用料金等の収入見込額を上回る収入があった場合とする。

5 同条第 3 項に規定する、増収分とは、事業報告において、黒字となった収支差額と協定締結時における利用料金等の収入見込額を上回る額を比較し、いずれか少ない方の額とする。ただし、支出額については、その内容を精査した上で適正と認められる経費を対象とする。

6 同条第3項に規定する、一定割合とは、原則として2分の1とする。ただし、指定管理者が自主的な経営努力等による増収分であることを、根拠を示しつつ主張する部分については、施設設置者と指定管理者が協議の上、納付する割合を決定する。

(指定管理料)

第5条 施設設置者が指定管理者に対して支払う管理運営業務に係る経費(以下「指定管理料」という。)の額及び支払方法等は、別途覚書により定めるものとする。

2 前項に定める指定管理料の額は、管理運営業務の変更の必要性が生じた場合又は特別な事情があると認められる場合を除き、管理運営業務に要した経費、利用料金収入及びその他の収入に増減があっても、増額又は減額しないものとする。ただし、覚書に定める精算対象となる費目を除く。

さらに、実際の運用では、令和7年3月の協定締結後、覚書に基づき指定管理料が設定されている。本件施設の収支状況を確認したところ、令和4年度から令和6年度にかけて、中央監視装置や舞台幕など特別な事情がある修繕などについては、各年度約10百万円から20百万円の指定管理料が継続的に支払われている。

募集要項において「指定管理料は原則支払わない」とされながら、実際には多額の指定管理料が毎年度支払われている現状は、募集要項の記載と運用の実態が乖離しており、不適切である。

また、現行の指定管理者は、過去の支払実績や「特別な事情」の内容を熟知している。一方で、新規に応募を検討する事業者は、募集要項の記載に基づき「指定管理料は原則得られない」と判断せざるを得ない。この「情報の非対称性」は、新規参入者にとって著しく不利な条件となり、公募における競争の公平性を損なうおそれがある。

指定管理者の公募にあたっては、透明性及び公平性を確保するため、以下の措置を講じるべきである。

まず、過去に「当初想定されなかった特別な事情」として認められた具体的な内容及び支払実績を募集要項等で明示することが望ましい。また、実態として継続的に費用負担が生じる項目については、原則不支給とするのではなく、固定的な指定管理料としてあらかじめ提示する、あるいは積算の根拠を明確にするなど、応募者が適正な収支計画を策定できる環境を整備することを検討することが望ましい。

【意見8】指定管理者による施設賠償責任保険への加入原則と募集要項の整合性について

「青森市指定管理者制度導入基本方針」では、施設管理における故意・過失や施設の瑕疵に起因する損害賠償への対応として、指定管理者が「施設賠償責任保険」に加入することを「原則」と定めている。

【青森市指定管理者制度導入基本方針 平成 30 年 7 月改定（一部抜粋）】

9 利用者等に対する損害賠償責任と施設賠償責任保険への加入

施設の管理運営が行われている際に、故意又は過失、施設の瑕疵等が原因となり、利用者等に対して損害賠償を行う必要が生じる可能性がある。

この場合の責任分担の原則としては、資料7「市と指定管理者との責任分担表（標準例）」のとおり帰責事由を有する者がその損害を賠償する責任を負うこととなるが、以下の理由により、指定管理者は、保険会社により提供されている「施設賠償責任保険」に加入し、当該保険からの支払いによって損害賠償責任に対応することを原則とする。

なお、当該保険への加入については、指定管理者を記名被保険者、利用者等を保険金請求権者として、指定管理者が加入手続きを行う。

(1) 指定管理者によって管理される公の施設においては、どのような場合であっても、国家賠償法第1条（公務員による不法行為による損害賠償）、同法第2条（公の造営物の瑕疵による損害の賠償）並びに民法第715条（使用者責任）等に基づき、被害者は市に対して損害賠償を請求することができると考えられ、これらの規定に基づき、市が損害を賠償した場合で、指定管理者に帰責性がある場合には、市が指定管理者に対して求償できる。

(2) 市が加入している「全国市長会市民総合賠償補償保険」については、平成23年度制度改正により、全ての指定管理者を当該保険の被保険者としてみなすことができるようになったものの、指定管理者の賠償すべき額が当該保険の支払限度額を超える場合は、指定管理者の自己負担となり、また、支払限度額の範囲内であっても、事案により、指定管理者に自己負担が生じる場合もあること。

さらには、指定管理者の自主事業による活動は対象外となる場合もあるため、指定管理者が独自で保険に加入し、指定管理者による損害賠償の履行を確保する必要がある。

（下線は監査人が追加）

この規定の趣旨は、重大な事故が発生した際、指定管理者の資力に左右されず被害者へ迅速かつ確実な補償を行うとともに、市の財政的な負担（求償不能リスク）を回避することにある。しかしながら、実際の「青森市文化観光交流施設指定管理者募集要項」を確認したところ、当該保険への加入は「推奨」に留まっており、基本方針が掲げる原則が現場の運用に反映されていない実態が認められた。

【青森市文化観光交流施設指定管理者募集要項（令和6年8月青森市経済部観光課）
（一部抜粋）】

1.4 施設賠償責任保険への加入

市が施設設置者としての瑕疵により損害が発生した場合には、市が損害賠償責任を負いますが、指定管理者の施設管理責任に起因した損害については、当該損害のうち市が加入する保険の保証対象外又は支払限度額を超える分について指定管理者が市又は第三者に対してその損害賠償責任を負うことになります。

当該損害賠償責任に対応するため、指定管理者の負担により施設賠償責任保険に加入することを推奨しています。

【本市が加入する保険の概要】

①建物総合損害共済

対象 火災、自然災害、事故等による損害

共済責任額（支払限度額）：194,403 万円（参考：令和6年度の額）

免責：故意若しくは重大な過失又は法令違反によって生じた損害

（損害の種類によって損害額5万円未満は補償対象外となります。）

②全国市長会市民総合賠償補償保険

対人：1名につき5千万円、1事故につき5億円

対物：1事故につき1千万円

観光課によれば、指定管理者制度を所管する行政資産経営課が発出した「令和6年度青森市指定管理者選定評価委員会審査資料の提出について（依頼）（令和6年5月22日 青市行第14号）」の「資料1 募集要項・仕様書作成に係る留意事項等について」において、施設賠償責任保険については、「加入が推奨」となっているため、それに従ったとのことであった。

施設賠償責任保険への加入を推奨に留めることには以下のリスクがあると考えます。

まず、施設内で億単位の高額な賠償責任が生じる重大事故が発生した際、指定管理者に十分な資力がなく、かつ保険にも未加入であれば、被害者は適正な補償を速やかに受けられない事態に陥る。これにより、被害者は指定管理者との直接交渉や長期にわたる訴訟を強いられ、多大な精神的・時間的負担を負うことになる。公の施設の設置者である市にとって、このような事態は市民の安全を守る責任の不履行であり、社会的な信用を著しく損なうものである。

また、国家賠償法第2条に基づき、公の施設の管理の瑕疵により損害が生じた場合、市は設置者として最終的な賠償責任を負う。市が被害者に賠償金を立て替え払いした後、原因者である指定管理者に求償を行うこととなるが、指定管理者が無保険かつ資

力不足であれば、市はその損失を回収できなくなる（求償不能）。結果として、本来他の行政サービスに充てられるべき一般財源（市民の税金）が賠償金の補填に費やされることになり、財政の健全性を脅かす要因となる。

そもそも、基本方針における「原則」の例外が許容されるのは、指定管理者が保険に頼らずとも巨額の賠償に耐えうる極めて高い財政基盤を有する場合に限定されるべきである。現在のように、募集要項において一律に「推奨」とすることは、事実上、指定管理者の裁量でリスクを放置することを容認しているに等しい。基本方針の理念を形骸化させる現在の運用は、リスク管理の観点から極めて不適切である。

市は、基本方針の「原則」を遵守し、募集要項における保険加入の取り扱いを早急に見直すべきである。具体的には、指定管理者の選定条件として保険加入を義務付ける運用への転換、あるいは協定書において具体的な補償限度額を明記した加入義務を課すなど、市の財政保護と市民の安全確保を両立させるための実効性ある措置を講じることが望ましい。

【意見 9】 管理運営仕様書の簡素化と成果重視のモニタリング体制への転換について

「青森市文化観光交流施設管理運営業務仕様書」の「10 業務内容」のうち、（5）から（8）に規定される事業内容（展示、体験、情報発信、集客対策等）について確認したところ、展示台数、実施回数、更新頻度等が極めて詳細に数値限定して義務付けられている。一方、指定管理者の運用及び市のモニタリング状況を確認したところ、以下の状況が認められた。

- ・指定管理者は、年度末の事業報告において当該仕様書に沿った記述を行っているが、市側のモニタリングにおいて、仕様書に定められた実施回数等の充足状況が厳密に確認されていない事例（要求回数に不足していた記載の見落とし）が散見された。
- ・本施設は「利用料金制」を採用しており、指定管理者が自らの責任と裁量において収支を管理し、経営努力を行うべきスキームとなっている。

現状には、以下の3つ問題点があると考える。

まず、仕様書において詳細な数値目標（回数等）を定めている以上、市にはその履行を厳格に確認する責任が生じる。現状のように、詳細な規定がありながらチェックが機能していない状態は、モニタリングの形骸化を招き、管理運営の適正性を担保できないおそれがある。

次に、利用料金制のもとでは、指定管理者は入場者数や収益を最大化させるインセンティブを持つ。しかし、仕様書において「手法（回数や台数）」まで過度に細かく固定してしまうと、社会情勢やニーズの変化に応じた機動的な事業展開が困難となる。これは、民間のノウハウを活用するという指定管理者制度の趣旨を損なう要因となり

得る。

さらに、仕様書に膨大な定型的業務を羅列し、その一つひとつを管理・報告する事務は、市・指定管理者双方にとって多大なコスト（事務負担）となっている。

指定管理者の主体性を引き出し、かつ実効性のある管理体制を構築するため、以下の方向で改善を図るべきである。

まず、仕様書における詳細な実施回数等の指定は必要最小限に留め、具体的な事業内容は、指定管理者が提出する「年間運営計画」において定める方式への転換を検討されたい。市は当該計画の承認・協議を通じて意見を反映させることで、柔軟かつ実効性のあるコントロールが可能となる。

また、「何回実施したか（プロセス）」という評価から、「どれだけの成果を上げたか（アウトカム）」という評価へ重点を移すべきである。入場者数、顧客満足度、リピーター率、収支差額（黒字幅）の改善状況、市への納付（還元）額などの総合的な指標をモニタリングの軸に据え、施設がどれだけ盛況かつ健全に運営されたかという観点から評価を行うことが望ましい。

【意見 10】 収支決算書の確認体制の整備及び検証証跡の保存について

「ねぶたの家 ワ・ラッセ」の収支決算書は、指定管理者が作成した会計帳簿に基づき市に提出されている。市と指定管理者の協定書第 4 条第 3 項から第 6 項では、収支差額（黒字）のうち一定割合（原則 2 分の 1）を市に納付させる規定がある。また、同条第 5 項において、対象となる支出額は「その内容を精査した上で適正と認められる経費」に限定すると明記されている。このように、市への納付金額は指定管理者の決算数値に直接連動する仕組みとなっているが、現状、市が指定管理者の会計帳簿（総勘定元帳等）を直接閲覧し、報告された決算数値の正確性や経費の妥当性を検証した証跡（確認記録）が認められなかった。

収支差額の分配は市歳入に直結する重要なプロセスである。指定管理者から提出された報告書類のみに依拠し、その原始記録である帳簿との照合を行っていない現状は、納付金額の妥当性を客観的に担保しているとは言い難い。

また、協定書に定められた「経費の内容を精査する」という市の義務が実務上十分に果たされていない。特に、収支差を圧縮するような不適切な支出がないか、あるいは売上（利用料金等）が網羅的に計上されているかを確認する仕組みが欠落していることは、公会計管理上のリスクである。

市への納付金を含む収支決算の正確性を確保し、適正な財政管理を行うため、以下の措置を講じるべきである。まず、年度決算時において、市担当者が指定管理者の作成した総勘定元帳や売上原簿、領収書等の関係書類を直接閲覧・照合する实地検査（または詳細な書類点検）を定期的実施すること。次に、照合を行った日付、確認した

書類の範囲、検証の結果等を記載した「確認調書」や「チェックリスト」を作成し、決算書類とともに保存することで、行政による監督責任の履行過程を明確にすること。さらに、支出側だけでなく、キャッシュレス決済の記録や入場者数記録と売上高の整合性についても、サンプリング調査等を通じて正確性を確認されたい。

【意見 11】インバウンド需要の捕捉による収益最大化と二層性料金制の導入検討について

「ねぶたの家 ワ・ラッセ」の入館者数は、新型コロナウイルス感染症の影響による低迷から着実かつ大幅な回復を遂げている。特にインバウンド（訪日外国人客）の恩恵を強く受けており、今後もこの傾向は継続するものと予測される。現在、当該施設の入場料体系は、居住地や国籍を問わず同一料金となっているが、増加する訪日外国人客による施設維持管理コストの増大や、市民の利用機会の確保という観点から、料金体系の在り方を再検討すべき局面にある。

多くの訪日外国人客は、為替レートの影響や体験価値への対価として、現行料金を相対的に安価と捉える傾向にある。一方で、施設の維持管理には市税が投入されている側面がある。インバウンドに対して適切な価格設定を行う「二層性料金制（二重価格制）」を導入し、得られた増収分を市への納付金（地域還元）や施設改修の原資に充てることは、市民の負担軽減につながる合理的な施策である。

また、料金体系の多角化に伴う受付事務の複雑化が懸念されるが、これはインバウンド対応機能（多言語対応、QRコード決済等）を備えた自動券売機の導入により解決可能である。外国人観光客をセルフ決済へ誘導することで、窓口の混雑緩和と省力化を同時に図ることが期待できる。

市及び指定管理者は、近年のインバウンド需要を最大限に活用し、施設の収益性を高めるための具体的な検討に着手されたい。具体的には、外国人観光客向けの価格設定（二層性料金）の導入を視野に、多機能型自動券売機の設置検討や、付加価値の高い「特別体験プラン」とセットにした価格戦略などを構築し、市への還元額の最大化を図ることが望まれる。

No.7 港湾文化交流施設整備事業

(1) 概要

① 事業の目的

青森市港湾文化交流施設（青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸、青森港旅客船ターミナルビル）の維持管理及び整備

② 事業の内容

以下の施設の維持のための工事である。工事は①青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸と②青森港旅客船ターミナルビルそれぞれについて実施された。

(ア) 工事概要

(工事名称) 八甲田丸 3 階空調設備更新工事

(工事内容) 経年劣化し故障した空調設備の交換

(更新箇所) ガスヒートポンプエアコン 1 台、壁掛室内機 1 台、天吊り室内機 1 台、天カセ 4 方向室内機 4 台、運転リモコン 2 台

(支出金額) 10,395,000 円

(イ) 工事概要

(工事名称) 青森港旅客船ターミナルビル真空式温水機更新工事

(工事内容) 当該施設の館内暖房を賄っている「真空式温水機」が故障し暖房運転できない状況となったことから更新するもの

(更新箇所) 同上

(支出金額) 6,754,000 円

【図表 施設の概要】

項目	内容
名称	① 青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸 ② 青森港旅客船ターミナルビル
所在地	① 青森市柳川一丁目百十二番十五地先公有水面 ② 青森市柳川一丁目四番一号
設置根拠条例	青森市港湾文化交流施設条例
供用開始	平成 11 年 8 月
施設の内容	○八甲田丸 ・就航日：昭和 39 年 8 月 12 日

	<ul style="list-style-type: none"> ・総トン数：5,382.65 t ・利用者数：平成31年 71,317人 令和2年 29,619人 <p>○ターミナルビル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築年月日：平成4年7月20日 ・構造：鉄骨造陸屋根三階建 ・建物面積：1F 543.64 m²、2F 486.86 m²、3F 77.33 m² ・利用者数：平成31年 5,908人 令和2年 1,854人 <p>○施設状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年8月に日本機械学会より「機械遺産」に認定 ・平成24年7月に「青函ワールド」がオープン ・平成26年～27年度に老朽化した船体の対策工事 <p>○公共工事 八甲田丸3階空調設備更新工事</p>
--	--

(出所：担当課作成資料)

③事業の形態

市単独事業である。

④事業実施期間

平成11年度開始の事業であり、令和7年度においても継続している。

⑤事業の成果指標と達成度合い

青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸及び青森港旅客船ターミナルビルの維持管理及び整備を行う事業であり、成果指標は特に設けていない。

⑥事業費の当初予算額と決算額

(単位：千円)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
当初予算	－	－	16,152
決算額	－	－	17,149
一般財源			17,149

⑦令和 6 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	R6 年度決算額	主な内容
工事請負費	10,395	八甲田丸 3 階空調設備更新工事
工事請負費	6,754	ターミナルビル真空式温水機更新工事 (注)
合計	17,149	

(注) 同ビルは、現在テナント 6 社の入居者が入っているが、観光客を呼ぶための施設は無い状態となっている。

(2) 監査の結果及び意見

【意見 12】施設の老朽化に伴う計画的な修繕計画の策定及び予算措置の適正化について

令和 6 年 12 月、青森港ターミナルビルにおいて館内暖房設備 (真空式温水機一式) が故障し、緊急の更新工事が実施された。当該事案の経過及び設備状況は以下のとおりである。

当該設備は平成 4 年の開館時から 32 年間使用されており、一般的な交換推奨時期 (15 年) を大幅に超過していた。開館以来、大規模な修繕履歴は認められない。市担当課の資料によれば、3 年前の点検時点で既に本体や配管の腐食等の異常が確認されていた。令和 6 年度当初予算に修繕費は計上されておらず、12 月の故障後に緊急対応を余儀なくされた。工事期間中、入居する 6 つのテナントに対しては「だるまストーブ」を貸し出す等の応急措置が講じられた。

推奨耐用年数の 2 倍を超える期間、特段の修繕を行わず運用を継続し、かつ 3 年前の点検で異常を把握していたにもかかわらず、計画的な更新が行われなかった。これは「事後保全」に偏った管理体制であり、施設の長寿命化や効率的な財政支出の観点から不適切である。冬期の寒冷地において暖房設備が停止することは、入居テナントの営業継続や利用者の安全に直結する重大なリスクである。故障が十分に予測できた

状況下で、代替設備の確保や予算上の備えを怠ったことは、施設設置者としての管理責任を十分に果たしているとは言い難い。

点検で異常が判明し、故障の進行が懸念されていたのであれば、当初予算への計上、あるいは年次的な更新計画に基づく予算措置を講じるべきであった。突発的な故障による緊急工事は、一般に競争入札の余裕を欠き、コスト高を招く要因にもなり得る。

施設の安全な運用と安定的な公務・事業の継続を確保するため、以下の改善を求める。まず、長寿命化計画に基づき、重要設備の耐用年数や点検結果を精査し、故障が発生する前の「計画的な更新」を徹底すること。また、特にライフライン（電気・空調・給排水等）に関わる重要設備については、故障時の影響を最小化するためのバックアップ体制の整備や、緊急修繕費の適切な確保に努めること。さらに、点検結果を予算編成に確実に反映させ、異常が発見された設備については、速やかに予算措置または優先順位の組み替えを行う体制を構築されたい。

No.8 MICE 誘致・開催支援

(1) 概要

①事業の目的

青森市内で企業研修等のミーティング、報奨旅行等のインセンティブツアー、学会等会議等のコンベンション等（以下、「MICE」という。）を開催する県外の企業、団体等（以下、「主催者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、県外から本市への誘客促進を図り、もって本市の地域経済の活性化及び観光産業の振興等に資すること。

②事業の内容

ア. 青森市 MICE 開催事業補助金

対象者	青森県外の企業、団体等
対象事業	・ 企業研修等のミーティング ・ 報奨旅行等のインセンティブツアー ・ 学会等会議等のコンベンション ほか
補助要件	青森市内の宿泊施設に宿泊する県外参加者の延べ宿泊人数が 10 人以上
対象経費	主催者が大会等の開催に要する経費のうち、会場使用料、パンフレット等印刷費、交通費、講師等謝礼、事務用品費等（開催の準備に要する経費を含む）
補助金額	青森市内の宿泊施設に宿泊する県外参加者の延べ宿泊人数×2,000 円（ただし上限 200,000 円）
申請期限	会議等開催日の 3 か月前まで （開催日が 4 月 1 日から 6 月 30 日までの会議等は、開催日前日まで）
県からの補助	令和 5 年度までで廃止。実績件数が少ないため。

イ. 国際観光振興機構（JNTO）賛助団体への参加

独立行政法人国際観光振興機構（JNTO）賛助団体の概要

インバウンド振興により、地域や関連業界全体の活性化に寄与する公共的サービスを提供している地方公共団体、主要運輸機関、観光関連団体、空港施設、民間企業等で、JNTO の事業に賛同した団体。市町村の負担金額は年間 30 万円。

JNTO の利用について、市担当者へ質問したところ、以下の回答を得た。

賛助団体・会員専用サイトの閲覧により、各市場・テーマ別のマーケティング戦略、ターゲットの特徴などの以下の情報入手が可能

- ・市場別、テーマ（MICE・高付加価値旅行）別マーケティング資料
- ・訪日ツアーの代表例・訪日旅行を取扱う主要旅行会社リスト
- ・現地主要メディアリスト

このほか、市が作成した外国語パンフレットを JNTO が出展する海外の旅行博や見本市で、一般の方々への配布や JNTO のデジタルパンフレットサイトへの青森市外国語パンフレット掲載がされている。

③事業の形態

市単独事業であるが、県にも同様の MICE 補助金制度がある。

④事業実施期間

平成 13 年度開始の事業であり、令和 7 年度においても継続している。

⑤事業の成果指標と達成度合い

市が設定した評価指標の目標値と実績値は以下のとおりである。

(R6 実績)

指標	目標	実績
① 青森市 MICE 補助金支援団体数	4 団体	3 団体

⑥事業費の当初予算額と決算額

(単位：千円)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
当初予算	1,700	1,700	1,100
決算額	688	300	658
県支出金	194	-	-
一般財源	494	300	658

⑦令和 6 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	R6 年度 決算額	主な内容
負担金	300	JNTO 負担金
補助金	358	MICE 補助金
合計	658	

(2) 監査の結果及び意見

【意見 13】 MICE 開催事業補助金における単価設定の検証と記録について

本補助金の単価(1人2千円・上限20万円)は平成30年度から据え置かれている。この間、物価高騰や自治体間の誘致競争激化など環境は変化しているが、現行水準の妥当性を他自治体と比較検討した記録が残されていない。長期間の見直し欠如は、施策の魅力低下や予算編成の根拠不備につながるおそれがある。

今後は予算策定ごとに、他自治体の水準や市場動向を調査・比較した上で、現行単価が最適であるかの検討過程を文書として記録すべきである。戦略的な水準維持に努め、その妥当性を説明できる体制を整えることが望ましい。

No.9 観光交流サポーター運営事業

(1) 概要

① 事業の目的

観光客に対して、街全体でおもてなしをするという意識醸成と、ホスピタリティの向上による観光客（リピーター）の増加を図ること。

② 事業の内容

ア. 青森市観光交流サポーター登録事業

イ. 観光ボランティア（観光交流サポーター及び観光ガイドボランティア）交流会開催事業

観光交流サポーターについては、以下の要領を参照。

【青森市観光交流サポーター設置運営要領】（一部抜粋）

第2条 この要領において、観光交流サポーターとは、自らの意思に基づき、本市の観光交流及び国際交流の推進に係る次項の各号に掲げる活動を行う者をいう。

2 活動の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 通訳サポーター 本市を訪れる外国人を対象に、おもてなし・イベント等の通訳又は翻訳を行う活動。

(2) 交流サポーター

ア おもてなし・国際交流分野 本市を訪れる観光客を対象に、おもてなし・国際交流の推進に資するための事業への参加・協力する活動。

イ 観光イベント分野 市内で開催される観光イベントへの参加・協力及び市の観光振興に資するための事業への参加・協力する活動。

ウ 文化紹介分野 本市を訪れる外国人を対象に、茶道・華道・書道等の日本の伝統文化を紹介する活動。

エ ホームステイ等分野 本市を訪れる外国人を対象に、一般市民家庭への宿泊・訪問を通じて日本の家庭生活を体験・理解する機会を提供する活動。

(登録要件)

第3条 観光交流サポーターの登録資格は、次の各号に掲げる要件を全て満たす個人又は団体とする。

(1) 観光交流サポーターとして活動する意欲のある者。

(2) 18歳以上であること。ただし、18歳未満であっても、保護者の同意があれば登録できるものとする。

<p>(3) 観光交流サポーターを対象として実施する研修会等に参加できること。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる観光交流サポーター活動については、当該各号に定める要件を備えた者とする。</p> <p>(1) 通訳サポーター 外国語について日常会話程度の語学力を有していること。</p> <p>(2) 第2条第2項(2)ウに掲げる活動を行う交流サポーター 日本の伝統文化に造詣が深く、紹介や指導ができること。</p>
--

③事業の形態

市単独事業である。

④事業実施期間

平成7年度開始の事業である。

⑤事業の成果指標と達成度合い

市が設定した評価指標の目標値と実績値は以下のとおりである。

(R7.10 現在)

指標	目標	実績
青森市観光交流サポーター登録者数	60 人	41 人

また、市が評価指標とはしていないものの、市が集計した資料によれば、クルーズ船寄港の度の参加人数は次のとおりである。

なお、表中の種別欄で四季島とあるのは、列車名で、これも観光船同様に参加人数を集計している。

【図表 青森市観光交流サポーター参加者数】

(R6 実績)

日付	種別	参加延べ人数	日付	種別	参加延べ人数
4月5日	クルーズ船	14	4月17日	四季島	7
4月9日	クルーズ船	6	4月19日	クルーズ船	7
4月10日	四季島	12	4月23日	クルーズ船	4
4月13日	クルーズ船	9	4月24日	四季島	10
4月14日	クルーズ船	7	4月28日	クルーズ船	5
4月17日	クルーズ船	6	4月30日	クルーズ船	2

日付	種別	参加延べ 人数
5月1日	四季島	9
5月5日	クルーズ船	6
5月12日	クルーズ船	6
5月15日	四季島	16
5月22日	四季島	9
5月23日	クルーズ船	11
5月25日	クルーズ船	8
5月26日	クルーズ船	9
5月27日	クルーズ船	4
5月29日	四季島	9
6月5日	クルーズ船	7
6月6日	クルーズ船	2
6月11日	クルーズ船	4
6月13日	クルーズ船	5
6月18日	クルーズ船	3
6月20日	クルーズ船	5
6月28日	クルーズ船	4
7月24日	クルーズ船	11

日付	種別	参加延べ 人数
8月2日	クルーズ船	3
8月3日	クルーズ船	7
8月5日	クルーズ船	6
8月6日	クルーズ船	4
8月7日	クルーズ船	4
8月29日	クルーズ船	5
9月8日	クルーズ船	10
9月15日	クルーズ船	6
9月23日	クルーズ船	9
10月2日	四季島	6
10月3日	クルーズ船	8
10月9日	四季島	12
10月12日	クルーズ船	4
10月15日	クルーズ船	6
10月23日	四季島	9
10月30日	四季島	14
11月13日	四季島	11
11月20日	四季島	13

⑥事業費の当初予算額と決算額

(単位：千円)

	R4年度	R5年度	R6年度
当初予算	154	146	146
決算額	46	40	46
一般財源	46	40	46

⑦令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	R6年度 決算額	主な内容
役務費	31	通信運搬費、保険料
使用料及び賃借料	15	会場使用料

合計	46	
----	----	--

(2) 監査の結果及び意見

【意見 14】観光交流サポーターの活動活性化に向けたニーズ把握と施策改善について

登録サポーター数は約 40 名と目標（60 名）に届かず、クルーズ船寄港時の参加率も低迷している。現行の表彰制度等のインセンティブは十分な効果を上げていない。活動の形骸化を防ぎ、参加率を向上させるための実効性ある施策が急務である。

登録者の参加意欲を高めるため、定期的なアンケートにより期待ニーズを正確に把握すべきである。その際、既存サポーターと共に「参加したくなる施策」を検討するプロセスを導入し、当事者意識を醸成しながら新規参加者の増加を図るなど、ニーズに即した柔軟な運営改善を検討することが望ましい。

No.10 青森市観光交流情報センター管理運営事業

No.11 観光ガイド育成・運営事業

(1) 概要

①施設及び事業の概要

青森市観光交流情報センターは、青森駅前広場内にある観光案内所で、青森市の観光及び交通に関する情報を提供するとともに、広く市民及び観光客の交流を促すことにより、青森市の魅力の発信を図り、もって青森市の観光の振興及び地域社会の活性化に資することを設置目的としている。

【図表 施設の概要】

項目	内容
所在地	青森市新町1丁目1番25号
設置根拠条例	青森市観光交流情報施設条例
供用開始	平成21年2月1日
施設の内容	○延床面積：266.02㎡ ○構造：鉄骨造、平屋建 ○主要施設 ・観光案内カウンター、観光交流コーナー、男女トイレ、多目的トイレ、業務用施設(2区画。1区画は市営バス。もう1区画は以前JRバスが使用していたが、現在は空き室となっている。)
開館時間	○開館時間 6：00～22：00 ○観光案内 8：30～19：00(12月31日及び1月1日は午後5時まで) ○市営バス窓口 7：30～18：00(12月31日は午後2時30分まで、1月1日は終日休業)
利用料金	利用料金はない。

(出所：条例、条例施行規則、青森市観光交流情報センターのWebサイト)

一方、観光ガイド育成・運営事業は、多様化する観光客のニーズに対応するため、着地型旅行商品として、市内の風景や歴史、食を楽しみながらまち歩きできる「あおもり街てく」を運営している。

両事業は、条例及び規則、指定管理者の選定、協定書、指定管理業務仕様書等が一体として実施されていることから、報告書上、同一の事業区分として記載する。

②事業費の当初予算額と決算額

ア. 青森市観光交流情報センター管理運営事業

(単位：千円)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
当初予算	21,180	22,013	22,020
決算額	21,632	23,924	22,948
その他特定財源	2,349	2,209	1,099
一般財源	19,283	21,715	21,849

その他特定財源の内訳

(単位：千円)

内訳	R4 年度	R5 年度	R6 年度
使用料及び手数料	2,202	2,086	994
諸収入(自動販売機電気料)	129	106	86
諸収入(コインロッカー等電気料)	16	15	18

イ. 観光ガイド育成・運営事業

(単位：千円)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
当初予算	7,071	6,798	6,839
決算額	6,488	6,766	6,896
一般財源	6,488	6,766	6,896

③指定管理の内容

指定管理者及び指定管理業務の概要は次のとおりである。

【図表 指定管理の内容】

項目	内容
指定管理者	公益社団法人青森観光コンベンション協会
指定管理者の分類	公益社団法人
指定期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日
指定管理業務の収入形態	利用料金制は採用していない。

<p>指定管理者が行う業務の内容</p>	<p>青森市観光交流情報施設条例で下記のとおり規定されている。</p> <p>第4条 青森市観光交流情報センター(以下「センター」という。)は次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) センターの利用に関すること。 (2) 観光及び交通に関する情報の提供に関すること。 (3) 市民及び観光客の交流の促進に関すること。 (4) センターの利用者に便益を提供するため、物品販売業等の営業の用に供すること。 (5) その他第二条に掲げる目的を達成するために必要な業務</p> <p>第13条 指定管理者は、次に掲げる管理の業務を行うものとする。</p> <p>(1) 第4条各号に掲げる業務の実施に関すること。 (2) 使用許可(使用許可に条件を付すること、及び特殊物件の搬入等に係る許可を含む。)を行うこと。 (3) 使用許可を拒み、若しくは取り消し、又は使用を制限すること。 (4) センターの維持管理に関すること。 (5) その他市長が必要と認める業務</p> <p>なお、詳細は「指定管理業務仕様書」9. 業務の内容に記載されている。</p>
----------------------	--

(出所：条例、協定書、指定管理業務仕様書)

④指定管理者の選定手続

平成 21 年 2 月 1 日より指定管理者制度が導入されている。令和 7 年度現在の指定管理者については、令和 4 年度において選定手続が行われている。

【図表 指定管理者の選定手続】

項目	内容
選定方法	公募
応募資格	法人その他の団体で、次のすべての要件を満たす者 ・指定期間中、施設を安定して管理運営できる団体。(法人格の有無は問わない。)直近の3事業年度のうち、一度でも債務超過がある団体については、応募資格なし。

	<ul style="list-style-type: none"> ・青森市内に事務所等の活動拠点を有すること。 ・本市の市税、法人税、消費税及び地方消費税が未納でないこと。 ・施設を管理するにあたって必要な資格や免許を有していること。 ・自治令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しないこと。 ・本市から指名停止措置を受けていないこと。 ・自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと(本市の取消しに限定しない。) ・会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき更生又は再生手続をしていないものであること。 ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。
直近の応募状況	令和5年度より開始する指定管理期間の募集において、現指定管理者1者の応募があった。
審査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・選定方法 指定管理者は、提出された応募書類に基づき、応募資格を有する応募団体の中から市が設置する「指定管理者選定評価委員会」による候補者の選定審査を踏まえ、市長が候補者を決定し、議会の議決を経て正式に決定する。 なお、選定審査時には、原則としてプレゼンテーション若しくはヒアリングを実施する。 ・選定基準 指定管理者候補者の選定は、事業計画書等の内容を、選定基準に基づき総合的に判断し決定する。

(出所：募集要項等)

⑤施設の利用者数

(単位：人)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
利用者数	49,161	69,752	84,263

(出所：指定管理者の事業報告書)

⑥観光ガイドの利用者数

(単位：人)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
利用者数	438	572	602

(出所：指定管理者の事業報告書)

⑦指定管理業務の収支状況

指定管理者は No.10 青森市観光交流情報センター管理運営事業及び No.11 観光ガイド育成・運営事業をまとめてセンター事業と区分しているため、指定管理業務の収支状況及び自主事業にかかる収支については、両事業を一体として記載する。

【図表 指定管理業務の収支状況】

(単位：千円)

収支状況の推移			
区分	R4 年度	R5 年度	R6 年度
① 収入	28,006	30,666	28,989
指定管理料	28,006	30,666	28,989
② 支出	26,247	29,325	28,296
人件費	16,303	17,005	17,362
施設管理費	6,490	6,601	6,728
事務費	1,353	1,449	2,296
交流事業費	368	676	649
その他支出	107	2,204	149
消費税納付額の配賦	1,623	1,388	1,110
収支 (① - ②)	1,758	1,341	692

(出所：指定管理者の予算管理月報、収支決算書をもとに、監査人が作成)

指定管理者は自主事業を行っているが、上表には自主事業にかかる収支は含まれていない。自主事業の収支は以下のとおりである。

【図表 自主事業にかかる収支】（※1）

（単位：千円）

自主事業にかかる収支状況の推移			
区分	R4 年度	R5 年度	R6 年度
自主事業 収入	29	26	33
自主事業 支出	28	26	27
自主事業 収支	1	0	6
令和6年度自主事業の内容			
収入は、公衆電話設置による収入とセンター事業用口座の預金利息			
支出は、公衆電話通話料を賦課した金額。			

（出所：指定管理者の予算管理月報、収支決算書をもとに、監査人が作成）

※1 公益社団法人青森観光コンベンション協会では、全事業を対象に、人件費のうち 3.3%を自主事業に配賦、光熱水費のうち 2.4%を自主事業に配賦しているが、青森市観光交流情報センター事業及び観光・ガイド育成・運営事業については、自主事業による収入は公衆電話設置による収入と預金利息であり、当該収入とは関連しない費用である人件費と光熱水費は指定管理業務にセンター事業分を全額賦課して作成した。

（2）監査の結果及び意見

【指摘事項 10】備品類の管理について

青森市観光交流情報センター指定管理業務仕様書（以下、「仕様書」という。）では、下記のとおり指定管理者に台帳等による備品類の管理をするよう定められている。

<p>9. 業務の内容</p> <p>(1)～(9)省略</p> <p>(10) その他センターの設置目的を達成するために必要な業務</p> <p>①、②省略</p> <p>③ 市が管理運営業務を行うために必要と認める備品類等は、市が貸与する。 指定管理者は、所有者が市に帰属する備品類については、台帳管理を行うなど適正に管理し、破損等が生じたときは速やかに市に報告するものとする。</p> <p style="text-align: right;">以下、省略</p>

（出所：仕様書）

しかし、青森市が指定管理者である公益社団法人青森観光コンベンション協会（以

下、「コンベンション協会」という。)に貸し出している備品類について、現状では、コンベンション協会では、備品ごとにシールを貼付し、現場担当者が備品の状況について把握してはいるものの、台帳等による管理は行われていないのが現状である。

また、青森市所管部署では、仕様書別添3の「青森市観光交流情報センター 備品及び設備一覧表」(以下、「一覧表」という。)を用いて状況を把握しているとのことだが、現場視察時に監査人がカウントした結果、下記のとおり25品目中2品目について一覧表の数量と異なる結果となった。

【図表 現場視察時のテストカウント結果_数量が異なるものを抜粋】

No.	品目	設置場所	一覧表の数量	実棚数量	差異
2	椅子(受付者用)	観光案内カウンター内	3	5	2
19	背無し固定ベンチ(3席分)	観光交流コーナー	12	8	△4

(出所：一覧表をもとに監査人が作成)

なお、交流推進課の調査の結果、上記差異のうちNo.2は令和5年度に追加したもので、No.19は、コロナ禍の際に三密回避のため、設置を4個減少させるため、観光交流コーナーから市役所へ運び出された分であることがわかっている。

上記のように、一覧表と実際の数量に差異が生じたのは、台帳管理等を行っていないからであり、また、仕様書にて指定管理者による管理が求められていることから、市の所管部署から指定管理者であるコンベンション協会に対して、市が指定管理者に貸し出している備品類については、台帳管理を行う等の適正に管理することを要請することが必要である。

【指摘事項11】収支決算書の検証について

No. 10 青森市観光交流情報センター管理運営事業及びNo. 11 観光ガイド育成・運営事業に関する事業報告について、青森市観光交流情報センターの管理業務に関する協定書(以下、「協定書」という。)では、下記のとおり規定されている。

(事業報告)

第12条 指定管理者は、毎事業年度終了後、管理業務に関し、施設設置者が指定する期日までに管理業務に係る事業報告書を施設設置者に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 管理業務の実施状況

- | |
|-----------------------|
| (2) 利用状況 |
| (3) 管理業務に係る収支 |
| (4) その他施設設置者が必要と認める事項 |

(出所：協定書)

しかし、現状では、コンベンション協会から所管部署に提出される資料について、上記協定書第12条第2項記載事項のうち、(3)管理業務に係る収支については、年度末に指定管理料を精算する際に用いる決算が締まる前の暫定的決算数値により作成される「精算書」が精算時(例年4月上旬)に提出されているのみで、上記事業報告の提出時(例年7月下旬)に決算数値が確定した管理業務に係る収支決算書の提出はされておらず、市では「精算書」を管理業務に係る収支として、事業報告の承認をしていることが判明した。なお、コンベンション協会全体の事業報告書は提出されているとのことである。

また、精算書の金額のうち、支出金額について、電気・水道料、ガイド交通費・利用者保険料を除き、予算額がそのまま計上されており、下記のとおり決算額と精算書との金額は一致しない状況である。

【図表 令和6年度の精算時の収支決算書と決算時の収支決算書 支出額対比表】

(単位：円)

科目		精算額	決算額	差異 △=マイナス
人件費	給与手当	14,463,150	14,970,336	507,186
	福利厚生費	2,339,610	2,391,714	52,104
	その他	335,929	-	△335,929
施設管理費	電気・水道料	2,882,413	2,882,413	-
	保守点検等委託費	1,515,800	1,515,800	-
	その他	2,279,915	2,330,058	50,413
事務費	消耗品費	673,200	1,502,651	829,451
	保険料	8,750	7,000	△1,750
	通信運搬費	421,080	282,009	△139,071
	賃借料	596,640	529,056	△67,584
	旅費	77,000	2,580	△74,420
交流事業費	散策マップ作成経費	198,000	261,360	63,360
	観光ガイド研修経費	55,000	86,700	31,700
	ガイド交通費・利用者	331,760	301,600	△30,160

	保険料			
その他	連絡交通費	132,000	-	△132,000
	外国語 接客研修	66,000	-	△66,000
	研修旅費	66,000	86,675	20,675
	小規模維持修繕	132,000	63,250	△68,750
	消費税納付額の配賦	1,707,716	1,110,322	△597,394
合計		28,281,963	28,323,524	41,561

(出所：精算書と収支決算書をもとに監査人が作成)

市として、当該指定管理業務に係る収支について、最終数値を把握できていない状況であり、協定書第12条記載の事業報告のうち、管理業務に係る収支については、承認行為を行うための十分な検証が行われているとは言い難い。

よって、事業報告時には、管理業務に係る収支について、決算数値が確定した収支決算書を指定管理者に提出させ、十分な検証を行ったうえで、事業報告の承認を行うことが必要である。

【意見15】指定管理者と所管部署のコミュニケーションについて（主に指定管理者の要望に対する市の対応）

指定管理者と所管部署のコミュニケーションは、以下に示す仕様書において定められているとおり、指定管理者の毎年度終了後の事業報告の提出、毎月の月次報告、日報の提出、市が実施する年2回のモニタリング調査等にて行われている。

1.2 事業報告書の作成

- (1) 指定管理者は、毎年度終了後、管理運営業務の実施状況及び利用状況、管理に係る経費の収支状況等を取りまとめた事業報告書を作成し、市が指定する期日までに提出するものとする。
- (2) 指定管理者は、毎月、利用状況、施設の異常の有無、実施した行為及び行催事等の概要、金銭の出納管理状況等を月次報告書として、市が指定する期日までに市に提出するものとする。
- (3) 本業務の実施状況は、市と協議のうえ定めた日報に記録し、他の法令等に特段の定めが無い限り5年間保存するものとする。

1.3 実績評価

- (1) 市は指定管理者から提出された事業報告書や収支決算書等について、確認、検証し、評価を実施するものとする。また、収支決算書については指定管理者が指定申請時に「共同企業体構成員表」を提出している場合は、共同企業体を構成する団体の収支配分状況も併せて確認、検証し、評価を実施するものとする。

(2) 市は当該施設へ年2回モニタリング調査(施設運営状況の聴取や実地調査)をし、その運営内容の把握・実績評価を行うものとし、その際には施設の安定した管理運営が図られるよう、指定管理者の団体の財務状況についても確認を行うものとする。また、確認にあたっては、貸借対照表及び損益計算書を基に確認することから、指定管理者である団体に対しては、貸借対照表及び損益計算書の提出を求めるものとする。

(3) 青森市指定管理者選定評価委員会がモニタリング調査を行う際には、指定管理者は協力するものとする。また、モニタリング調査の結果改善すべき内容が認められた場合においては、市は指定管理者に対して是正・改善の助言等を行い、指定管理者は是正改善の助言等を受けた場合は速やかに改善措置を講じ市へ報告するものとする。

(4) 事業報告書の評価結果及びモニタリングの調査結果については、センターの掲示及び市ホームページへ掲載し、広く市民へ周知するものとする。

(出所：仕様書)

上記仕様書によれば、市の要望に従い、指定管理者から市へ資料を提出し、市が当該資料を評価し、是正・改善等を指定管理者へ助言し、是正・改善させるというプロセスとなっており、主に市側の要望を指定管理者に伝達するという形のコミュニケーションとなっている。

一方の指定管理者から市への要望については、上記月次報告や日報に記載、別途要望書を市に提出、口頭による要望等でコミュニケーションをとっている状況である。

上記をふまえ、指定管理者の要望に対する市の対応について、所管部署及び指定管理者双方にヒアリングを実施したところ、それぞれ下記の回答であり、必ずしも双方の認識が一致していない状況であることがわかった。

【市の回答】

指定管理者から要望があった際は、協定書・仕様書・責任分担表等に基づき、指定管理者と協議を行いながら適切な措置を講じているものと認識している。

主な対応事例

・委託料(人件費)の増額対応(令和6年度に人件費高騰等により)

当初予算 28,440,000 円→補正予算 29,048,903 円

・設備・備品等の更新(令和5年度：DVD プレーヤー、シャッター鍵、R6年度：ハンドドライヤー、トイレ紙巻き器)

・維持修繕(令和5年度：エアコン、令和6年度：自動ドア、令和7年度：エアコン)

(出所：所管部署担当者の回答より)

【指定管理者の回答(監査人確認事項、市の対応も記載)】

以下、指定管理者側の要望事項

①建物が全体的に老朽化している。中でもトイレが詰まりなど多く、臭いがひどく観光客からも不評であるため、早期の改修をお願いしたい。

令和5年度に2回要望書を提出している。(要望書について監査人確認済み)

令和6年度は詰まりなし。(監査人が現場視察した際も悪臭あり。)

②年々最低賃金が上昇している。指定管理5年のため指定管理料は変えられないといわれた。人材確保のため人件費の増額をお願いしたい。指定管理期間中は市の予算措置が無くても協会で負担する予定である。

(上記【市の回答】記載のとおり、令和6年度にて補正予算で市は対応)

③スタッフ配置の条件に英検2級程度の語学力を有する者とあるが、今後欠員が出た場合に最低賃金では応募が見込めない。AI機器などの導入でカバーできないものか。(監査人追記：要望書等の書類を通じた要望ではなく、あくまで口頭ベース)

④現在窓口開設時間が午前8時30分から午後7時までとなっており、2交代制のシフトを組んでいる。今後欠員が出た場合は、人手不足によりなかなか人員を確保できないことや、コロナ、インフルエンザ等で長期離脱者が数名出た場合に窓口のシフトを維持していくのが困難となる。夕方以降は訪問者も少ないので午前8時30分～午後5時など交代の無い窓口開設時間を検討していただきたい。

(監査人追記：要望書等の書類を通じた要望ではなく、あくまで口頭ベース)

⑤指定管理者の業務分担として、コンベンション協会は建物管理を専門としておらず、観光案内と建物管理の業務を分けて指定管理者を募集してもらいたい。

現状ではトイレの汚物処理や待合室のゴミ箱散乱片付け、センター周辺のタバコ吸い殻拾い、冬季の出入口除雪作業など案内所スタッフの負担になっており、不満が鬱積している。このままでは人員が離れていきスタッフを維持できない可能性がある。

(監査人追記：要望書等の書類を通じた要望ではなく、あくまで口頭ベース)

⑥待合室にゴミ箱を設置しているが、家庭ごみの持ち込みが多い。そのたびにスタッフが片付けている。ゴミ箱設置をやめられないものか検討していただきたい。(市に対して正式には要望していない)

⑦待合室のベンチが3人掛けで柔らかいため、寝ている人がよくいることを日報で報告している。だいぶ古くなったので買い替えの際は、ひじ掛けイスにして寝られないようにしてほしい。(市に対して正式には要望していない)

(出所：コンベンション協会担当者並びに上長の回答及び監査人追記)

以上のように、指定管理者の市に対する要望は多く、口頭ベースでの伝達やそもそも市に対して伝達していないものもあるため、当該要望を所管部署が把握しきれていない状況である。

このような状況を改善するために、市として、指定管理者の要望について、丁寧にヒアリングを行い、要望書等の書類を作成してもらうように依頼し、市として要望に応えられるか否かを検討し、書類等にまとめたうえで、応えられる事項については適時に対応し、対応できない事項については指定管理者に説明を行う等、積極的なコミュニケーションをとる必要があるように思う。また、書類等にまとめておくことで、市の担当者が交替しても、継続的に対応が可能になる。

当該事業のような、自己の経営努力によって収入を増加させることができない指定管理業務については、指定管理者に応募する事業者は少なく、今後当該事業に対する応募者がいなくなるおそれもあり、一方通行のコミュニケーションではなく、双方型のコミュニケーションをとることが望ましい。

No.12 港湾振興に関する事業

(1) 概要

①事業の目的

青森港の発展と振興を図るため、青森港振興事業を行う団体(以下、「補助対象団体」という。)に対して当該年度の予算の範囲内で補助金を交付し、もって本市の産業と貿易の発展に資することを目的とする。

(出所：青森市青森港振興事業補助金交付要綱第1条)

②事業の内容

青森港振興事業補助金交付要綱の制定及び補助対象団体への補助金交付事務

③当該事業の補助対象団体について

団体名	青森港振興協会
目的	青森港の振興策を考究し、その認識を普及徹底させ、もって青森市の産業と貿易の発展に寄与するとともに、湾港関係者の連絡協調を図ること。
事業内容	① 青森港の振興策及びその建議に関すること ② 大型岸壁の築造と整備に関すること ③ 青森港利用の普及宣伝に関すること ④ 湾港関係者の福利増進に関すること ⑤ 漁港の整備促進に関すること ⑥ 会員相互の連絡協調に関すること
会員	正会員と特別会員の二種 正会員は、本会の目的に賛同する個人及び団体で、個人は年額 15,000 円以上、団体は年額 30,000 円以上の会費を納入する者をいう。 特別会員は、本会の目的に賛同する学識経験者で、会長が推薦する者をいう。(15 名中 10 名は県議会議員)

(出所：青森港振興協会会則)

④事業の形態

市単独事業である。(補助財源は市が 100%)

⑤事業実施期間

昭和 50 年度開始の事業であり、令和 7 年度においても継続している。

⑥事業の予算と実績

ア. 事業費の当初予算額と決算額

(単位：千円)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
当初予算	180	180	180
決算額	180	180	180
一般財源	180	180	180

イ. 青森港振興協会の令和 6 年度主な収支予算・決算額

(単位：千円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較 (B)-(A)
収入の部			
会費	1,260	1,260	-
補助金(当該補助金)	180	180	-
雑収入	50	56	6
収入の部合計(Ⓐ)	1,490	1,496	6
支出の部			
会議費	329	328	△0
事業費	1,016	869	△146
事務費	44	37	△6
負担金	321	320	△0
支出の部合計(Ⓑ)	1,710	1,555	△154
収支差額(Ⓐ-Ⓑ)	△220	△58	161
前年度繰越金(※)	220	219	△0
当年度繰越金	-	161	161

(出所：令和 6 年度収支決算をもとに監査人が作成)

※ 青森港振興協会の収支決算書では、前年度繰越金は収入の部で表示されている。

(2) 監査の結果及び意見

該当なし。

No.13 クルーズ船ポートセールス事業

(1) 概要

①事業の目的

今後も継続的な青森港への寄港、新規クルーズ船の寄港のため、青森港が位置する青森市の市長自らトップセールスを行うことにより、青森港をPRし、青森港への寄港促進を図ること

(出所：青森市長の海外渡航に係る通知について 様式2 海外渡航の概要)

②事業の内容

北米マイアミにあるクルーズ船社に出向いて、市長によるトップセールスを実施し、担当者に対してPR、説明を行うほか、すでに2024年以降の寄港が決まっている船社には各種情報提供を行うとともに、継続して将来的に運航コースに青森港への寄港を組んでもらえるよう現地で誘致活動を行う。

(出所：復命書「令和6年5月 北米(マイアミ)ポートセールス」)

③事業の形態

市単独事業である。

④事業実施期間

令和6年度の実施で、訪問期間は令和6年5月6日～5月10日。

なお、当初は、令和5年度実施予定(令和6年1月22日～27日)であったが、前市長の退任に伴い、市長が令和5年6月に就任し、日程調整期間が短く、訪問先との調整が合わなかったことから令和6年度の実施となった。

⑤事業の予算と実績

ア. 事業費の当初予算額と決算額

(単位：千円)

	R4年度	R5年度	R6年度
当初予算	-	5,388	5,666
決算額	-	(※1) -	5,076
その他特定財源	-	-	2,538
一般財源	-	-	2,538

その他特定財源の内訳

(単位：千円)

内訳	R4 年度	R5 年度	R6 年度
元気都市あおもり 応援寄付金(※2)	-	-	2,538

※1：令和5年度の決算額が0円の理由は④事業実施期間参照のこと。

※2：クルーズ船ポートセールス事業は、寄港数の増加に伴うインバウンドの需要増加が図られるなどの理由から、青森市の寄付金対象項目である「仕事をつくる事業(商工・観光関係)」に該当するため、特定財源として当初予算の50%を充てている。

イ. 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	R6 年度決算額	主な内容
旅費	4,180	市長及び職員2名の海外旅費
委託料	868	北米ポートセールスコーディネイト業務委託
使用料及び賃貸料	28	海外 Wi-Fi ルーター借上料
合計	5,076	

(出所：歳出整理簿をもとに監査人が作成)

(2) 監査の結果及び意見

【意見16】重要な施策としての出張復命書における評価・検証の充実について

本事業に係る出張復命書を確認したところ、訪問先での議事録や所見など、青森市職員服務規程に基づく報告書としての要件は充足されている。しかし、本件は通常の公務出張とは異なり、市の基本政策「国内外の観光需要の取り込み」の根幹を成すクルーズ船誘致のトップセールスである。多額の公金を投じる重要な施策の報告としては、実施内容の記録に留まっており、事業の継続性判断や運営面での事後評価が不十分であると言わざるを得ない。

重要な施策の報告においては、以下の視点による記録が不可欠である。まず、市長自らが訪問して得られた感触に基づき、今後の訪問頻度や、継続してトップセールスが必要なのか、あるいは部局長級の対応で目的を達し得るのかといった、戦略的な判断材料が示されていない。また、訪問先の選定、日程調整の妥当性、ヒアリング項目の過不足といった運営面の評価がなされていない。これらが記録されないことは、次回以降の事業をより効率的・効果的に実施するための「組織的な知見」を逸失してい

ることに等しい。

市長によるトップセールスを伴う大規模な誘致事業については、形式的な復命書に留めず、事業の「評価」と「改善」を目的とした記録を作成すべきである。具体的には、得られた成果の定量的・定性的分析に加え、実施体制の最適化や運営上の反省点を明記することを求める。こうした検証結果を蓄積・共有することで、施策の有効性を高めるとともに、次年度以降の予算執行の妥当性を担保されたい。

No.14 みなとまち・あおもり誕生400年推進事業

(1) 概要

①事業の目的

2025年の「青森開港400年」、2026年の「青森まちづくり400年」を記念し、歴史振興や港湾を中心とした青森のまちづくりの意義啓発を行い、官民が一体となった記念プロジェクトを行うことを目的に設立された「みなとまち・あおもり誕生400年実行委員会」への負担金拠出事務

(出所：みなとまち・あおもり誕生400年実行委員会規約第1条及び事業概要書)

②事業の内容

- ア. みなとまち・あおもり誕生400年実行委員会への負担金拠出事務
- イ. みなとまち・あおもり誕生400年実行委員会の事務局業務

③みなとまち・あおもり誕生400年実行委員会について

名称	みなとまち・あおもり誕生400年実行委員会（以下、「実行委員会」という。）
目的	2025年の「青森開港400年」、2026年の「青森まちづくり400年」を記念し、歴史振興や港湾を中心とした青森のまちづくりの意識啓発を行い、官民が一体となった記念プロジェクトを行うこと。
事業内容	① 実行委員会で策定した、みなとまち・あおもり誕生400年実行委員会アクションプラン（以下、「アクションプラン」という。）において、主体的に取り組むべき事業として位置づけられた事業の推進 ② アクションプランで整理された各関係団体の事業への協力 ③ その他実行委員会の目的達成のために必要な事項
構成	青森市、青森商工会議所、公益社団法人青森観光コンベンション協会、青森港振興協会、青森ウォーターフロント活性化協議会、湾港事業の関係団体及び有識者等の委員
役員	①実行委員長 青森市長 ②副実行委員長 青森商工会議所会頭、公益社団法人青森観光コンベンション協会会長、青森港振興協会会長、青森ウォーターフロント活性化協議会会長 ③運営委員 実行委員会において選任されるもの 役員の任期は4年とする。但し、再任を妨げない。

事務局	<p>青森市に置く。ただし、「みなとまち・あおもり誕生 400 年」記念事業の推進に関し、青森商工会議所及び特定非営利活動法人あおもりみなとクラブと協議の上、その事務を分担し取り扱うものとする。</p> <p>令和 6 年度では、「Sea 級グルメ全国大会 in 境港」における出展準備業務を実行委員会から特定非営利活動法人あおもりみなとクラブに業務委託している。</p>
-----	--

(出所：みなとまち・あおもり誕生 400 年実行委員会規約)

④事業実施期間

令和 6 年度～令和 8 年度

⑤実行委員会事務局の経理業務について

経理業務は青森市交流推進課港湾チームが担っており、担当者が支出負担行為書、支出命令書、精算書(概算払いのケース)、契約締結がある行為は契約執行伺書を作成し、主幹及び課長が各証憑類(請求書、納品書、見積書等)と内容の一致を確認のうえ承認する。

⑥事業の予算と実績

ア. 事業費の当初予算額と決算額

(単位：千円)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
当初予算	-	-	7,825
決算額(全て一般財源)	-	-	7,825

イ. みなとまち・あおもり誕生 400 年実行委員会の令和 6 年度主な収支予算・決算額

(単位：千円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較 (B)-(A)
収入の部			
負担金(※ 1)	8,525	8,525	-
助成金(※ 2)	1,940	1,582	△358
雑収入	0	2	2
収入の部合計(Ⓐ)	10,465	10,109	△355

支出の部			
事業費	10,392	10,203	△189
事務費	380	72	△307
返還金(※3)	193	328	135
支出の部合計(◎)	10,965	10,603	△361
収支差額(㉠-㉡)	△500	△494	5
前年度繰越金(※4)	500	500	-
当年度繰越金	-	5	-

(出所：令和6年度収支決算をもとに監査人が作成)

※1：青森市 7,825 千円、青森商工会議所 700 千円

※2：すべて、むつ小川原地域・産業振興財団からの助成金

※3：※2助成金の返還分(実績に基づき助成金の金額を調整)

※4：当実行委員会の収支決算書では、前年度繰越金は収入の部で表示されている。

(2) 監査の結果及び意見

【意見 17】複数年度にわたる大規模プロジェクトの全体予算管理について

「みなとまち・あおり誕生 400 年記念事業」は、令和6年度から令和8年度までの3か年にわたる継続的なプロジェクトであり、その予算は、事業実施期間全体では、1億円を超える。

【図表 みなとまち・あおり誕生 400 年記念事業の予算額】

(単位：千円)

	R6 年度	R7 年度	R8 年度	合計
予算額	7,825	68,501	46,035	122,361

(R8 年度は要求額 (財政課による査定前) の金額)

(出所：令和8年度 事業概要表)

しかし、本事業の予算編成にあたっては、年度ごとに異なる名称・位置づけで単年度予算として申請・承認されており、事業開始時点において全期間を通じた総予算額の承認や財政的な検討プロセスを経ていない。令和6年度予算の参考資料である「アクションプラン」には3年間の事業内容は示されているものの、それらに要する歳出見込額の総計は明記されていない。その結果、事実上の全体予算規模が1億円を超える大型案件であるにもかかわらず、全体像が不明瞭なまま事業が進行している実態がある。

地方自治体には「会計年度独立の原則」及び「単年度予算の原則」が存在し、事業内容が確定しない段階で継続費や債務負担行為を設定することに困難がある点は理解しうる。しかし、全体の歳出見込額が示されないまま単年度ごとに予算を積み上げる手法は、事業運営の有効性や効率性の判断を困難にする。全体規模が不明確であれば、年度間の予算配分の妥当性や、事業全体のコストパフォーマンスを客観的に評価することができず、財政運営の透明性と計画性を欠くおそれがある。

本事業のような総額が多額にのぼる大規模プロジェクトにおいては、たとえ継続費等の法的な予算措置を講じない場合であっても、以下の改善を求める。

まず、事業開始時または計画策定時において、全期間の歳出金額の概算見込額を「アクションプラン」等の計画資料に明記すること。これにより、事業の全体規模を庁内及び議会・市民へ可視化すべきである。また、各年度の予算設定に際し、全体見込額との整合性を検証することで、場当たりの予算配分を防ぎ、戦略的かつ効率的な事業運営を管理できる体制を整えられたい。

No.15 浅虫海づり公園運営管理事業

(1) 概要

①事業費の当初予算額と決算額

(単位：千円)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
当初予算	3,240	2,864	4,567
決算額	3,369	2,732	4,054
一般財源	3,368	2,731	4,053
その他特定財源	1	1	1


その他特定財源は、自動販売機設置手数料である。


②施設の概要

浅虫海づり公園（以下、「海づり公園」という。）は、海洋レクリエーションの場を市民に提供するとともに、浅虫地域の観光施設として地域の活性化を図ることを目的とした有料の釣り公園である。釣り座は、沖合 110mに突き出た栈橋となっており、潮流が速いため魚も集まりやすく様々な魚種を釣ることができる。また、各種の安全対策がなされていること（浮き輪設置やライフジャケットの無料レンタル等）や、釣り道具のレンタルも行われており手ぶらで釣りを楽しめることから、安全安心な釣り場として市民や観光客に親しまれている。

【図表 施設の概要】

項目	内容
名称	青森市浅虫海づり公園
位置	青森市大字浅虫字蟹谷三五二番地地先
設置根拠条例	青森市浅虫海づり公園条例（以下、「条例」とする。）
供用開始	昭和 61 年
	<ul style="list-style-type: none"> ●釣り施設 面積 1,381.87 m² ・栈橋・渡橋部 面積 1,300.00 m²（鉄骨造） ・公園管理棟 面積 42.99 m²（木造） ・公園案内所 面積 38.88 m²（軽量鉄骨造） ●利用する土地面積 1,166.83 m²（県からの借地） ・駐車場用地 505.80 m² ・車道用地 512.00 m² ・公園案内所用地 82.68 m²

	<ul style="list-style-type: none"> ・車イススロープ用地 66.35 m² ●利用する海域面積 31,600 m² ●付帯施設 海上標識灯 2基 																		
<p>営業期間・営業時間 (令和7年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●営業期間：4月29日～10月13日 ●定休日：毎週火曜日（祝日の場合は、翌平日が休園） ●営業時間：4月29日～9月30日は9:00～17:00 10月1日～10月13日は9:00～16:00 ●無料開放日：5月5日（こどもの日）と7月21日（海の日）は子供（6歳以上16歳未満）の入園料（つり台利用料含む）を無料。9月15日（敬老の日）には、60歳以上のかたの入園料（つり台利用料含む）を無料。 																		
<p>利用料金</p>	<p>以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="496 891 1171 1303"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額 (大人)</th> <th style="text-align: center;">金額 (小人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入園料(個人)</td> <td style="text-align: center;">150円</td> <td style="text-align: center;">70円</td> </tr> <tr> <td>入園料(団体)</td> <td style="text-align: center;">120円</td> <td style="text-align: center;">60円</td> </tr> <tr> <td>つり台利用料 ※入園料含む</td> <td style="text-align: center;">700円</td> <td style="text-align: center;">500円</td> </tr> <tr> <td>つり竿利用料</td> <td style="text-align: center;">500円</td> <td style="text-align: center;">500円</td> </tr> <tr> <td>つり台利用回数券 (6枚綴り) ※入園料含む</td> <td style="text-align: center;">3,500円</td> <td style="text-align: center;">2,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※小人は6歳以上16歳未満</p>	区分	金額 (大人)	金額 (小人)	入園料(個人)	150円	70円	入園料(団体)	120円	60円	つり台利用料 ※入園料含む	700円	500円	つり竿利用料	500円	500円	つり台利用回数券 (6枚綴り) ※入園料含む	3,500円	2,500円
区分	金額 (大人)	金額 (小人)																	
入園料(個人)	150円	70円																	
入園料(団体)	120円	60円																	
つり台利用料 ※入園料含む	700円	500円																	
つり竿利用料	500円	500円																	
つり台利用回数券 (6枚綴り) ※入園料含む	3,500円	2,500円																	
<p>施設写真</p>	<p>【全景】</p>  <p>(出所：一般社団法人 浅虫温泉観光協会ホームページ)</p>																		

	<p>【釣り場の様子】</p>  <p>(出所：青森市ホームページ)</p>								
収容人数	200人（同時収容）								
保安設備	浮輪・はしご・救命胴衣など								
生息魚類	以下のとおりである。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>魚種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月～6月頃</td> <td>アイナメ（アブラメ）・カレイ・ソイ・メバル・クロダイ・ウマヅラハギ・イナダ など</td> </tr> <tr> <td>7月～8月頃</td> <td>サヨリ・アジ・サバ・クロダイ・メバル・イナダ・シイラ・シーバス など</td> </tr> <tr> <td>9月～10月頃</td> <td>アイナメ（アブラメ）・カレイ・ソイ・ウマヅラハギ・シマダイ・イナダ・サワラ など</td> </tr> </tbody> </table>	時期	魚種	5月～6月頃	アイナメ（アブラメ）・カレイ・ソイ・メバル・クロダイ・ウマヅラハギ・イナダ など	7月～8月頃	サヨリ・アジ・サバ・クロダイ・メバル・イナダ・シイラ・シーバス など	9月～10月頃	アイナメ（アブラメ）・カレイ・ソイ・ウマヅラハギ・シマダイ・イナダ・サワラ など
	時期	魚種							
	5月～6月頃	アイナメ（アブラメ）・カレイ・ソイ・メバル・クロダイ・ウマヅラハギ・イナダ など							
7月～8月頃	サヨリ・アジ・サバ・クロダイ・メバル・イナダ・シイラ・シーバス など								
9月～10月頃	アイナメ（アブラメ）・カレイ・ソイ・ウマヅラハギ・シマダイ・イナダ・サワラ など								

(出所：条例、担当課作成資料、海づり公園のWebサイト)

③指定管理の内容

指定管理者及び指定管理業務の概要は次のとおりである。

【図表 指定管理の内容】

項目	内容
指定管理者	一般社団法人 浅虫温泉観光協会
指定管理者の分類	一般社団法人
指定期間	令和6年4月～令和11年3月
指定管理業務の収入形態 (指定管理料・利用料金等)	利用料金と指定管理料の併用制
指定管理者が行う業務の内容	<p><条例> (指定管理者が行う管理の業務)</p> <p>第10条 指定管理者は、次に掲げる管理の業務を行うものとする。</p> <p>(1) 海づり公園の利用に関すること。</p>

	<p>(2) 利用料金を還付すること。</p> <p>(3) 利用料金を減免すること。</p> <p>(4) 入園を拒み、退園を命じ、又は利用の制限をすること。</p> <p>(5) 海づり公園の維持管理に関すること。</p> <p>(6) その他市長が必要と認める業務</p>
--	---

(出所：条例、担当課作成資料)

④指定管理者の選定手続

平成 17 年より指定管理者制度が導入されている。令和 7 年度現在の指定管理者については、令和 5 年度において選定手続が行われている。

【図表 指定管理者の選定手続】

項目	内容
選定方法	公募
応募資格	<p>法人その他の団体で、次の全ての条件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ●指定期間中、浅虫海づり公園施設を安定して管理運営できる団体であること。直近の 3 事業年度のうち、一度でも債務超過（貸借対照表のうち「純資産の部」の合計額がマイナスとなっている状態）がないこと。（指定期間中、施設を安定して管理運営できる団体を選定する観点から、一度でも債務超過がある団体については、応募資格がない） ●青森市内に事務所等の活動拠点を有すること。 ●本市の市税、法人税、消費税及び地方消費税を完納していること。 ●施設を管理するに当たって必要な資格や免許等を有していること。 ●自治令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 (一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しないこと。 ●本市から指名停止措置を受けていないこと。 ●自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。（本市の取消しに限定しない。） ●会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)等の規定に基づき更正又は再生手続をしていないものであること。 ●暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にない団体であること。

直近の応募状況	令和6年度より開始する指定管理期間の募集において、2者の応募があったが、前指定管理期間より引き続き現指定管理者に決定した。
審査方法	<p>●選定方法</p> <p>指定管理者は、応募資格を有する応募団体の中から、市が設置する「指定管理者選定評価委員会」において、提出された応募書類並びに委員会でのプレゼンテーション及びヒアリング等に基づいた審査により候補者を選定し、議会の議決を経て、指定期間開始日より指定管理者となることが正式に決定する。</p> <p>●選定基準</p> <p>指定管理者候補者の選定は、事業計画書等の内容を、選定基準に基づき総合的に判断し決定する。</p>

(出所：募集要項等)

⑤施設の利用者数

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
入園者数	14,060人	10,097人	7,804人	8,026人	7,140人	6,121人

(出所：事業概況表・所管課へのヒアリング)

⑥指定管理業務の収支状況

【図表 指定管理業務の収支状況】

(単位：千円)

収支状況の推移			
区分	R4年度	R5年度	R6年度
① 収入	4,763	5,000	6,042
指定管理料	-	-	1,762
利用料金収入	4,763	5,000	4,280
その他収入	0	0	0
② 支出	6,019	5,000	6,042
人件費	4,775	3,690	4,120
修繕費	16	42	164
その他支出	1,227	1,268	1,757
収支 (① - ②)	△1,256	-	-

(出所：指定管理者の事業報告書)

※ 指定管理者は自主事業を行っているが、上表には自主事業にかかる収支は含まれていない。

(2) 監査の結果及び意見

【指摘事項 12】 自主事業の実施内容・収支等の適切な把握について

市は、指定管理者の行った自主事業にかかる報告を受けていない。自主事業の実施の事実、その概要、収支等について市は報告を受け、事業評価及び指定管理者の評価を行う必要がある。自主事業に関する市と指定管理者の間の取り決めは応募時の「指定管理者募集要項」にて以下のように定められている。

【指定管理者募集要項 抜粋】

自主事業

指定管理者においては、施設の設置目的を効果的に達成するため、施設を活用し、自主事業を実施することができます。なお、事業実施にあたっては、事前に市の承認が必要となります。

- 自主事業とは、指定管理者が施設内においてイベント等を行い、条例で定める利用料金以外の料金を利用者から徴収するなどにより、収入を得る事業をいいます。
- 自主事業実施による収入及び支出は指定管理者に帰属します。自主事業において損失が発生した場合は指定管理者の負担となりますが、収益が発生した場合、公共施設を活用して得る収益という観点から、利用者、市民等へ還元することを原則とし、その割合や方法（市に納付、指定管理施設の環境向上に充当など）は、市と協議の上取り決めることとします。
- 自主事業の可否は、施設の設置目的に照らして判断することとなりますが、設置目的を踏まえて相応しくないと判断される事業は、実施を承認しない場合があります。
- 自主事業が本来の業務に支障を与えていると判断されるときは、自主事業の改善又は中止を命ずる場合があります。

募集要項は自主事業を「指定管理者が施設内においてイベント等を行い、条例で定める利用料金以外の料金を利用者から徴収するなどにより、収入を得る事業」と定義し、一定のルールを定めている。まとめると以下のとおりである。

【自主事業に関するルール】

- ①指定管理者が自主事業を提案し、市が承認のうえ事業を行うこと。
- ②自主事業利益は市と指定管理者の協議のうえ帰属先を決定すること。
- ③自主事業が施設目的に反する場合、本来業務に支障を与える場合は、市が非承認・改善・中止を命ずることができること。

令和6年度の自主事業としては当初「釣りエサ及び仕掛けの販売」を計画しており、市はこれを承認していた（ルール①は充足）。

一方で、市は令和6年度における自主事業の実施の事実、その概要、自主事業収支等について報告を受けていない状況にあった。本来であれば指定管理者から自主事業にかかる収支や詳細な報告受け「ルール②自主事業利益は市と指定管理者の協議のうえ帰属先を決定すること。」や「ルール③自主事業が施設目的に反する場合、本来業務に支障を与える場合は、市が非承認・改善・中止を命ずることができること。」の要否の検討を行うことが市には求められている。すなわち、市はルール②やルール③を判断するための情報入手を行っていないこととなる。市は、指定管理者から自主事業にかかる収支や詳細な報告を受け、実施した自主事業が施設目的へ適合しているか、収支状況の把握と利益の帰属協議、指定管理業務の有効性評価、そして管理者評価といった各判断を行わなくてはならない。

なお、令和6年度における自主事業実態について、監査にてヒアリングを行ったところ、「仕掛けの販売」は行っておらず「釣りエサの販売（収入額171千円）」のみを行っている状況とのことであった。自主事業にて仕掛けを販売することは入園者増加に寄与すると思料され、後述「【意見23】入園者増加施策について（釣り仕掛け販売について）」に記載した。

【意見18】海づり公園における高齢者減免制度の周知について

高齢者が海づり公園を利用する場合には、利用料が全額免除となる制度があるが、令和6年度における制度の利用は0件であった。市は同制度の周知を図る必要がある。

海づり公園の利用料減免基準は、条例及び「青森市公の施設使用料に係る減免基準を定める規程」にて定めており、70歳以上の者が個人で海釣り利用する場合には利用料の全額が免除となる（以下、「高齢者減免」とする。）。

【条例 抜粋】

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第一項に規定する利用料金を減免することができる。

【青森市公の施設使用料に係る減免基準を定める規程 抜粋】

第3条 使用料の減免は、免除及び五割減額とする。

2 免除する場合の基準は、次のとおりとする。

～

(9) 公の施設を、年齢七十歳以上の者が個人で使用～する場合

「青森市浅虫海づり公園利用料金減免申請書」の閲覧、ヒアリングを行った結果、令和6年度において高齢者減免を利用した者は存在しなかった。令和6年度の入園者数は6,121人と相当数であり、釣りが全年齢型のレジャーであることから、70歳以上の個人入園者は相応数存在したものと考えられる。かかる状況において、高齢者減免の申請が0件であった理由としては、対象者の多くが高齢者減免の制度内容を知らなかったことが推察される。この点、青森市の海づり公園の公式ホームページや、指定管理者作成の海づり公園ホームページでは減免基準等は特段記載しておらず、海づり公園の管理棟窓口にも減免に関する何らかの掲示もない。市の広報等の紙媒体でどの程度アナウンスしているかは不明ではあるが、WEB上にて、海づり公園の高齢者減免の制度を知る機会を調査したところ、「青森市公の施設使用料に係る減免基準を定める規程」の直接の閲覧か、市の高齢者支援課が公開している「高齢者の使用料等が減免となる公共施設一覧」の閲覧程度であるものと思料された。

高齢者減免制度は、高齢者に釣りを通じてレクリエーションやコミュニケーションを楽しむ場を提供し、健康の増進や体力の向上を図ることを目的としているものと考えられる。市がこの目的を達成するためには、市民に広く高齢者減免の制度を周知し、より多く利用してもらう必要がある。具体的には、海づり公園の公式ホームページ・指定管理者作成の海づり公園ホームページの減免に係る記載を行う、海づり公園の管理棟窓口において減免の案内を掲示するといった方法の検討が求められる。

【意見 19】 減免申請書における減免理由記載の徹底について

海づり公園の減免事由は、前述の高齢者減免の他に、小学校・中学校が施設趣旨にあった場合の減免、身体障害者・精神障害者が利用する場合の減免といった様々な減免事由がある。減免申請書には減免理由を申請者が記載する必要があるが、この減免理由が記載されていない申請書が1件あった（令和6年7月15日利用）。

減免理由を明確にすることや、市の事後確認実施の担保、市民への説明責任を担保するためにも、市は申請者に対して漏れなく減免申請書減免理由を記載させる必要がある。なお、当該未記載の理由はケアレスミスであり、他に特に影響は及ぼさず、また、不正等の意図はないものと評価された。

【意見 20】 入園者増加施策について（利用者ニーズの把握について）

近年、海づり公園の入園者数は顕著に減少している。また、前述「(1) 概要 ⑥【図表 指定管理業務の収支状況】」に記載のとおり、指定管理者の当指定管理業務における収支状況は収支均衡若しくは赤字基調にある。利用料金制を採用しているなか指定管理者へ収益面からのインセンティブを付与し、施設目的の一層の達成のためには、収支状況の改善と、有効かつ魅力的な施設運営を図ることで入園者を増加させることが必要と考える。当意見から後述「【意見 24】 入園者増加施策について（ホームページ情報の充実について）」まで、海づり公園の入園者数増加施策について考えていく。

海づり公園の入園者数について

海づり公園の入園者数は、下表のとおりである。令和元年度 14,060 人であったのに対し、令和 6 年度は 6,121 人まで減少しており、著しい減少傾向にあるといえる。

【図表 海づり公園入園者数推移】

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
入園者数	14,060 人	10,097 人	7,804 人	8,026 人	7,140 人	6,121 人
令和元年度と令和 5 年度を比較した 4 年間の増減率					△49.2%	

(出所：事業概況表・所管課へのヒアリング)

また、日本全体の国民の釣り参加人口は、下表のとおりである。令和元年は 670 万人であったのに対し、令和 5 年は 510 万人まで減少しており、こちらも同様に減少傾向にある。

【図表 国民の釣り参加人口の推移】

	R 元年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年
釣り参加人口	670 万人	550 万人	560 万人	520 万人	510 万人
令和元年と令和 5 年を比較した 4 年間の増減率					△23.8%

参加人口：ある余暇活動を、1 年間に 1 回以上行った人口（全国、推計値）

(出所：公益財団法人 日本生産性本部『レジャー白書 2024』より)

両データの増減率（令和元年（度）から令和 5 年（度）までの 4 年間）を比較すると、国民の釣り参加人口の増減率△23.8%に対し、海づり公園の増減率は△49.2%と算出され、顕著に減少していることがわかる。担当課は、海づり公園の入園者減少要因として、全国的な釣り人口の減少及び昨今の夏場の猛暑による外出控え等を挙げている。確かに、同要因により入園者が減少傾向にあることは合理的と考えられる。一方

で、国民の釣り参加人口の減少についても同要因の影響を受けていると史料されるものの、両データを比較すると海づり公園入園者数の減少率が突出している状況にある。このことは、海づり公園の個別の要因により、客足が遠のいている状況も示唆される。

入園者増加施策について（利用者ニーズの把握について）

海づり公園では、来場者に対してアンケート等を実施していない。現状の問題点及び利用者ニーズを把握し、より有効な管理運営を行うためにアンケート等を実施することが望まれる。

指定管理者の事業実施計画書には「利用者のお声を聴きながらニーズを把握し、業務改善を図る。市民及び利用者の要望に関しては、市と協議しながら対処する。」と、指定管理者が利用者のニーズを把握し業務改善していく旨が記載されている。この点、実際の利用者ニーズの把握方法としては、利用者と口頭でコミュニケーションを行っており、必要に応じて対応を担当課と協議を行っているとのことであった。しかし、指定管理者から市に提出される日報・月報・年度事業報告書には利用者ニーズ（苦情・満足度含む）に関する記載はない。また、アンケート等を行っていないことから、海づり公園に対する要望等の利用者ニーズは全く文書化されていない状況にあると言える。

口頭によるコミュニケーションは、利用者にとって苦情や要望を伝えにくいケースがあると考えられるし、重要な利用者ニーズを拾い漏れるリスクも認められる。利用者ニーズを広く聴取し、問題点を把握するためにアンケート等の実施は必要と考える。

なお、アンケート（紙ベース）実施に係るコストは、アンケートボックス・アンケート用紙の設置及び集計・分析に係る人件費等が考えられるが、アンケート実施によるメリットは同コストを十分に上回るものと思料する。

【意見 21】 入園者増加施策について（釣果情報のインターネットでの提供について）

海づり公園では、インターネット上で釣果情報の提供を行っていない。釣果情報の提供は入園者増加に直接的に寄与すると考えられるため実施すべきである。

釣果情報の提供について、仕様書では「指定管理者は、より多くの利用者に来園いただくため、ホームページ等を活用して、海づり公園のイベント、釣果等の情報提供に努めることとする。」と定めている。しかし、海づり公園の釣果情報は、電話による問い合わせや現地掲示板では確認できるが、インターネット上では確認することができない。

監査人がインターネットにて、公営又は公共目的を担う団体が運営する有料釣り施設 10 か所を選定し、釣果情報の公開状況について調査した結果、6 か所はホームページ上にて日々釣果情報を提供しており、4 か所はホームページ上で約 1 週間毎に情報

提供している状況にあった。10 か所全ての釣り施設にて、情報を受け取りやすいインターネット上にて短期スパンで釣果情報を提供していることがわかる。この点、釣果情報を提供することは、以下のような側面から釣り人に影響を与えることと考えられ、結果として来場者増加に寄与するものと思料される。

【釣果情報提供による釣り人への影響】

- 釣果情報を受け取ることで、対象魚等を把握することができる結果、海づり公園への釣行マインドが増す。
- 堤防・磯等の自然の釣り場におけるピンポイントの釣果情報を知ることは通常困難であるため、有料の釣り公園に対して釣果情報の提供を期待しており、釣果情報の提供が行われることで来園機会を増加させる。
- 釣れている魚種が明確となるため、適切な餌・仕掛の準備等が可能となる等、釣行計画を立てやすい。

結論として、釣果情報をインターネット上で提供することを検討すべきである。コスト面からの検討であるが、インターネットによる釣果情報提供は、現地にある釣果情報が記載された掲示板の写真を撮り SNS にアップすることでも対応が可能であるものと考えられる。同方法では、ほぼ追加コストは発生しないものと見込まれる。

【意見 22】入園者増加施策について（早朝開園について）

海づり公園の開園時間は午前9時であるが、良い釣果が望める早朝開園のニーズは高いと考えられるため、早朝開園の実施の検討が望まれる。

監査人がインターネットにて、有料釣り施設を10か所選定し、令和7年9月16日時点における開場時間を調査した結果、9か所は午前5時～午前7時の間に開場しており、1か所は午前9時に開場している状況にあった。多くの釣り施設が早朝に開場している理由は、生物の食物連鎖の観点から早朝は良い釣果が望めることから釣り人のニーズが高いためと考えられる（詳細な理由は、下記の山形県ホームページ「遊漁のルールとマナー（山形県の海面）」を参照）。また、近年の猛暑により、夏場等は早朝から釣りを開始し、暑くなる前に撤収するというニーズにも対応しているとも考えられる。

【山形県ホームページ 「遊漁のルールとマナー（山形県の海面）」 抜粋】

朝まずめ（監査人注：日の出～早朝を指す。）と夕まずめに魚がよく釣れることは、釣り人なら体験的に知っていることですが、なぜ、朝夕は魚がよく釣れるのでしょうか。それは、食物連鎖が魚の行動に影響しているからです。海の生き物の食物連鎖の基本となるものは植物性プランクトンで、それを動物性が食べ、その動物性プランクトンを魚の幼魚が、幼魚を小魚や中魚が、さらにそれらを大魚が食べるという構

図になっています。植物性プランクトンは光合成を行うために日光を求めますが、逆に動物性プランクトンは日光を嫌うので、日中は海底深くに沈んでいます。そのため、海の表層にいる植物性プランクトンを食べる時間は、日光の弱い日の出、日の入りの時間になります。この動物性プランクトンを追って幼魚や小型魚類も表層近くまで上がり、さらに中型、大型魚も活発にエサを追って上がってくるのです。なお、曇天の日や海水の濁った日が釣りに良いとされるのも同じ理由で、動物性プランクトンは日中でも日光が弱いと表層に上がってくるため、朝まづめ・夕まづめと同じような状況になるからです。

また、海づり公園の近隣には温泉旅館が多数営業しているが、宿泊客への簡易アクティビティとして、特に夏場においてチェックアウト前の早朝に釣り体験を提供するといった近隣観光業者と連携した商品展開も考えられる。市及び指定管理者には、早朝開園の実施について是非検討してほしい。

なお、早朝開園実施に係るコストとして、相応の人員費増加が見込まれる。一つの対応方法として、過去のデータ上で利用者が少ないことが見込まれる日を特定し（特定月の平日等。入園者が一桁台である日も少なからずあるとのことである。）、同日を休園とする一方で、夏場の連休時期に優先的に早朝開園を行う等の方策が考えられる。

【意見 23】入園者増加施策について（釣り仕掛け販売について）

前述「【指摘事項】自主事業の実施内容・収支等の適切な把握について」にて記載したとおり、指定管理者は自主事業として計画した「仕掛けの販売」は行っていない。海づり公園の近辺に釣具屋が存在しないことや、入園者の利便性向上の観点から仕掛けの販売を行うことも検討してほしい。

釣りにおける「仕掛け」とは、釣り針、釣り糸、おもり、浮き、かごなどを組み合わせた道具一式を指し、魚種や釣り方に合わせて適切なものを選択し使用することが必要となる。現状、手ぶらで訪れる観光客や初心者等がレンタルする貸しきおには、おもりに針1本が結合された簡素な仕掛けが付属するが、同仕掛けでは釣果に恵まれない状況も十分考えられる。例えば、サバ等の小型回遊魚が多く回遊する場合には、ファミリーフィッシングの代表格であるサビキ釣により、多くの魚を釣ることができるが、レンタル付属の仕掛けでは周囲が釣れているなかで手も足もでない貧果となってしまう事態も想定される。観光客・初心者に浅虫観光を楽しんでもらい、リピーターになってもらうためには、このような事態を出来るだけ回避し、顧客満足度を向上させることが必要である。市及び指定管理者は、仕掛けの販売の実施を検討することが望まれる。なお、仕掛け販売に係るコストは、前述したサビキ釣りに限れば撒き餌と仕掛けのセットでも500円程度と単価が安く、長期在庫保存も可能なため、自主事業による利益の確保も十分可能となるものと考えられる。

【意見 24】入園者増加施策について（ホームページ情報の充実について）

利便性向上の観点から、ホームページで行う情報提供内容を一層充実させることが

望まれる。具体的には、以下の項目が現状のホームページには記載がない。これらについての記載も検討してほしい。

【現状ホームページに記載がない項目】

●利用料の減免の要件 ●男女別水洗トイレが完備されていること ●救命胴衣・バケツの無料レンタルができること ●真水の水道が使えること ●大型魚を掬うたも網が設置されており無料で使用できること ●無料の氷がもらえること ●仕掛けの販売は行っていないこと ●購入できる餌の種類 ●飲料の自動販売機があること

No.16 浪岡観光振興事業

(1) 概要

①事業の目的

浪岡地区の観光資源の保存、環境整備及び普及宣伝を行うとともに、青森市浪岡観光振興事業を行おうとする団体等（以下、「補助対象団体等」という。）に対して、令和6年度の予算の範囲内で補助金を交付し、もって地域の観光振興及び文化の伝承と振興を図り、地域の活性化に資することを目的とする。

（出所：令和6年度青森市浪岡観光振興事業補助金交付要綱第1条）

②事業の内容

(1) 浪岡さくらまつり開催事業

浪岡地区の春の観光振興を図り、地域の文化・産業の発展向上に資することを目的として実施されるさくらまつりを開催する事業

(2) 火の玉探検開催事業

浪岡地区の夏の観光振興を図り、地域の文化・産業の発展向上に資することを目的として実施される火の玉探検を開催する事業

(3) 浪岡観光資源保存振興実施事業

浪岡地区における観光資源の保存及び整備並びに普及宣伝、その他の文化の振興を図るため実施される次に掲げる事業

ア 環境整備事業

イ 北畠記念祭実施事業

（出所：青森市浪岡観光振興事業補助金交付要綱第2条）

なお、上記北畠記念祭は、No.17 北畠まつりとは異なり、北畠氏の偉業を偲び墓前で浪岡八幡宮宮司が神事を行うものである。

③当該事業の補助対象団体について

団体名	青森市浪岡観光協会
目的	青森市浪岡地区（以下、「管内」という。）における観光振興を図るため、管内観光資源の開発、整備及び観光での地域振興事業を開催し、もって地域文化の伝承と振興並びに地域産業の発展向上に寄与することを目的とする。
事業内容	(1)管内観光資源の調査研究及び保存並びに開発事業 (2)管内歴史史跡及び名勝並びに文化財等の紹介事業 (3)郷土の文化の紹介及び後継者育成事業

	(4)管内の産業へ寄与できる事業及び管内特産品等の紹介事業 (5)管内への観光客等の誘致事業及びこれに関連する事業への協力 (6)管内観光施設事業等への協力 (7)管内外観光関係機関及び団体との連携、協力 (8)その他本協会の目的達成のための必要な事業
会員・会費	会員：43名(令和6年度) 会費：年額3,000円
役員	会長：1名 副会長：2名 理事：9名 監事：2名
事務局	青森市浪岡商工会

(出所：青森市浪岡観光協会会則、役員名簿、会員名簿)

④事業の形態

市単独事業である。

⑤事業実施期間

平成29年度開始の事業であり、令和7年度においても継続している。

なお、平成28年度まで「浪岡さくらまつり事業補助金」「火の玉探検事業補助金」「観光資源保存振興事業補助金」としていた事業を平成29年度から「浪岡観光振興事業」に統合された。

⑥補助対象経費

番号	青森市浪岡観光振興事業	補助対象経費	補助金の額
1	浪岡さくらまつり開催事業	報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料	3事業の補助対象経費の合計額 (354千円を限度とする。)
2	火の玉探検開催事業	報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料	
3	浪岡観光資源保存振興実施事業	・環境整備事業費 消耗品費、委託料、使用料及び賃借料 ・北島記念祭実施事業費 消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料	

(出所：令和6年度青森市浪岡観光振興事業補助金交付要綱、別表(第3条関係))

⑦各開催事業の参加者数

(単位：人)

開催事業	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
浪岡さくらまつり	4,346	開催中止 ※1	開催中止 ※1	開催中止 ※1	2,200	3,547
火の玉探検	33	開催中止 ※1	開催中止 ※1	開催中止 ※1	28	開催中止 ※2

(出所：事業概要表)

※1：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

※2：下山時刻に台風の直撃が予想されたため、観光協会三役による話し合いで、急遽中止となった。

⑧事業の予算と実績

ア. 事業費の当初予算額と決算額

(単位：千円)

	R4年度	R5年度	R6年度
当初予算	373	354	354
決算額	69	354	354
その他特定財源	69	76	74
一般財源	-	278	280

その他特定財源の内訳

(単位：千円)

内訳	R4年度	R5年度	R6年度
元気都市あおもり 応援基金繰入額	69	76	74

イ. 青森市浪岡観光協会の令和6年度主な収支予算・決算額

(単位：千円)

科目		予算額 (A)	収入支出済額 (B)	比較 (B)-(A)
収入の部				
	会費	205	128	△77
	補助金(当該補助金)	354	354	-
	特別会計繰入金(※)	721	483	△237
収入の部合計		1,280	965	△314
支出の部				
なみおか桜 まつり開催 事業	会場設営費	310	292	△17
	宣伝費	55	51	△3
	イベント開催費	410	299	△110
	運営費	65	91	26
	計	840	735	△104
火の玉探検開催事業		220	88	△131
浪岡観光資 源保存振興 実施事業	環境整備事業費	24	-	△24
	北畠記念祭実施事業費	196	141	△54
	計	220	141	△78
支出の部合計		1,280	965	△314

(出所：令和6年度青森市浪岡観光振興事業 事業費精算書)

※ さくらまつり開催時に会場内にぼんぼり広告を掲出しその収益を特別会計として管理しており、事業費として活用しているもの。

(2) 監査の結果及び意見

該当なし。

No.17 北島まつり開催支援事業

(1) 概要

①事業の目的

浪岡地区の活性化を図るため、浪岡北島まつり事業を行おうとする団体等（以下、「補助対象団体等」という。）に対して、令和 6 年度の予算の範囲内で補助金を交付し、もって市民の親睦と郷土愛の高揚及び観光振興に資すること

（出所：令和 6 年度浪岡北島まつり事業補助金交付要綱）

②当該事業の補助対象団体について

団体名	浪岡北島まつり実行委員会
目的	青森市浪岡の文化・歴史を育んできた北島家を中心とする中世文化の伝統恩恵を受け、郷土を愛する文化的行事として「浪岡北島まつり」を実施することにより、地域の発展と観光振興に寄与すること
事業内容	(1)浪岡北島まつりの企画及び実施 (2)浪岡北島まつりの実施による観光宣伝及び観光客誘致促進、地域住民の親睦交流 (3)その他本会の目的達成に必要な事業
役員	実行委員長：1名 副実行委員長：2名 部長：若干名 監事：2名
事務局	青森市浪岡商工会内

（出所：浪岡北島まつり実行委員会規約、役員名簿、会員名簿）

③事業の形態

市単独事業である。（補助財源は市が 100%）

ただし、令和 4 年度に、令和 4 年 8 月 3 日からの大雨災害の被災市町村に青森市浪岡地区が該当となり、市町村が自発的、主体的に取り組む地域特性を活かした地域づくりを行う事業として当該事業が補助対象事業として選出されたため、青森県より「令和 4 年度青森県元気な地域づくり支援事業費補助金」が交付された。（令和 4 年度単年）

④事業実施期間

昭和 61 年度開始の事業であり、令和 7 年度においても継続している。

(令和 2 年度～令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため北畠まつりは中止)

⑤補助対象経費

補助対象経費	補助金の額
報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料	補助対象経費の合計額 (1,435 千円を限度とする。)

(出所：令和 6 年度浪岡北畠まつり事業補助金交付要綱 第 2 条)

⑥開催事業の参加者数

(単位：人)

開催事業	R 元年度	R2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
浪岡北畠まつり	13,200 ※ 2	開催中止 ※ 1	開催中止 ※ 1	1,500(秋) ※ 2	2,500(秋) 1,500(夏) ※ 2	2,000(秋) 600(夏) ※ 2

※ 1：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

※ 2：令和元年までは、夏まつりでは「ねぶた運行」「パレード」等が開催されていたが、令和 5 年度から再開した夏まつりでは、「ねぶた運行」「パレード」は行わず、その代わりに姉妹都市である屋久島で行っている神事を行ったり、打ち上げ花火を増やしたりというものに内容が変わったため、パレード等に参加していた人数を含んでいる令和元年と比べると、令和 5 年度の参加者数は減少している。

⑦事業の予算と実績

ア. 事業費の当初予算額と決算額

(単位：千円)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
当初予算	879	835	1,435
決算額	879	835	1,435
県支出(※)	586	—	—
その他特定財源	188	179	179
一般財源	105	656	1,256

※ 令和4年度青森県元気な地域づくり支援事業費補助金

大雨災害に伴う補助金で、令和4年度単年の補助金。詳細は③事業の形態参照

その他特定財源の内訳

(単位：千円)

内訳	R4年度	R5年度	R6年度
元気都市あおもり応援基金繰入額	188	179	179

イ. 浪岡北畠まつり実行委員会の令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

科目		予算額 (A)	収入支出済額 (B)	比較 (B)-(A)
収入の部				
	加盟負担金	2,000	2,650	650
	補助金(当該補助金)	1,435	1,435	-
	雑収入	30	71	41
	前年度繰越金	62	62	-
収入の部合計(㉑)		3,527	4,218	691
支出の部				
夏まつり開催 事業	イベント開催費	130	130	-
	広告宣伝費	182	209	27
	運営費	260	249	△10
	雑費	8	12	4
	計	580	601	21
秋まつり開催 事業	イベント開催費	680	769	89
	広告宣伝費	200	191	8
	会場設営費	1,410	1,869	459
	運営費	600	774	174
	予備費	7	4	2
	計	2,897	3,610	713
支出の部合計(㉒)		3,477	4,212	735
収入支出差引残金(㉑-㉒)		50	6	△43

(出所：事業費精算表)

(2) 監査の結果及び意見

【意見 25】 補助金等チェックシートの運用について

補助金等チェックシートは、令和5年度包括外部監査結果報告書「産業振興と雇用対策における補助金・負担金・委託料に係る財務事務の執行について」の中で、補助金・負担金制度にて極めて厳しい指摘を受けたことにより見直しがされ、令和6年9月に財政課が「補助金等に関するガイドライン」を作成し、毎年度所管課において本指針に示された各視点に対する適合状況を明らかにし、それを踏まえ補助金等の在り方について検証する目的で作成、運用されている。

本事業の補助金等チェックシートによる評価は下記のとおりとなっている。

【本事業の補助金等チェックシート（一部抜粋）】

2. 基本的な視点・効果検証		
項目		評価
公益性・必要性	○補助事業の目的及び内容に客観的に見て明確な公益性が認められるか。 ○補助事業の目的及び内容が社会経済情勢や市民ニーズ等の変化に的確に対応しているか。等	A
有効性・効率性	○補助事業の実施により、本来の目的に合致した成果を上げ、期待された効果が発揮されているか。 ○補助金の額は費用対効果の面で適正か。等	A
妥当性	○補助金の額及び補助率は適切かつ妥当であるか。また、定額補助は積算根拠が明確であるか。 ○補助対象経費等は適正かつ明確になっているか。等	A
公平性	○多様な担い手がいるにも関わらず、補助金等の交付先が特定の者や団体に固定化されていないか。 ○他に同じ活動をしている団体等と比較して、補助金の額は公平か。等	A

評価点は A：適合、B：やや適合、C：やや不適合、D：不適合から選択

3. 今後の方向性及び理由	
方向性	理由
現行のまま継続	本事業は「観光資源の充実」の施策に大きく貢献していることに加え、シビックプライドを醸成し、中長期的に人口の社会減

	を抑制する効果も期待できることから、来年度も継続することとします。
--	-----------------------------------

本事業の補助金等チェックシートでは、コロナ禍による開催中止や令和5年度以降の事業内容の大幅な変更といった社会情勢の変化があるにもかかわらず、「基本的な視点・効果検証」及び「今後の方向性」の記述が令和4年度から令和7年度まで終始同一であった。これは、各年度の現状を反映した検証が行われておらず、シートの作成が極めて形式的かつ定型的な事務作業に陥っていることを示している。

特に問題となるのは、評価理由の不透明化である。令和4年度から令和6年度までは全項目で「A評価」としながら、その理由は数年間据え置かれたままである。さらに、令和7年度以降の新フォームでは「評価理由欄」そのものが削除されており、客観的な検証プロセスを外部から確認することが困難な仕様となっている。前年度監査で求められた「補助金等の在り方についての厳格な検証」という本旨に照らせば、現状の運用はPDCAサイクルとして機能しておらず、改善策の形骸化を招いていると言わざるを得ない。

補助金等チェックシートを本来の「制度改善のツール」として機能させるため、以下の措置を講じるべきである。

まず、評価結果に対する根拠が不明瞭では、予算配分の妥当性を説明できない。チェックシートにおいて評価理由の明記を必須とし、前年度の踏襲ではなく、当該年度の具体的な実績や課題に基づいた記載を徹底すること。

次に、社会情勢や事業内容に変更があった場合には、その変化が事業の有効性や効率性にどう影響したかを具体的に分析し、今後の方向性に反映させること。

さらに、本件は当該事業に留まらず、他の補助金事業においても同様の形骸化が懸念される。ガイドラインを策定して満足するのではなく、実効性のある検証が行われているか、財政課による審査・指導機能を強化されたい。

No.18 道の駅アップルヒル管理運営事業（ハード）

（１）概要

①事業費の当初予算額と決算額

（単位：千円）

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
当初予算	4,180	5,860	4,949
決算額	4,180	4,978	4,943
その他特定財源	97	97	94
一般財源	4,083	4,881	4,849

その他特定財源の内訳

内訳	R4 年度	R5 年度	R6 年度
土地使用料	97	97	94

②施設の概要

道の駅「なみおか」アップルヒルは、消費者との交流による地場産品の開発、普及及び交流の展開を図るとともに、本市及び交流圏域の情報の受発信基地として寄与することを目的としている。

【図表 施設の概要】

項目	内容
所在地	青森市浪岡大字女鹿沢字野尻 2 番地 3
設置根拠条例	青森市産地形成促進施設条例
供用開始	平成 8 年 7 月
施設の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地面積：22,585.11 m² ○主要施設 <ul style="list-style-type: none"> ・直営施設：レストランあっぷるひる、お土産コーナー、ふれあい広場、トイレ、イベント広場、観光りんご園、情報交流交換室、農産物直売室、駐車場、あおもり藍工房、地域特産物開発室、そば屋 ・テナント：JA フルーツショップ、こみせ横丁 ・駐車場：普通車 124 台、大型車 7 台、優先者用 4 台 計 135 台（うち借地分 45 台）

開館期間・時間	<p>おみやげコーナー 3月16日～11月15日 09:00～19:00 11月16日～3月15日 09:00～18:00</p> <p>農産物販売コーナー 4月～11月 08:00～18:00 12月～3月 08:00～17:00</p> <p>JA なみおかコーナー 4月～10月 09:00～18:00 11月～3月 09:00～17:00</p> <p>レストラン 通年 11:00～16:00</p> <p>道草庵 3月16日～11月15日 07:00～18:00 11月16日～3月15日 07:00～17:00</p> <p>そば屋のカレー 3月16日～11月15日 09:00～18:00 11月16日～3月15日 09:00～17:00</p> <p>こみせ横丁 3月16日～11月15日 09:00～18:00 11月16日～3月15日 09:00～17:00</p> <p>アップルヒル観光りんご園 通年 09:00～17:00</p> <p>駐車場・トイレ・広場 24時間年中無休</p>
利用料金	利用料金はない。

(出所：条例、担当課作成資料、アップルヒルの Web サイト)

③指定管理の内容

指定管理者及び指定管理業務の概要は次のとおりである。

【図表 指定管理の内容】

項目	内容
指定管理者	株式会社アップルヒル
指定管理者の分類	株式会社
指定期間	令和2年4月～令和7年3月
指定管理業務の収入形態（指定管理料・利用料金等）	販売収益と指定管理料
指定管理者が行う業務の内容	<p><青森市産地形成促進施設条例></p> <p>第10条</p> <p>(1) 第4条各号に掲げる業務の実施に関すること。(※)</p> <p>(2) 第7条の規定により区域を定めて青森市産地形成促進施設の利用を禁止し、又は制限すること。</p> <p>(3) 第8条の規定による命令をすること。</p> <p>(4) 青森市産地形成促進施設の維持管理に関する事項</p> <p>(5) その他市長が必要と認める業務</p> <p>※</p> <p>第4条 青森市産地形成促進施設は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 地場産品の振興に関すること。</p> <p>(2) 観光、地域及び道路情報の提供に関すること。</p> <p>(3) 施設の利用者等に便益を提供するため、飲食業、物品販売等の営業の用に供すること。</p> <p>(4) その他第2条に掲げる目的を達成するために必要な業務</p>

(出所：条例、指定管理者募集要項)

④指定管理者の選定手続

平成17年1月1日より指定管理者制度が導入されている。令和7年度現在の指定管理者については、令和6年度において選定手続が行われている。

【図表 指定管理者の選定手続】

項目	内容
選定方法	公募
応募資格	<p>法人その他の団体で、次のすべての要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定期間中、施設を安定して管理運営できる団体。（法人格の有無は問わない。）直近の3事業年度のうち、一度でも債務超過がある団体については、応募資格なし。 ・青森市内に事務所等の活動拠点を有すること。 ・本市の市税、法人税、消費税及び地方消費税が未納でないこと。 ・施設を管理するにあたって必要な資格や免許を有していること。 ・自治令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。 ・本市から指名停止措置を受けていないこと。 ・自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと（本市の取消しに限定しない。）。 ・会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていないものであること。 ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。
直近の応募状況	<p>令和7年度より開始する指定管理期間の募集において、現指定管理者1者の応募があった。指定管理者選定評価委員会による候補者の選定審査の結果、選定基準を満たしており、現指定管理者に決定した。</p>
審査方法	<p>・選定方法</p> <p>指定管理者は、提出された応募書類に基づき、応募資格を有する応募団体の中から市が設置する「指定管理者選定評価委員会」による候補者の選定審査を踏まえ、市長</p>

	<p>が候補者を決定し、議会の議決を経て正式に決定する。 なお、選定審査時には、原則としてプレゼンテーション 若しくはヒアリングを実施する。</p> <p>・選定基準 指定管理者候補者の選定は、事業計画書等の内容を、選 定基準に基づき総合的に判断し決定する。</p>
--	---

(出所：募集要項等)

⑤施設の利用者数

(単位：千人)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
利用者数	1,834	1,951	1,962

(出所：指定管理者の事業報告書)

⑥指定管理業務の収支状況

【図表 指定管理業務の収支状況】

(単位：千円)

収支状況の推移			
区分	R4 年度	R5 年度	R6 年度
① 収入	15,894	15,649	16,960
指定管理料	4,180	4,620	4,679
販売収益	9,725	9,725	9,725
その他収入	1,989	1,303	2,556
② 支出	15,894	15,649	16,960
人件費	4,330	4,388	4,431
修繕費	435	596	350
水道光熱費	4,655	4,580	4,435
消耗品費	478	614	798
トイレ清掃委託費	2,797	2,870	2,932
駐車場管理費	1,278	528	1,852
その他施設管理費	1,921	2,073	2,162
収支 (① - ②)	0	0	0

(出所：指定管理者の事業報告書)

※ 指定管理者は営利事業を行っているが、上表には営利事業にかかる収支は含まれ

ていない。営利事業の収支は以下のとおりである。

【図表 営利事業にかかる収支】

(単位：千円)

営利事業にかかる収支状況の推移			
区分	R4 年度	R5 年度	R6 年度
営利事業 収入	408,980	454,675	462,909
営利事業 支出	392,459	436,940	439,957
営利事業 収支	16,521	17,735	22,952
令和 6 年度営利事業の内容			
1. 農産物・畜産物・水産物及びきのこ類の生産及び販売 2. 農産物・畜産物・水産物の保存食品の企画開発及び販売 3. 地域産業に関する商品の企画、立案、販売及び斡旋 4. 生鮮食料品、加工食品及び加工調理食品並びに冷凍食品の販売 5. レストラン並びに喫茶店の経営 6. 菓子、玩具及び民芸品並びに工芸品の製造販売 7. 飲料水及び酒類並びにタバコの販売 8. 書籍、雑誌及び地図の販売			

(出所：指定管理者の事業報告書、青森市第三セクター経営状況基本情報シート)

(2) 監査の結果及び意見

【指摘事項 13】管理運営業務に係る収支の状況の未入手について

アップルヒルの管理運営業務は、営利部門と非営利部門の 2 つの部門から構成されている。

アップルヒル管理運営業務に関する協定書 第 12 条第 2 項第 3 号において、市は、管理運営業務に係る収支の状況を記載した事業報告書を入手することとされている。

【アップルヒル管理運営業務に関する協定書（一部抜粋）】

第 1 2 条 指定管理者は、毎事業年度終了後、管理運営業務に関し、施設設置者が指定する期日までに管理運営業務に係る事業報告書を施設設置者に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理運営業務の実施状況
- (2) 利用状況及び売上の状況

- | |
|--|
| (3) 管理運営業務にかかる収支の状況
(4) その他施設設置者が必要と認める事項 |
|--|

しかし、監査の結果、提出されていたのは非営利部門の収支の状況を記載した事業報告書のみであり、営利部門についての収支の状況は入手されていなかった。

本来入手すべき資料が収集されていないことは、制度の運用における重大な問題であり、指定管理者制度の透明性や説明責任の確保にも支障をきたす可能性がある。また、非営利部門の収支の状況のみでは、管理運営業務全体における採算性や、支出されている指定管理料の妥当性を適切に評価することはできず、指定管理者制度の適正な運用を確保する上で重要な判断材料を欠く結果となる。

したがって、今後は、管理運営業務全体の収支の状況を確実に入手し、また、指定管理料の妥当性について十分に検証できる体制を整備する必要がある。例えば、事業報告書に含めるべき資料の一覧表との照合や、提出状況を確認する方法を明確化するなど、提出資料の網羅性を確保するための手順を具体化し、確実に運用されたい。

【指摘事項 14】 月次報告に係る出納管理簿の未入手について

アップルヒル管理運営業務仕様書 第 10 条第 2 項において、市は、管理運営業務の適正な執行状況を把握するため、毎月、指定管理者に月次報告書として金銭の出納管理状況を提出させ、これを入手する必要がある。

【アップルヒル管理運営業務仕様書（一部抜粋）】

10 事業報告書の作成

(2) 利用状況、施設の異常の有無、実施した行為及び行催事等の概要、金銭の出納管理状況を月次報告書として、市が指定する期日までに、市に提出すること。
--

しかし、監査において確認したところ、月次報告書は入手しているものの、仕様書で提出が求められている出納管理状況は入手されておらず、月次の収支状況の把握が適切に行われていなかったことが判明した。

金銭出納管理状況は、管理運営業務における収支の状況や資金の流れを把握する上で重要な資料であり、その未入手は、指定管理業務の適正な監督及び報告の実効性を損なうおそれがある。

したがって、今後は、月次報告に含めるべき資料の一覧表と照合すること等により、必要な資料を確実に入手・確認できる体制を構築されたい。

【指摘事項 15】 破損備品の放置及び報告手続の不備について

市が指定管理者に貸与している備品の管理状況を確認したところ、破損して使用できない状態となっている備品が、適切な手続を経ずに施設内に放置されている事例が確認された（参考①参考②）。

これに対し、担当部署からは「修繕・交換が必要な備品以外については、口頭での報告は受けているが、書面での報告は受けていない」との回答があった。

しかし、青森市財務規則第 240 条において、「物品管理員は、保管している備品のうち破損、汚損等により使用できない備品があるときは、会計機関に対し備品返納処分書により通知しなければならない。」とされており、現状はこれらの規定に反しているものといえる。

破損した備品の放置及び書面による正式な報告の欠如は、物品管理の正確性・透明性を損なうものであり、財産管理上のリスクを内在させる結果となる。

したがって、今後、破損等により使用できない備品が生じた場合には、指定管理者と物品管理員が連携し、速やかに財務規則に基づく適正な手続を実施できるよう、備品管理手続の徹底を図る必要がある。

参考① 除雪機



参考② ソフトクリーム製造機



【意見 26】 貸出備品に係る備品管理シールの未更新について

市が指定管理者へ貸し出している備品の管理状況を確認したところ、一部の備品において、現在の管理体系に切り替わる前の旧版管理シールが貼付されたままとなっており、現在の備品管理体系に基づくシールへの更新が行われていない事例が散見された。この件について、担当部署からは「市の方針として新管理シールへの貼替えは行っていない」との回答があった。

旧版管理番号と現行管理番号は備品管理システム上で照合可能であるものの、現場で即時に確認できる対応表等は整備されておらず、備品の識別及び確認作業に一定の手間を要する状況が想定される。

備品管理においては、資産の所在・使用状況を正確かつ効率的に把握できる状態を維持することが重要であり、管理番号の体系が複数併存している場合には、識別や照合に時間を要し、管理事務の負担増につながる可能性がある。

したがって、今後は、旧版管理番号と現行管理番号を容易に照合できる対応表の整備、貸出備品における管理番号確認手順の明確化など、備品管理の効率化に資する取組を検討されることが望まれる。

【意見 27】 決算書資料の記載項目の整理について

本事業の指定管理者から提出された決算書と、No.19 浪岡駅周辺施設管理運営事業の指定管理者から提出された決算書を比較したところ、様式や記載項目にばらつきがあり、指定管理者ごとに決算書の構成が異なる状況がみられた。

これに対し、担当部署からは「指定管理者ごとに構成が異なるため、決算書のフォーマットは定めていない」との回答があった。

記載内容や構成が統一されていない決算書は、確認作業に要する時間や理解の難易度が担当者ごとに大きく変動しやすいという課題がある。また、必要な情報が必ずしも明確な形で示されていない場合、年度ごとの確認の連続性が損なわれるおそれもある。

については、最低限求める記載項目を整理し、必要に応じて参考様式等の整備を検討されることが望まれる。

【意見 28】 決算書提出期限の明確化について

指定管理者から提出される決算書に関し、提出期限が明確に定められていない状況が確認された。No.19 浪岡駅周辺施設管理運営事業の指定管理者から提出された決算書についても、同様であった。

これに対し、担当部署からは「決算書の提出期限については、特に明示していないが、月次報告の提出期限を流用している」との回答があり、決算書固有の提出期限が設定されていない実態が明らかとなった。

決算書は、指定管理者の年間の業務実績や収支状況を総括的に把握するうえで重要な資料であり、提出が遅れることで、事後の検証や次年度の評価・改善に支障をきたすおそれがある。また、提出期限が過度に短い場合には、指定管理者が内容を十分に精査できず、報告内容の正確性や信頼性に影響を及ぼす可能性がある。

については、事務処理の確実性・適時性を確保する観点から、期限設定に当たっては、

報告内容の精度や作業の実効性も十分考慮するとともに、決算書については月次報告とは別に提出期限を明確に指定することが望ましい。

【意見 29】 指定管理に係る決裁日付の適正な記録について

監査において、アップルヒル管理運営業務に係る精算書を閲覧したところ、同精算書に添付されている事業報告書は4月以降に入手されていたにもかかわらず、当該調書の決裁日が3月31日と記録されていた。

この件について担当部署へ照会したところ、「システムの仕様上、年度の締め日（3月31日）以降に提出された案件についても、実際の提出日にかかわらず、決裁日は3月31日と登録せざるを得ない」との回答があり、システム設定により一律の決裁日付が付与されていることが判明した。

しかしながら、決裁日付は、処理時期を確認する上で重要な記録であり、これが実態と乖離している場合、事務の正確性や透明性を損なうおそれがある。

については、決裁日付が実際の処理日を正確に反映するよう、システム設定の見直しや運用方法の改善について検討することが望まれる。

No.19 浪岡駅周辺施設管理運営事業

(1) 概要

①事業費の当初予算額と決算額

(単位：千円)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
当初予算	26,977	28,750	27,222
決算額	28,313	27,843	28,786
その他特定財源	1,095	1,085	726
一般財源	27,218	26,758	28,060

その他特定財源の内訳

(単位：千円)

内訳	R4 年度	R5 年度	R6 年度
浪岡交流センター施設使用料	942	948	578
雑入（ピンク電話料）	14	13	13
雑入（電気使用料）	103	87	111
雑入（水道使用料）	36	37	24

②施設の概要

青森市浪岡交流センター「あびねす」は、浪岡地域の有する資源の活用を通じ、市民及び観光客の交流並びに産業、学術、文化等に関する活動の促進を図り、もって本市の観光の振興及び地域社会の活性化に資するため、設置された交流施設である。

【図表 施設の概要】

項目	内容
名称	青森市浪岡交流センター（愛称 あびねす）
所在地	青森市浪岡大字浪岡字細田 61 番地 20
設置根拠条例	青森市浪岡地域交流施設条例
供用開始	平成 22 年 4 月
施設の内容	○敷地面積 ・浪岡交流センター：1,431.14 m ² ・低温熟成施設：647.46 m ² ・多目的広場：772.57 m ² ・りんご園地：812.58 m ²

	<p>○建物構造及び延床面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浪岡交流センター 鉄骨造 1階 1,053.43 m² ・低温熟成施設 鉄骨 1階 436.65 m² <p>○主要施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浪岡交流センター インフォメーション、アトリウム、常設展示コーナー、企画展示コーナー、展示ハウス、シンボルゾーン、多目的ホール、業務用施設など ・低温熟成施設 雪室、雪体験室、完熟試験庫、開発試験室など
開館期間・時間	<p>○開館時間</p> <p>4月1日から11月30日まで：午前9時から午後7時まで 12月1日から3月31日まで：午前9時から午後6時まで</p> <p>○休館日：12月31日、1月1日</p>
利用料金	利用料金は無い。

(出所：条例、仕様書、担当課作成資料)

③指定管理の内容

指定管理者及び指定管理業務の概要は次のとおりである。

【図表 指定管理の内容】

項目	内容
指定管理者	浪岡商協
指定管理者の分類	共同企業体
指定期間	令和3年4月～令和8年3月
指定管理業務の収入形態	利用料金制は採用していない。
指定管理者が行う業務の内容	<p><青森市浪岡地域交流施設条例></p> <p>第17条</p> <p>(1) 第4条各号に掲げる業務の実施に関すること。(※)</p> <p>(2) 使用許可(使用許可に条件を付すること、及び特殊物件の搬入等に係る許可を含む。)を行うこと。</p> <p>(3) 第8条の規定により区域を定めて多目的広場等の利</p>

	<p>用を禁止し、又は制限すること。</p> <p>(4) 使用許可を拒み、若しくは取り消し、又は使用を制限すること。</p> <p>(5) 第 13 条第 1 項の規定による命令をすること。</p> <p>(6) センターの維持管理に関すること。</p> <p>(7) その他市長が必要と認める業務</p> <p>※</p> <p>第 4 条 センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) センターの利用に関すること。</p> <p>(2) 観光及び交通に関する情報の提供に関すること。</p> <p>(3) 地域における多様な活動の促進に関すること。</p> <p>(4) 地域資源を活用した地域ブランド開発の促進に関すること。</p> <p>(5) センターの利用者等に便益を提供するため、飲食業、物品販売業等の営業の用に供すること。</p> <p>(6) その他第 2 条に掲げる目的を達成するために必要な業務</p>
--	---

(出所：条例、担当課作成資料)

④指定管理者の選定手続

平成 24 年 10 月より指定管理者制度が導入されている。令和 7 年度現在の指定管理者については、令和 2 年度において選定手続が行われている。

【図表 指定管理者の選定手続】

項目	内容
選定方法	公募
応募資格	<p>法人その他の団体で、次のすべての要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定期間中、施設を安定して管理運営できる団体。(法人格の有無は問わない。)直近の 3 事業年度のうち、一度でも債務超過がある団体については、応募資格なし。 ・青森市内に事務所等の活動拠点を有すること。 ・本市の市税、法人税、消費税及び地方消費税が未納でないこと。 ・施設を管理するにあたって必要な資格や免許を有していること。 ・自治令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しないこと。

	<ul style="list-style-type: none"> ・本市から指名停止措置を受けていないこと。 ・自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと（本市の取消しに限定しない。）。 ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていないものであること。 ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にない団体であること。
直近の応募状況	令和 3 年度より開始する指定管理期間の募集において、現指定管理者 1 者の応募にて、指定管理料基準額以内の提案額であったため現指定管理者に決定した。
審査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・選定方法 指定管理者は、提出された応募書類に基づき、応募資格を有する応募団体の中から市が設置する「指定管理者選定評価委員会」による候補者の選定審査を踏まえ、市長が候補者を決定し、議会の議決を経て正式に決定する。 なお、選定審査時には、原則としてプレゼンテーション若しくはヒアリングを実施する。 ・選定基準 指定管理者候補者の選定は、事業計画書等の内容を、選定基準に基づき総合的に判断し決定する。

（出所：募集要項等）

⑤施設の利用者数

（単位：人）

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
利用者数	88,009	91,935	89,575

（出所：指定管理者の事業報告書）

⑥指定管理業務の収支状況

【図表 指定管理業務の収支状況】

(単位：千円)

収支状況の推移			
区分	R4 年度	R5 年度	R6 年度
① 収入	28,766	30,645	29,140
指定管理料	28,249	30,018	28,440
その他収入	0	0	2
繰越金	516	625	696
② 支出	28,140	29,984	28,479
人件費	8,781	8,914	9,181
ソフト事業費	1,116	976	1,167
運営管理費	6,451	6,307	6,276
光熱水費（精算対象）	10,899	10,492	10,892
公租公課費	891	1,117	917
浪岡商協支出金	0	0	44
返納額	0	2,175	0
収支（① - ②）	625	661	660

(出所：指定管理者の事業報告書)

(2) 監査の結果及び意見

【指摘事項 16】経費精算について

青森市が実施する青森市浪岡交流センターに係る指定管理者制度において、電気料等の経費が当初予算を超過した際に、その超過分について市が追加で指定管理料を支出している事例が確認された。

しかしながら、指定管理協定書等の関係規定においては、電気料等が予算額を下回った場合には差額を市に返還する旨の規定がある（青森市浪岡交流センターの管理業務及び使用料収納事務に関する覚書 第3条第1項）一方で、予算を上回った場合に指定管理料を追加支給する旨の明確な規定は存在していない。

【青森市浪岡交流センターの管理業務及び使用料収納事務に関する覚書（一部抜粋）】

(精算)

第3条 指定管理者は業務終了後、精算残金が生じた場合は、施設設置者に返納するものとする。

2 前項の指定管理料等の精算対象となる費目は、光熱水費及び維持修繕料とする。

追加支給に際しては覚書締結の決議等が行われているものの、基本となる協定書・仕様書に費用負担のルールが体系的に位置付けられていない状態を、個別対応により補っているに過ぎず、制度としての整合性や透明性を担保するものではない。現状は、予算超過時の処理が都度の判断に委ねられている点で、財務執行の適正性に重大な懸念があるといえる。

今後は、同様の事態を防止するため、協定書・仕様書等の見直しを行い、費用負担に関する取決めを明文化するとともに、契約に基づく統一的な運用が図られるよう、財務処理の適正な実施を一層徹底されたい。

【指摘事項 17】 繰越金の誤処理について

青森市浪岡交流センターの令和6年度決算において、前年度繰越金の額が、令和5年度決算における次年度繰越金の額と一致していない事例が確認された。

当初、指定管理者が所有する除雪機の修繕費について、本来は指定管理者が負担すべき経費であり、「浪岡商協支出金」から支出すべきところを、誤って指定管理料の内訳科目である「修繕費」から支出していた。これについては、市の指摘を受けて修正が行われたが、その際、「浪岡商協支出金」の相手勘定科目を本来「修繕費」とすべきところを、「繰越金」として誤って処理していたことが原因である。

繰越金は、前年度決算をもって確定するものであり、当該年度中に増減することは本来あり得ない。したがって、本件のように当年度の会計処理により繰越金の変動することは、重大な会計上の誤りである。また、こうした明らかな不整合が決算までは正されなかったことは、市と指定管理者双方のチェック機能が適切に働いていなかったことを示している。

今後は、指定管理者における会計処理の適正化を徹底するとともに、市においても、特に決算数値に直結する項目について、処理の妥当性を複数の視点から検証する体制を整備し、決算の正確性と予算執行の信頼性の確保に努められたい。

第2. 連携や交流による地域活力の強化

No.20 青函ツインシティ推進事業

(1) 概要

①事業の目的

文化、スポーツ、観光、経済等広い分野にわたる交流事業の積極的な推進を図り、もって青函両地域の活性化と一体的な発展を図る。

②事業の内容

- ア. 青函ツインシティ推進協議会事業計画の策定
- イ. 青函交流団体の支援及び交流活動の推進
- ウ. 青函ツインシティや青函交流に関する広報活動

③事業の形態

青森市と函館市の連携事業である。

④事業実施期間

平成元年度開始の事業であり、令和7年度においても継続している。

⑤事業の成果指標と達成度合い

文化、スポーツ、観光、経済等の分野における両市の交流事業数を成果指標としている。令和6年度は目標値96事業に対して実績値が86事業であった。

⑥事業費の当初予算額と決算額

(単位：千円)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
当初予算	536	536	3,877
決算額	233	247	3,388
一般財源	233	247	3,388

⑦令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	R6年度 決算額	主な内容
旅費	784	令和6年度は青函ツインシティ35周年記念事業及び関連事業に関する旅費の執行 ア. 青函ツインシティ35周年記念式典出席 (青森市→函館市) イ. 青森市ビジネスアイデアコンテストへの 函館市高等教育機関参加旅費(函館市→青森 市) ウ. 青函ツインシティフェスタ(観光物産展) 従事(青森市→函館市)
需用費	19	消耗品費2 通信運搬費17
負担金補助及び交付金	2,585	令和6年度は青函ツインシティ35周年記念事業及び関連事業に関する負担金の執行 ア. 青函ツインシティ35周年記念事業負担金 1,885 35周年記念事業実施経費として、青森市と 函館市が青函ツインシティ協議会(事務局：函 館市)へ同額を負担 イ. 料理人フォーラム開催負担金 700 35周年記念事業関連事業として開催した 「料理人フォーラム」(事務局：青森商工会議 所)へ負担
合計	3,388	

⑧青函ツインシティ推進協議会の構成

- ア. 会長 青森・函館市長(任期1年の交代)
- イ. 構成団体 40団体 会長含む両市の行政、産業経済、文化、スポーツ、教育、女性、福祉、観光物産、町会等の各団体
- ウ. 顧問 6名 青森県交通・地域社会部長・北海道渡島総合振興局長、日本銀行青森支店長・函館支店長、日本政策投資銀行青森事務所長・函館事務所長

⑨青函ツインシティ推進協議会の事業内容

青森市と函館市は青森・函館ツインシティ推進協議会を設置し、両市1年交代で事務局を担当し、事務局担当の市で毎年総会を開催している。例年の主な活動として、青函ツインシティ推進協議会の打合せや総会の開催、相互訪問ツアーが挙げられるが、令和6年度は青函ツインシティ提携35周年を迎えたため、6つの記念事業と2つの関連事業を実施した。

ア. 記念事業

- I. 35周年記念式典
- II. イベントでの相互PR
- III. 津軽海峡ロボコン大会
- IV. 北海道・北東北の縄文遺跡群訪問ツアー
- V. 青函産学連携商品開発
- VI. 青函ツインシティフェスタ

イ. 関連事業

- I. 津軽海峡エリア料理人フォーラム
- II. 学生ビジネスアイデアコンテスト

この中で、青函ツインシティ締結35周年を契機に、青函圏の料理人や飲食関係者、次世代を担う学生など計178名が一堂に会し、食を通じた広域連携やインバウンド対応などへの理解を深める「津軽海峡エリア料理人フォーラム in 青森」(以下、「フォーラム」という。)を、令和6年10月28日に青森市で開催した。

フォーラムは午前10時に開会して基調講演や講演、事例発表、トークセッション等を経て午後4時40分に閉会し、午後5時から7時までは飲食を伴った交流会を実施する構成となっていた。フォーラムの収支決算書は以下のとおりである。

⑩青函ツインシティ推進協議会の収支決算書

【図表 収支決算書】

収入の部

科目	決算額	摘要
事業収入	371,001円	交流会会費(@7,000×53名)、預金利息
負担金	700,000円	青森市より
協賛金	525,000円	企業協賛(@20,000×21口、@15,000×1口、

		@10,000×9口)
合計	1,596,001円	

支出の部

科目	決算額	摘要
事業費	338,240円	フォーラム会場使用料他
交流会開催費	373,545円	交流会食事代
講師料	524,427円	講師旅費・謝金
印刷費	112,336円	プログラム印刷費
広告費	160,464円	チラシ・ポスター等印刷費
雑費	19,452円	切手代、送金手数料他
事務局費	50,000円	
予備費	0円	
合計	1,578,464円	

(出所：連携推進課連携チームの資料をもとに監査人作成)

(2) 監査の結果及び意見

【意見 30】津軽海峡エリア料理人フォーラムへの負担金支出に伴う事業効果の検証について

「津軽海峡エリア料理人フォーラム」への負担金(70万円)支出に関し、実行委員会の事業報告により、実施内容や収支決算等の状況を確認した。本事業は、食を通じた広域連携やインバウンド対応への理解を深めることを目的としており、民間分野における知見の蓄積やネットワークの構築といった間接的な効果を期待するものである。その性質上、市への直接的な効用を定量的に示すことは容易ではないが、現状の報告内容では、フォーラムを通じてどのような具体的な行動や成果が芽生えたのかが見えにくい状況にある。

公金支出の妥当性をより円滑に説明していくためにも、開催後に民間分野でどのような取組が進展したのか、可能な範囲でフォローアップを行い、その状況を客観的に検証しておくことが望ましい。こうした検証結果を記録し蓄積していくことは、今後の類似事業における支援の在り方や方向性を検討する際の、大切な判断材料となることが期待される。

No.21 地域おこし協力隊活動支援事業

(1) 概要

①事業の目的

青森市外から青森市への移住・定住に向けた取り組みとして国が支援する「地域おこし協力隊」の制度を活用し、地域おこし協力隊員の青森市への移住と、地域の魅力向上に向けた取組の展開により市外からの更なる移住・定住促進の相乗効果を図ることを目的とする。

②事業の内容

隊員数は3名である。任期は令和5年度から令和7年度、令和6年度から令和8年度、令和7年度から令和9年度がそれぞれ1名ずつであり、地域おこし協力隊への主な支援内容は報酬支給、社会保険加入、住居、活動車両の車賃、消耗品等の購入、研修受講に要する経費の負担、地域おこし活動報告会に係る経費である。なお、特別交付税措置上限は520万円×3人=1,560万円。主な活動内容は以下のとおりである。

ア. フリーランス人材を誘致する。

イ. リモートワーカーの誘致や移住者ネットワークの構築・支援

ウ. クリエイター人材の誘致する

移住者誘致のための関係人口創出の取組を促進するため、国が支援する「移住コーディネーター」の制度を活用し、移住コーディネーターを2名設置している。なお、特別交付税措置上限は350万円。

③事業の形態

国が支援する「地域おこし協力隊」の事業に自治体に取り組む事により、特別交付税措置を受ける事ができる。

④事業実施期間

平成27年度開始の事業であり、令和7年度においても継続している。

⑤事業の成果指標と達成度合い

令和6年度の成果指標として、地域おこし協力隊員が退任後、青森市へ定住する人数を1名として設定した。その実績は、令和6年度に退任した隊員1名がそのまま青森市に定住し活躍している状況である。

⑥事業費の当初予算額と決算額

(単位：千円)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
当初予算	21,580	19,464	19,299
決算額	16,650	17,777	17,380
一般財源	16,650	17,777	17,380

⑦令和 6 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	R6 年度 決算額	主な内容
報酬	7,139	協力隊の給与
職員手当等	2,185	協力隊の期末勤勉手当
共済費	1,514	協力隊の社会保険料等
報償費	150	イベント講師謝礼
旅費	958	通勤手当、出張旅費
需用費	57	消耗品費 40、印刷製本費 17
役務費	397	通信運搬費 267、手数料 68、保険料 62
委託料	2,976	移住コーディネーター費用
使用料及び賃借料	2,004	協力隊住居費
合計	17,380	

(2) 監査の結果及び意見

該当なし。

No.22 青森市移住促進事業（補助金）

（1）概要

① 事業の目的

東京一極集中の是正及び地方の担い手不足対策のため、青森市への移住促進を図ることを目的とする。

② 事業の内容

次の要件を満たす方に移住支援金を支給する。また、移住前の仕事を引き続き青森市で行う場合、出社や商談等に係る交通費やコワーキングスペース等の利用に係る経費の一部を支援する。

ア. 移住支援金

単身世帯は 600 千円、2 人以上の世帯は 1,000 千円の移住支援金を支給する。なお、18 歳未満の子 1 人につき 1,000 千円加算する。対象要件は、次の I から II の全てを満たすことが必要となる。

I. 次に掲げる要件の全てに該当すること

- i. 青森市に転入する日の前日までの 10 年間のうち 5 年以上、東京 23 区に居住していたこと又は東京圏に居住し、東京 23 区に所在する事業所に雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していたこと
- ii. 青森市に転入する日の前日まで連続して 1 年以上、上記の状態にあったこと

II. 青森市へ転入後、青森市が定める就業、起業、テレワーク、関係人口、専門人材の各要件のいずれかに該当すること

III. 負担割合は国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、市が 4 分の 1 となる。上記の要件で対象とならない県外からの移住者については、以下のイ.新しい働き方移住支援金を支給する。

イ. 新しい働き方移住支援金

単身世帯は 150 千円、2 人以上の世帯は 250 千円の移住支援金を支給する。なお、18 歳未満の子 1 人につき 250 千円加算する。

ウ. リモートワーク活動支援金

対象経費の 2 分の 1 を 1 世帯あたり年間 360 千円以内で補助する。本社等への出社や顧客との商談等で県外へ移動する際の交通費（公共交通機関運賃で会社等

から出張旅費が支給される場合を除く) 又は市内コワーキングスペース、シェアオフィス等の月額会費、個人利用に係る経費を支給する。なお、令和6年度からは以下のエ. リモートワーカー応援補助金として支給

エ. リモートワーカー応援補助金

リモートワーカー向けに1世帯につき100千円定額交付する。令和6年度に青森市移住支援金または新しい働き方移住支援金にテレワーク要件で交付決定された方にリモートワーカー応援補助金を加算支給する。

オ. 医療・福祉職子育て世帯移住支援金

1世帯につき1,000千円の移住支援金を支給する。なお、18歳未満の子1人につき1,000千円加算する。ひとり親世帯の場合は1,000千円加算する。対象要件は、青森県外に過去10年のうち通算5年以上居住し、移住後に医療福祉職に就業するか、資格取得のために養成機関へ入学することが必要となる。負担割合は県が4分の3、市が4分の1となる。

カ. 地方就職学生支援金

1件につき17千円の学生支援金を支給する。東京圏内の大学を卒業後、地方での就職活動にかかる経費(往復交通費の一部)を交付する。負担割合は国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となる。

③ 事業の形態

青森市移住促進事業のうち、移住支援金及び地方就職学生支援金は国の地方創生移住支援事業であり、事業経費の2分の1が国から、4分の1が県からの移住支援金でまかなわれ、その残額について、一般財源が充当される。また、医療・福祉職子育て世帯移住支援金は医療・福祉の仕事や資格取得を目指す子育て世帯の方を対象にした青森県独自の移住支援制度であり、事業経費の4分の3が県からの移住支援金でまかなわれ、その残額について、一般財源が充当される。

新しい働き方移住支援金とリモートワーク活動支援金及びリモートワーカー応援補助金は市の単独事業である。

④ 事業実施期間

平成31年度開始の事業であり、令和7年度においても継続している。

⑤ 事業の成果指標と達成度合い

市が設定した令和6年度の評価指標の目標値と実績値は以下のとおりである。

指標	目標	実績
① 移住支援金（件）	24	28
② 医療福祉職子育て世帯移住支援金（件）	1	6
③ 新しい働き方移住支援金（件）	25	25
④ 地方就職学生支援金（件）	3	0
⑤ リモートワーク活動支援金（件）	5	10
⑥ リモートワーカー応援補助金（件）	14	13

⑥ 事業費の当初予算額と決算額

(単位：千円)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
当初予算	38,984	38,997	48,175
決算額	18,947	30,800	54,400
県支出金	9,750	18,000	31,450
一般財源	9,197	12,800	22,950

(2) 監査の結果及び意見

【意見 31】 移住促進事業補助金の確定申告について

青森市移住促進事業において、青森市移住支援金交付要綱を定めており、その中の対象者の要件として市税の未納がないこと、交付の申請の際に市税に係る納税証明書の添付を求めている。

【青森市移住支援金交付要綱（一部抜粋）】

(対象者の要件)

第3条 移住支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の第1号の要件に該当し、単身世帯にあつては第2号から第6号までに掲げる要件のいずれかに、2人以上の世帯にあつては第2号から第6号までに掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、第7号の要件に該当するものとする。

(1) 次の移住等に関する要件のいずれにも該当すること。

ア 次に掲げる移住前に関する要件のいずれにも該当すること。

(ア) 本市に転入する日の前日までの10年間のうち、通算5年以上、東京23区に居住していたこと又は東京圏に居住し、東京23区に所在する事業所に雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していたこと。

(イ) 本市に転入する日の前日まで連続して1年以上、東京23区に居住していたこと又は東京圏に居住し、東京23区に所在する事業所に雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していたこと。ただし、東京23区に所在する事業所への通勤期間については、本市に転入する日の3か月前までを当該1年の起算点とすることができ、また、東京圏に居住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間を(ア)に規定する通勤していた期間とみなすことができる。

イ 次に掲げる移住後に関する要件のいずれにも該当すること。

(ア) 申請時において、本市に転入後1年以内であること。

(イ) 申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ 次に掲げる移住前及び移住後に関する要件のいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合又は過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、当該申請時から5年以上経過し、18歳以上となり、青森県及び市が認める場合を除く。

(エ) 市税に未納の額がないこと。

(オ) 青森県及び青森市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

～ 省略 ～

(交付の申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者は、本市に転入した日から1年に達する日又は令和7年12月26日のいずれか早い日までの間に、令和7年度青森市移住支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 本人確認ができる書類

(2) 移住後の就業先の就業証明書(様式第2号)

(3) 転入前の居住地及び居住期間、転入前及び申請時において同一世帯で

- あること並びに本市に転入したことがわかる戸籍の附票等
- (4) 退職した企業での就業証明書、退職証明書、離職票等、転入前の在勤地・就業期間を確認できる書類
 - (5) 青森県起業支援事業に係る起業支援金交付決定通知の写し（第3条第2号に該当する場合に限る。）
 - (6) 市税に係る納税証明書
 - (7) 個人情報確認同意書（様式第3号）
 - (8) 移住前の業務を引き続き行うことが確認できる業務委託契約書等の写し（第3条第4号に該当し、かつ、個人事業主の場合に限る。）
 - (9) プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用したことがわかる書類（第3条第5号に該当する場合に限る。）
 - (10) 履歴事項全部証明書又は法人設立届の写し（第3条第6号ウ（エ）に該当し、かつ、法人を設立した場合に限る。）
 - (11) 開業届の写し又は開業届に準ずる資料（第3条第6号ウ（エ）に該当し、かつ、個人事業主の場合に限る。）
 - (12) 農林水産業に従事していることが確認できる書類（第3条第6号ウ（イ）に該当する場合に限る。）
 - (13) その他市長が必要と認める書類

移住促進事業の中で支給される各種支援金については、国税庁のホームページで次のような見解が述べられている。

【別紙 地方公共団体の地方創生起業支援事業及び地方創生移住支援事業に基づき支給される各支援金の課税関係について】（一部抜粋）

移住支援金は、移住先の地方公共団体が、一定の要件を満たす移住者に対して支給するものであるところ、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得のいずれにも該当せず、当該支給の対象から官公庁に新規就業した者は除かれていることから給与所得にも該当しないと考える。そして、移住支援金は、営利を目的とする継続的行為から生じたものではなく、労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質も認められないとともに、一時に支給されるものであるから、一時所得に該当すると考える。

本事業における各種支援金は、上記の「移住支援金」に含まれる。したがって、移住促進事業の中で支給される各種補助金を受給した市民には、確定申告をする義務が発生する可能性があるが、市ではこれについて口頭で伝えるにとどめ、移住者がどこま

で理解しているか不明のままの状態となっている。支援金交付にあたって市税の未納がないこと、交付の申請の際に市税に係る納税証明書の添付を求めていることから、今後は対象者に対し書面をもって必要な周知を行っていく必要があると考える。なお、一時所得について、所得税関係は必ずしも確定申告の義務があるわけではないため、税務署等に個別に確認することが望ましいこと、確定申告をしていない場合には、住民税の申告が必要となるが、この場合は市の窓口で相談するように促すことを書面をもって周知、徹底する事が望ましい。

No.23 新しい働き方担い手誘致・東青地域移住促進事業

(1) 概要

①事業の目的

東青地域を移住先として選んでもらえるよう、圏域全体の魅力をまとめた効果的な情報発信、移住希望者に対する移住相談や移住体験の実施など、移住に関心のある方や移住を検討されている方に対するアプローチを東青5市町村（青森市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村）が連携して行う事を目的としている。

②事業の内容

- ア. 関心層へのアプローチ
 - I. SNS を活用した圏域の情報発信
 - II. 首都圏での移住相談会等の開催
- イ. 検討層へのアプローチ
 - I. 圏域での移住体験の実施
 - II. ワークーション体験モニター事業の実施（親子ワークーション、アオモリ・ワークーション、クリエイターワークーション）
- ウ. 移住後のケア
 - I. あおもり移住・交流サポートネットワークの構築・運営
 - II. 市内及び首都圏での交流会を開催、会員向け情報発信

③事業の形態

青森市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村の連携事業である。

④事業実施期間

平成 27 年度開始の事業であり、令和 7 年度においても継続している。

⑤事業の成果指標と達成度合い

令和 4 年度から令和 6 年度までに青森市の移住相談窓口などを通じて移住した方は、以下のとおりであり、実績が目標値を上回っている。

【図表 移住相談窓口などを通じて移住した人数】

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
目標値	124 人	124 人	124 人
実績値	124 人	134 人	194 人

(出所：所管課の資料をもとに監査人作成)

一方、令和 6 年度の移住体験、親子ワーケーション、アオモリワーケーション、クリエイターワーケーションの体験者数は以下のとおりであり、アオモリワーケーション以外は実績が目標値を下回っている。

【図表 アプローチ事業ごとの目標値及び実績値】

検討層へのアプローチ事業	目標値	実績値	達成率
移住体験	96 人	63 人	66%
親子ワーケーション	16 人	11 人	69%
アオモリワーケーション	60 人	78 人	128%
クリエイターワーケーション	30 人	25 人	83%

(出所：所管課の資料をもとに監査人作成)

⑥事業費の当初予算額と決算額

(単位：千円)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
当初予算	14,050	13,929	14,379
決算額	13,098	12,803	11,760
国庫支出金	2,699	2,663	2,458
その他特定財源	778	1,500	835
一般財源	9,621	8,640	8,467

⑦令和 6 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	R6 年度 決算額	主な内容
旅費	594	首都圏で移住相談会や移住交流会の旅費や連携町村を訪問しての打合せ等に係る旅費
消耗品費	4	移住相談会等の開催に伴う消耗品

通信運搬費	23	移住相談会等の開催に伴う荷物運搬料
負担金	11,139	東青地域移住・交流サポート協議会への事業負担金
合計	11,760	

(2) 監査の結果及び意見

【意見 32】 東青地域移住促進事業における SNS 活用と体験事業の連動性向上について

東青 5 市町村が連携して取り組む本事業は、圏域全体の魅力を発信する SNS 運用や、多彩なワーケーションプログラムの実施など、移住希望者へのアプローチを積極的に展開している。令和 6 年度の SNS 発信においては、目標を大きく上回る投稿実績（151 件）を達成しており、行政側の主体的な情報発信が行われている。一方、移住体験やワーケーションの利用者（延べ 177 名）に対し、実際の移住者数（6 名）は限られたものとなっている。

【図表 体験者数と移住者数】

	体験者数	うち移住者
移住体験	34 組 63 人	1 組 6 人
親子ワーケーション	4 組 11 人	0 組 0 人
アオモリワーケーション	44 組 78 人	0 組 0 人
クリエイターワーケーション	19 組 25 人	0 組 0 人
計	101 組 177 人	1 組 6 人

(出所：所管課の資料をもとに監査人作成)

移住体験はあくまで検討の一段階であり、即座に定住に結びつく性質のものではないが、多額の公費を投じた事業として、その効果をより高めていく工夫が期待される。現状の「投稿数」を主眼とした指標管理では、情報が実際にターゲットへ届いているかという波及効果が見えにくく、SNS での認知から体験、そして定住へと段階的にステップアップさせるための戦略的な連動において、さらなる充実の余地がある。

今後は、SNS の管理指標を単なる「投稿数」に留めず、閲覧数やフォロワー数、反応数などを取り入れることで、発信内容の質やターゲットへの到達度を客観的に把握し、より効果的な広報へと最適化を図られたい。あわせて、SNS で関心を持った層を円滑に体験事業へ誘導し、体験終了後も継続的なフォローアップを行うことで、移住への意欲を維持・深化させる施策を講じることが望ましい。既に実施されている空き

家情報の提供や地域住民とのマッチング等の支援策についても、参加者のニーズに応じてより個別に最適化して提案するなど、体験が「一過性のイベント」で終わらず、関係人口から将来的な定住人口へと進化するための、きめ細やかなアプローチを継続することを期待したい。

No.24 むつ湾広域連携事業（負担金）

（1）概要

① 事業の目的

陸奥湾沿岸 8 市町村（青森市、むつ市、横浜町、野辺地町、平内町、蓬田村、外ヶ浜町、今別町）と関係団体で構成する「むつ湾広域連携協議会」の活動を通じて、陸奥湾の環境保全、並びに陸奥湾の豊かな資源や美しい自然景観を活かした産業及び観光の振興を図る。

② 事業の内容

環境部会での以下の事業。

ア. むつ湾フォーラム

イ. 清掃活動・植樹活動の実施、ビーチクリーンデーの実施

ウ. 陸奥湾沿岸漂着物調査の実施

③ 事業の形態

陸奥湾沿岸市町村である青森市、むつ市、横浜町、野辺地町、平内町、蓬田村、外ヶ浜町、今別町の連携事業である。

④ 事業実施期間

平成 30 年度開始の事業であり、令和 7 年度においても継続している。

⑤ 事業の成果指標と達成度合い

成果指標は特に設けていない。

⑥ 事業費の当初予算額と決算額

（単位：千円）

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
当初予算	4,720	5,024	1,021
決算額	3,940	3,805	(注) 800
その他特定財源	400	2,052	800
一般財源	3,540	1,753	0

(注) 令和6年度むつ湾協議会決算額は1,065千円であり、青森市が本来負担すべきであった決算額は、構成市町村人口按分により、 $1,065 \text{ 千円} \times 75.13\% = 800 \text{ 千円}$ となる。

⑦ 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	R6年度 決算額	主な内容
報償費	20	むつ湾フォーラム開催費
旅費	35	むつ湾フォーラム開催費
委託料	990	むつ湾フォーラム開催費
需用費	4	事務局費
役務費	3	事務局費
使用料	13	事務局費
合計	1,065	

(2) 監査の結果及び意見

【意見 33】「むつ湾フォーラム」における具体的成果の検証と広域連携の深化について

「むつ湾フォーラム」は、陸奥湾沿岸自治体の広域連携による環境保全意識の向上を目的として継続されており、令和6年度で4回目を数える。昨今、海水温上昇によるホタテガイの被害や生態系の変化など、市民生活や基幹産業に及ぼす気候変動の影響が顕著となる中で、温室効果ガスの大幅かつ持続的な削減に向けた取り組みの重要性は一層高まっている。

しかし、本フォーラムは意識啓発の段階に留まっており、開催を通じて住民、事業者、自治体が具体的にどのような削減行動を起こし、それがどの程度の成果に繋がったのかという検証については、さらなる充実の余地がある。また、広域連携協議会という組織の強みを活かし、単なるイベントの共同開催を超えた、各市町村の実行計画や排出削減実績の共有といった、より実効的な連携へと踏み出すことが期待される。

今後は、イベントの継続を目的化せず、広域連携協議会の枠組みを最大限に活用していくことが重要である。具体的には、各自治体の地球温暖化対策実行計画の目標や取組内容、排出量の実績値を相互に共有・比較検討するなど、広域連携ならではの相乗効果が期待できる共同アクションを模索することが望ましい。

あわせて、フォーラムの開催が参加主体の具体的な削減行動にどう結びついたのであるのか

を、調査・分析していくことも検討されたい。継続的な開催実績を踏まえ、その効果を定量・定性の両面から検証し、客観的な記録として整理していくことで、事業の有効性をより明確に示していくことが期待される。

No.25 連携中枢都市圏推進事務（連携）

（1）概要

①事業の目的

圏域が有する豊富な地域資源を活かしながら、各市町村の産業の成長・創業を支え、経済の活性化を図るとともに、子どもたちが健やかに育ち、多くの世代が生き生きと活躍し、安心して住み続けられる圏域を目指し、東津軽郡4町村（平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村）と緊密に連携を図りながら、「青森圏域連携中枢都市ビジョン」を推進する。

②事業の内容

人口減少・少子高齢社会にあっても地域を活性化し経済を持続可能なものとし、市民が安心して快適な暮らしを営んでいけるよう、5年を期間とする「青森圏域連携中枢都市圏ビジョン」を策定し、東津軽郡4町村と連携してビジョンの推進に取り組んでいる。

令和6年度は、第1期ビジョンのフォローアップを行い、成果の検証等を踏まえ、令和7年度を始期とする第2期ビジョンを策定した。

【令和6年度実績】

- ・令和6年7月25日 第1回ビジョン懇談会
- ・令和6年10月23日 第2回ビジョン懇談会
- ・令和6年12月26日 市町村長会議

③事業の形態

市単独事業である。ただし、連携中枢都市圏ビジョン懇談会の開催に要する経費（旅費、謝金）等については、特別交付税措置がある。

④事業実施期間

令和2年度開始の事業であり、令和7年度においても継続している。

⑤事業の成果指標と達成度合い

市は、事業の成果指標として連携事業数を設定しており、年度ごとの目標値と実績値は以下のとおりである。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
連携事業数（目標値）	44	46	48	50	52
連携事業数（実績値）	44	48	52	55	57

（出所：担当課資料）

また市では、上記に加えて連携事業ごとに成果指標の目標値を定め、毎年取組状況の評価を実施している。成果指標の設定数と目標値を達成した成果指標数及び達成割合の推移は、以下のとおりである。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
成果指標設定数	45	50	52	55	57
目標値達成指標数	22	26	37	42	45
達成割合	48.9%	52.0%	71.1%	76.4%	78.9%

（連携事業によって、成果指標を 2 項目設定しているものがあるため、事業数と評価値の項目数は異なる場合がある。）

（出所：担当課資料）

⑥事業費の当初予算額と決算額

（単位：千円）

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
当初予算	469	522	668
決算額	341	245	324
一般財源	341	245	324

⑦令和 6 年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	R6 年度 決算額	主な内容
報償費	148	ビジョン懇談会出席委員への報償費

旅費	99	ビジョン懇談会出席委員の旅費等
消耗品費	28	事務用品の購入等
通信運搬費	6	
使用料	43	市町村長会議・ビジョン懇談会の会場使用料
合計	324	

(2) 監査の結果及び意見

【指摘事項 18】 連携事業数（実績値）のカウント方法について

市は、連携事業数を成果指標として設定しており、目標値に対して着実に実績を積み上げている。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
連携事業数（目標値）	44	46	48	50	52
連携事業数（実績値）	44	48	52	55	57

（出所：担当課資料）

上記実績値の算定方法について確認したところ、事業の統合に伴うカウント方法に一部整理を要する点が見受けられた。具体的には、令和3年度より「起業・創業等支援拠点運営事業」および「中小事業者ビジネスサポート事業」の2事業が「地域企業ビジネス支援拠点運営事業」へと統合されている。現行の集計では、統合前の旧2事業についても引き続き個別にカウントが継続されていたが、実態に即した指標管理の観点からは、統合後の事業数として整理することが必要である。

【図表 市の事業数カウント方法】

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
起業・創業等支援拠点運営事業	1	1	1	1	1
中小事業者ビジネスサポート事業	1	1	1	1	1
地域企業ビジネス支援拠点運営事業	—	1	1	1	1
事業数	2	3	3	3	3

【図表 あるべきカウント方法】

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
起業・創業等支援拠点運営事業	1	—	—	—	—
中小事業者ビジネスサポート事業	1	—	—	—	—
地域企業ビジネス支援拠点運営事業	—	1	1	1	1
事業数	2	1	1	1	1

事業評価の客観性を高め、進捗状況をより正確に把握するためには、組織改編や事業の統合に合わせて、成果指標の測定方法を適時見直していくことが必要である。

なお、実態に合わせて実績値を再計算した場合、下表のとおりとなるが、いずれの年度においても当初の目標値を達成しており、広域連携事業は着実に推進されていることが確認できた。

【図表 事業の成果指標と達成度合い（修正後）】

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
連携事業数（目標値）	44	46	48	50	52
連携事業数（実績値）	44	46	50	53	55

No.26 公民連携推進事業

(1) 概要

①事業の目的

企業・大学・NPOなどの事業者と市が、相互の対話を通じて、それぞれが持つアイデアやノウハウ、資源、ネットワークなどのリソースを結集し、社会課題や地域課題（行政課題等）の解決に資する新たな価値を共創することを目的とする。

②事業の内容

公民連携の取組を促進するため、引き続き、市の課題解決等につながる民間の自由な提案を募集する「自由提案（フリー型提案）」や庁内担当部署から市が解決したい課題等の情報を提供する「課題提案（テーマ型提案）」について、一元的な受付・総合相談窓口、事業者との調整・伴走サポートとしての役割・機能を有する「公民連携デスク」の設置・運営を通じて、庁内担当部署とのマッチング支援等に取り組む。

③事業の形態

市の単独事業である。

④事業実施期間

令和5年度開始の事業であり、令和7年度においても継続している。

⑤事業の成果指標と達成度合い

令和6年度の目標値として設定した包括連携協定数10件に対して、実績は13件と目標値を上回っている。

⑥事業費の当初予算額と決算額

(単位：千円)

	R4年度	R5年度	R6年度
当初予算	-	855	277
決算額	-	450	211
一般財源	-	450	211

⑦令和6年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	R6年度 決算額	主な内容
旅費	129	国内旅費
委託料	82	ポータルサイト運営費
合計	211	

(2) 監査の結果及び意見

【意見 34】 公民連携に向けた外部提案の管理と検討プロセスの可視化について

市は、国内最大級の展示会である「自治体・公共 Week」等への視察を通じて、DX推進や地域創生に資する民間事業者の最新製品・サービスの収集を行っている。視察を契機として一部の事業者から得られた具体的な提案（奨学金デジタル化、サイクル・ツーリズム、MaaS等）については、関連部局へ情報提供を行い、活用の可能性について協議・検討を重ねている。しかし、これら事業担当部局とのやり取りは主に電話や対面で行われており、協議の内容や採用・不採用に至る判断の過程が記録として残されていない。このため、優れた提案であっても検討が一時断絶した際に経緯が追えなくなるなど、組織的な知見の蓄積に課題がある。

展示会等で得られる最新トレンドや民間提案は、市の課題解決を加速させる貴重なリソースである。しかし、検討プロセスが記録されない現状では、以下のリスクが生じうる。まず、担当者の異動等により、過去の検討経緯や「なぜ採用しなかったか」という判断理由が失われ、同様の検討を一から繰り返す非効率が生じる。また、「すぐに事業化が難しい」と判断された提案が単なる「資料のストック」に留まり、将来的な事業見直しの際の比較検討材料として活用されない。公民連携を推進する上では、提案の受理から部局間調整、最終的な活用可否の判断に至るまでの「一連のプロセス」を可視化し、組織的に共有できる仕組みが必要である。

外部の先進事例や民間提案を確実に行政サービスへ還元するため、以下の改善を求める。まず、事業担当部局へ情報提供を行った旨に加え、協議の要旨、活用可能性の検討結果、及び現時点で採用を見送る場合はその理由について、簡潔な記録を作成し保存すること。また、即時の事業化が困難な提案についても、将来の施策立案時に参照可能な「ナレッジベース」として整理すること。これにより、行政課題が発生した際、迅速に外部リソースとのマッチングが可能となる体制を整えられたい。

No.27 地域おこし協力隊活動支援事業（就農隊員）

（1）概要

①事業の目的

首都圏等から本市への移住・定住促進に向けた取組として国が支援する「地域おこし協力隊」の制度を活用し、地域おこし協力隊員の本市への移住と、地域の魅力向上に向けた取組の展開により市外からの移住就農の促進を図る。

②事業の内容

ア. 地域おこし協力隊員への主な支援内容

- I. 報酬支給、社会保険加入
- II. 住居の借上げ
- III. 業務用品等の購入、資格取得に係る研修費用等の負担
- IV. 隊員任期終了後、起業に向けた取組に対する補助金の交付

イ. 活動内容

隊員任期終了後に本市での新規就農を目指す活動

- I. 農業の知識・技術習得のための農場管理業務への従事
- II. 各種資格取得等に向けた講習会・研修会への参加
- III. 農家は場の巡回や地域の担い手農業者との交流
- IV. SNSによる情報発信 など

③事業の形態

市単独事業である。ただし、交付税措置がある。

④事業実施期間

令和3年度開始の事業であり、令和6年度において終了している。

⑤事業の成果指標と達成度合い

国が支援する「地域おこし協力隊」の制度を活用し、当初は就農してもらうことを目的とした事業であるが、募集人数に満たず、1名のみの隊員となり、現在新たな就農隊員の募集は行わない結果となった。R6 決算額は当該1名が隊員任用期間終了後に市内で起業するに至ったため、起業支援補助金を支給したものの。

⑥事業費の当初予算額と決算額

(単位：千円)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
当初予算	9,045	9,529	1,000
決算額	4,055	3,663	1,000
その他特定財源	-	74	-
一般財源	4,055	3,589	1,000

その他特定財源の内訳

内訳	R4 年度	R5 年度	R6 年度
敷金精算金	-	74	-

(注) 協力隊員が住宅購入し、市提供の住宅を退去したことに伴う敷金返還分

⑦令和 6 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	R6 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	1,000	令和 6 年度青森市地域おこし協力隊員起業支援補助金
合計	1,000	

(2) 監査の結果及び意見

該当なし。

No.28 地域おこし協力隊活動支援事業（浪岡）

No.29 浪岡地区移住・定住促進事業

（1）概要

① 事業の目的

当事業は令和6年度より開始された事業であり、人口減少が続く浪岡地区への移住・定住促進のため、同地区が有する「交通の要衝・活用可能な住居が多い・近距離完結型の街で生活利便性が高い」という利点を活かし、空き家を市が賃借のうえリノベーションを行い、移住体験・ワーケーション体験施設として整備・運用等をする事業である。

「No.29 浪岡地区移住・定住促進事業」にて、空き家の賃借・リノベーションの実施や、移住促進のための協議体（浪岡地区移住・定住促進協議会）の設置、施設の整備・運用全般を実施しており、「No.28 地域おこし協力隊活動支援事業（浪岡）」として、首都圏から地域おこし協力隊1名を受け入れ、その者が移住体験施設の実務的な管理運営（体験者のアテンド、施設の清掃等）を主として行っている。両者は相互に密接に関連する事業であるため、報告書上、同一の事業区分として記載する。

② 浪岡地区の地理的特徴・課題について

旧浪岡町を基礎とする浪岡地区は、旧青森市地区と地理的遠隔性が認められ、人口減少が著しい状況にあり、地区の人口減少を食い止めることが大きな課題となっている。

平成17年4月、旧青森市と旧浪岡町の合併により新「青森市」が誕生した。旧浪岡町である浪岡地区は、次ページ地図のとおり、青森県の主要都市である青森市と弘前市のおおよその中間地点に位置する。普通電車において浪岡駅から青森駅までが27分前後、車移動においては青森市役所浪岡庁舎から青森市役所本庁舎までの所要時間は約33分を要する。浪岡地区から旧青森市方面への移動は、北部・東部方面に津軽山地、奥羽山脈があるためこれら山地を超える必要があり、このことから旧青森地区からの地理的分断性・遠隔性が存在するといえる。浪岡地区の人口は、令和7年11月1日現在16,251人であり、合併当初の平成17年3月31日時点の21,146人と比較すると23.15%の減少率となっている。対する旧青森市地区の人口は、令和7年11月1日現在243,649人であり、平成17年3月31日時点の293,640人と比較すると17.02%の減少率であるため、比較すると浪岡地区の人口減少は著しい状況にある。一方で、浪岡地区は弘前市街にも近く、地区内には空港・高速道路インターチェンジ、JR奥羽本線があるという交通利便性の高さ、豊かな自然、まつりや文化、農業（りんご）等の多くの資源を有しており、青森市・弘前市エリアのベッドタウンとして居住人口を

増やせる潜在能力も相応に認められている。

【地図 浪岡地区所在箇所について】



(出所：道の駅なみおか アップルヒル ホームページ)

③ 事業の内容

ア. 移住体験・ワーケーション体験施設の概要

市は、浪岡地区の空き家 1 件の賃借・リノベーションを行い、移住体験施設「NAMIOKAYA (浪岡家)」を令和 6 年 7 月にオープンした。県外在住者を対象として移住体験施設に泊ませながら、浪岡地区の生活環境やリモートワーク環境、地域住民との交流を体験させることで、浪岡地区への移住促進を図っている。

【図表 NAMIOKAYA（浪岡家）の概要】

区分	内容	
名称	NAMIOKAYA（浪岡家）（以下、「浪岡家」という。）	
住所	青森市浪岡大字浪岡字平野 30-14	
面積	居宅 161.19 m ²	
写真	<p data-bbox="443 510 555 539">施設外観</p>  <p data-bbox="443 994 580 1023">ダイニング</p>  <p data-bbox="443 1509 619 1538">居室（四人用）</p> 	<p data-bbox="906 510 1171 539">コワーキングスペース</p>  <p data-bbox="906 994 1075 1023">居室（二人用）</p>  <p data-bbox="932 1509 1011 1538">水回り</p>  <p data-bbox="890 1966 1230 1995">(出所：いずれも青森市 HP)</p>

区分	内容
対象者	<p>【移住体験】 次の条件を満たす者及びその家族が対象 ●原則、青森県外に居住する者で、数年以内に本市を含む地方移住を検討している者。※青森県内在住者でも青森市浪岡地区への転居を検討し、空き物件等の視察を行う場合は対象（1泊を上限）。</p> <p>【ワーケーション体験】 次の全てを満たす者及びその家族が対象 ●青森県外に居住し、かつ住民票の住所も青森県外になっている。 ●現在リモートワークで仕事を行っているまたは仕事の一部をリモートワークで行っている。 ●青森県への移住を検討しているまたは青森県への移住に高い関心を持っている。</p>
体験期間及び利用回数	<p>【移住体験】 1泊2日以上5泊6日まで（8月1日から8月20日までの期間においては2泊）、同一者の年度内の施設利用は、原則2回まで。</p> <p>【ワーケーション体験】 5泊6日まで、同一者の年度内の施設利用は、原則2回まで。</p>
体験内容	<p>【移住体験】 体験施設に滞在しながら、浪岡地区の生活環境を視察・体験いただくほか、必要に応じて空き家等の物件を視察いただきます。</p> <p>【ワーケーション体験】 リモートワーク体験・青森市浪岡交流センター「あびねす」でリモートワークを体験</p> <p>【地域交流体験】 移住者ネットワーク団体もしくは地域団体との交流会などへの参加、または地域のお手伝い業務への参加体験</p> <p>【くらしや余暇の体験】 事務局が用意する体験プログラム（プチ農業体験等）の体験 ※任意</p>

（出所：青森市ホームページ等）

イ. 事業の成果指標

市は当事業の主な KPI（重要業績評価指標）として「浪岡地区への移住者数（当事業に関連するもの）」「移住体験・ワーケーション体験参加者数」を設定している。令和6年度における実績は下表のとおりである。「移住体験・ワーケーション体験参加者数」は目標86人を大幅に下回る34人の実績となっているが、「浪岡地区への移住者数（当事業に関連するもの）」は目標の8人に対して、実績7人と相応の成果は出ている状況にある。

【図表 KPI（重要業績評価指標）達成状況】

項目	令和 6 年度目標	令和 6 年度実績
浪岡地区への移住者数	8 人	7 人
移住体験・ワーケーション体験参加者数	86 人	34 人

（出所：担当者作成資料・ヒアリング）

④ 事業の形態

ア. 浪岡地区移住・定住促進事業

浪岡地区移住・定住促進事業は、国の「デジタル田園都市国家構想交付金」を利用し、事業を実施している（対象経費の 1/2 が交付）。

また、当事業の実施主体は令和 6 年度に発足された「浪岡地区移住・定住促進協議会（以下、「協議会」とする。）」となり、市から協議会へ負担金を支出し、協議会にて事業を実施している。協議会は市及び浪岡地区の商工団体、金融機関、地元有志等の連携のうえ発足されており、トップである会長には青森市浪岡振興部長が就き、事務局は青森市浪岡振興部総務課が担っている。なお、協議会役員報酬は無報酬と設定している。

イ. 地域おこし協力隊活動支援事業（浪岡）

地域おこし協力隊は総務省所管の制度であり、地域おこし協力隊員への報酬・活動に要する経費等については、特別交付税措置（令和 6 年度 520 万円が上限）がなされる。

⑤ 事業実施期間

令和 6 年度開始の事業であり、令和 7 年度においても継続している。

⑥ 事業費の当初予算額と決算額

ア. 浪岡地区移住・定住促進事業

（単位：千円）

	R6 年度
当初予算	12,107
決算額	8,905
一般財源	4,642
デジタル田園都市国家構想交付金（国）	4,312

イ. 地域おこし協力隊活動支援事業（浪岡）

（単位：千円）

	R6 年度
当初予算	4,841
決算額	1,330
一般財源	1,330

※ 決算額が当初予算額に比して少額であるのは、地域おこし協力隊員の着任が令和 6 年 12 月となったため（年度当初は通年を見込んでいた）。

⑦ 令和 6 年度決算額の主な内訳

ア. 浪岡地区移住・定住促進事業

（単位：千円）

節	R6 年度 決算額	主な内容
旅費	49	
負担金補助及び交付金	8,905	協議会に対する負担金（主な内訳は、浪岡家リノベーション工事 3,741 千円、体験施設借上料等の使用料及び賃借料 1,753 千円、浪岡家設置消耗品等 1,315 千円、浪岡家設置備品 1,516 千円、その他 580 千円）
合計	8,954	

イ. 地域おこし協力隊活動支援事業（浪岡）

（単位：千円）

節	R6 年度 決算額	主な内容
報酬	745	地域おこし協力隊員 報酬
共済費	149	地域おこし協力隊員 社会保険料等
役務費	92	-
使用料及び賃借料	296	地域おこし協力隊員 住居借上料
備品購入費	38	-
負担金補助及び交付金	10	-
合計	1,330	

(2) 監査の結果及び意見

【指摘事項 19】 浪岡地区移住・定住促進協議会の文書保存期間について

協議会の事務局は青森市浪岡振興部総務課が担っており、その事務は「浪岡地区移住・定住促進協議会 処務規程（以下、「処務規程」とする。）」に基づいて実施される。処務規程が定める文書保存期間が、市と比較して著しく短期である。また、補助金適正化法等の法令や社会通念と比較しても短すぎると思料された。以下、協議会と青森市の文書保存期間を比較した表である。

【図表 協議会・青森市の文書保存期間】

協議会の文書保存期間	青森市の文書保存期間
<p>(処務規程より)</p> <p>第 23 条 完結文書は、年度毎に編さん、保存しなければならない。</p> <p>2 前項の規定に保存の期間は、その重要度に応じ、次の区分による。</p> <p>(1) 5 年保存</p> <p>(イ) 会則その他諸規程、協議会関係帳簿及び関係書類、事業計画、予算、決算、契約に関するものうち特に重要なもの</p> <p>(ロ) 協議会関係記録に係るもの</p> <p>(ハ) その他 5 年保存の必要があると認められるもの</p> <p>(2) 3 年保存</p> <p>(イ) 承認等に関する書類のうち特に必要なもの</p> <p>(ロ) 行政庁等への申請、報告等に関する書類</p> <p>(ハ) 契約に関する書類</p> <p>(ニ) 経理に関する書類（会計伝票及び証票書類を除く。）</p> <p>(ホ) その他 3 年保存の必要があると認められるもの</p> <p>(3) 1 年保存</p> <p>(イ) 出張命令簿、復命書、文書の收受簿</p> <p>(ロ) 前各号に掲げるもの以外のもの</p> <p>3 簡易な文書で事務局長が認めたものは、完結後ただちに処分できる。</p>	<p>(青森市文書編さん保存規程より)</p> <p>第 4 条 文書の保存期間は、法令その他に定めがあるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 第 1 種 永年</p> <p>(2) 第 2 種 10 年</p> <p>(3) 第 3 種 5 年</p> <p>(4) 第 4 種 1 年</p> <p>2 前項の区分に属する文書の種別は、次条に定めるところとする。</p> <p>3 第 1 項各号に定めるもののほか、台帳等複数年にわたり継続使用する文書については、各課において常用文書として保管することができる。</p> <p>(保存期間の各区分の基準)</p> <p>第 5 条 第 1 種に属するものは、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 条例、規則、規程等に関する文書</p> <p>(2) 重要な事業計画及びその実施に関する重要文書</p> <p>(3) 市史の資料となる重要文書</p> <p>(4) 市議会の議事録、決議書等重要文書</p> <p>(5) 任免、賞罰に関する重要文書</p> <p>(6) 財産、公の施設及び市債に関する重要文書</p> <p>(7) 隣接市町村との分合及び境界に関する重要文書</p> <p>(8) 学校等重要な機関の設置、廃止に関する文書</p> <p>(9) 事務引継ぎに関する重要文書</p> <p>(10) 訴訟及び審査請求に関する文書</p> <p>(11) その他重要にして永年保存の必要があると認める文書</p>

	<p>2 第2種に属するものは、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 金銭の支払いに関する証拠書類</p> <p>(2) 行政執行上必要な統計資料</p> <p>(3) 市税等各公課に関する文書</p> <p>(4) 財政に関する重要な文書</p> <p>(5) その他十年保存の必要があると認める文書</p> <p>3 第3種に属するものは、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 主な行政事務の施策に関する文書</p> <p>(2) 行政執行上参考となる文書</p> <p>(3) 金銭出納に関する文書</p> <p>(4) その他五年保存の必要があると認める文書</p> <p>4 第4種に属するものは、前3項に属さない文書とする。</p>
--	--

両者を比較した場合に、青森市は公文書の保管期間のレベルを「永年・10年・5年・1年」と区分しているのに対し、協議会は「5年・3年・1年・即廃棄」と区分しており、協議会の文書保存期間が短期であることがわかる。協議会の活動は浪岡地区への移住促進という公益的な目的のために実施されていること、協議会事務局は市役所浪岡庁舎内にあり、その事務は市が担っていること、令和6年度の協議会の活動資金は僅少な預金利息を除き全て市からの負担金（公金）であることを勘案した場合に、市が直接事業を行う場合と同レベルの事務水準が求められる状況（同水準の市民への説明責任が生じている状況）にあると考える。とすれば、協議会の文書保存期間も市と同水準とすべきであるとする。また、協議会の文書保存期間については、以下のような個別の問題点も認められる。

【図表 協議会の文書保存期間の個別問題点】

No	項目	問題点
1	総会資料の保存期間	現状、協議会の重要決議事項を決定・承認した協議会総会議事録（規程のいう「協議会関係記録に係るもの5年」）について、5年で廃棄する定めになっているものと読み取れる。民間企業が順守する会社法では、会社における最高意思決定機関である株主総会の議事録は、株主総会の日から10年間は本店に備え置く旨が規定されており、保存期間は永久保存とすることも多い。同じように協議会の最高意思決定機関である協議会総会の議事録も永久保存とすべきと考える。
2	会計帳簿・証票（領収書・請求書・契約書等）の保存期間	現状の規程からは、会計帳簿・証票（規程のいう「協議会関係帳簿、決算、契約に関するものうち特に重要なもの5年」「その他5年保存の必要があると認められるもの5年」「契約に関する書類、経理に関する書類3年」等）について、3年又は5年で処分されてしまうように読み取れる。民間企業では法人税法等の定めに基づき、会計帳簿・証票は7年間の保存が求められている。協議会は民間団体であり、実施事業によっては法人税の納税主体

		となる可能性も認められること、公金を扱う以上、適切な予算執行についての説明責任を明確に果たす義務等を勘案した場合に、会計帳簿・証票の保存期間の長期化（少なくとも民間同様7年）が求められる。
3	補助金関連資料の保存期間	現状、補助金に関連する資料（規程のいう「契約に関する書類、経理に関する書類3年」「出張命令簿、復命書1年」等）が1年又は3年で廃棄されてしまう可能性がある。当事業は、国の「デジタル田園都市国家構想交付金」を財源とする交付金を市が受け取って、その1/2程度を財源とする負担金を協議会に支出し実施されている事業である。このことから協議会が行う支出は、補助金の執行に他ならず、補助金適正化法の規制を受ける。補助金適正化法における補助金交付決定取消権及び補助金の返還請求権の消滅時効は、公法上の金銭債権として5年と解されていることから、補助金関連の書類は少なくとも最低5年は保存しなければならない。

上記にあげた3つの個別問題点について、市と同様水準の文書保存期間を設定する場合には解消されることから、結論として、協議会は市と同様の文書保存期間を設定する等の対応が必要である。

【意見 35】 協議会における工事契約の業者選定方法について

令和6年度において協議会は、浪岡家のリノベーション工事（クロス・床張替、畳のフローリング化、照明器具更新、冷暖房器具取り付け等）を3,741千円で実施している。当工事は、3者から見積書を徴収し、最も低額な見積りを提出した業者と契約が締結された（いわゆる「見積競争」による業者選定）。協議会には、工事契約を締結する際の業者選定方法にかかる規程は特に存在せず、相応の競争性が見込まれる今般の見積競争による業者選定は、特段協議会の規則等に違反するものではない。一方で、仮に市が同契約において業者を選定する場合には、130万円を超える工事契約であるため、財務規則等に基づいて競争入札を実施する必要がある。

原則的な一般競争入札（不特定多数の事業者を公募し、最も有利な条件を提示した事業者を選定する契約方式）と見積競争を比較した場合のメリット・デメリットは一般的には以下のとおりである。

【図表 見積競争と一般競争入札のメリット・デメリット】

項目	見積競争	一般競争入札
透明性・公正性	△見積依頼業者の選定過程が不透明となりやすい。また、業者と柔軟な交渉ができる等の発注者の裁量が増えるメリットの半面、公正性・透明性が害されるリスクがある。	◎手続が法令・規則で厳格に定められており、入札条件や決定方法が明確、透明性・公正性が高い。
スピード感・事務コスト	◎スピーディーかつ比較的手間がかからない。	△入札に関する手続が複雑であり、時間や手間がかかる。
経済性	○複数業者間の比較が可能であり、一定程度の経済性は確保できる。	○基本的に不特定多数の者から最も安価な価格を提示した者を選定するため、経済性が確保されやすい。

見積競争はスピーディーに契約ができること、一定程度の経済性が確保できる等のメリットが存分に認められる一方で、競争入札と比較し透明性・公正性を確保しにくい契約方法である。市の原則的な業者選定方法を競争入札とする趣旨は、公金の支出であることに鑑み、十分な透明性・公正性を確保することにある。前記のとおり、協議会の活動は浪岡地区への移住促進という公益的な目的のために実施されていること、協議会事務局は市役所浪岡庁舎内にあり事務は市が担っていること、令和6年度の協議会の活動資金は大部分が市からの負担金（公金）であることを勘案した場合に、協議会が行う工事業者の選定過程には市が行う場合と同水準の高い透明性・公正性が求められるものと考えられる。結論として、市が直接支出する場合と同水準の透明性・公正性を確保できる業者選定方法（競争入札）の採用を検討してほしい。

No.30 国内交流推進費（浪岡）

（1）概要

①事業の目的

青森市及び屋久島町の中学生の相互交流を通じて、生徒の個々の資質や社会性を培い、人格形成の一助とするため、屋久島との交流推進事業を行う者（以下、「補助対象者」という。）に対して、令和6年度の予算の範囲内で補助金を交付し、もって中学生の豊かな人間性や社会性を育み、相互理解及び友好を深めること

（出所：令和6年度屋久島との交流推進事業補助金交付要綱第1条）

②当該事業の補助対象団体について

団体名	日本列島中学生交換ホームステイ浪岡の会
目的	浪岡中学校の生徒と日本中の中学校の生徒との交換ホームステイによる交流を実行し、浪岡地区の中学生の実践力を高め、もって浪岡地区の活性化に寄与すること
事業内容	(1)年1回以上「日本列島中学生交換ホームステイ」の実施 (2)その他、浪岡地区の活性化に関わることや、これに付随する事業
会員・会費	会員：34名(令和6年度) 年会費：個人会員2,000円、団体会員10,000円
役員	会長：1名 副会長：2名 理事：4名 監事：2名 顧問：2名
事務局	浪岡振興部地域づくり振興課

（出所：日本列島中学生交換ホームステイ浪岡の会会則、役員名簿）

③事業の形態

市単独事業である。

④事業実施期間

平成3年度開始の事業であり、令和7年度においても継続している。

⑤屋久島との交流概要

	交流内容
平成3年	浪岡中学校教員と屋久島住人との交流をきっかけに、旧浪岡町の町おこしの一環として事業始動。有志による基金が造成される。
平成4年1月	旧浪岡町の中学校4名と引率者2名が旧上屋久町を訪問
平成4年3月	「日本列島中学生交換ホームステイ浪岡の会」発足
平成12月8月	交流10周年を記念し「友好盟約」締結(旧浪岡町・旧上屋久町) 旧上屋久町「ねぶた」運行
平成14年8月	門外不出とされた「屋久島太鼓」が浪岡北島まつり(夏)に出陣。
平成17年8月	交流15周年/青森市合併記念、旧上屋久町「ねぶた運行」
平成19年10月	旧上屋久町・旧屋久町が合併。屋久島町となる。
平成22年1月	青森市・屋久島町が「友好盟約」再締結。
平成23年9月	青森・鹿児島新幹線全線開業記念、青森市「屋久島太鼓」披露。
平成25年8月	屋久島世界自然遺産登録20周年記念、屋久島ご神山まつり「ねぶた」運行。
令和元年8月	屋久島町役場新庁舎落成記念、屋久島「ねぶた」運行。
令和2～4年	新型コロナウイルス感染症の流行により交流事業中止。
令和5年7月	中学生交換ホームステイ事業が再開。
令和5年9月	屋久島世界自然遺産登録30周年記念、浪岡北島秋まつり「屋久島太鼓」披露。

(出所：屋久島との交流概要について)

⑥補助対象経費

補助対象経費	補助金の額
報償費、旅費、交通費、消耗品費、通信 運搬費、保険料及び施設見学科	補助対象経費の合計額 (253,000円を限度とする。)

(出所：令和6年度屋久島との交流推進事業補助金交付要綱 第2条)

⑦中学生の参加者数

(単位：人)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
青森市より	3	開催中止 ※1	開催中止 ※1	開催中止 ※1	3	2
屋久島町より	3	開催中止 ※1	開催中止 ※1	開催中止 ※1	3	2

(出所：事業概要表)

※1：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

⑧事業の予算と実績

ア. 事業費の当初予算額と決算額

(単位：千円)

	R4年度	R5年度	R6年度
当初予算	275	1,138	261
決算額	8	1,108	261
一般財源	8	1,108	261

イ. 決算額の主な内訳の推移

(単位：千円)

	R4年度	R5年度	R6年度
補助金	—	253	253
報償金	8	7	8
負担金(※)	—	847	—
合計	8	1,108	261

※ 令和5年度は、屋久島町が世界自然遺産登録30周年を迎えることを記念し、屋久島太鼓を招致し、屋久島太鼓PRパネル展、歓迎レセプション、屋久島太鼓披露等を実施したため、その分を青森市で負担した。

ウ. 日本列島中学生交換ホームステイ浪岡の会の令和6年度決算額の主な内訳

(単位：円)

科目		予算額 (A)	収入支出済 額(B)	比較 (B)-(A)
収入の部				
	会費	150,000	138,000	△12,000
	補助金(当該補助金)	253,000	253,000	-
	参加費	380,000	420,468	40,468
	雑収入	80,000	90,703	10,703
	前年度繰越金	452,241	452,241	-
収入の部合計(㉠)		1,315,241	1,354,412	39,171
支出の部				
派遣分	報償費	25,000	11,195	△13,805
	派遣旅費	700,000	382,030	△317,970
	宿泊費	60,000	99,000	39,000
	消耗品費	10,000	-	△10,000
	食糧費	21,000	8,261	△12,739
	通信運搬費	5,000	2,772	△2,228
	保険料	17,500	9,500	△8,000
	交通費	1,000	440	△560
	交際費	10,000	10,000	-
	予備費	70,000	14,876	△55,124
	計	919,500	538,074	△381,426
受入分	報償費	34,000	15,270	△18,730
	消耗品費	2,000	-	△2,000
	食糧費	39,000	19,492	△19,508
	通信運搬費	4,000	3,220	△780
	保険料	15,000	10,626	△4,374
	施設見学科	11,000	2,980	△8,020
	交通費	55,000	32,790	△22,210
	交際費	130,000	99,000	△31,000
	予備費	15,000	16,380	1,380
	計	305,000	199,758	△105,242
総会等	消耗品費	5,000	-	△5,000

	通信運搬費	15,000	5,112	△9,888
	委託料	40,000	28,490	△11,510
	予備費	30,741	-	△30,741
	次期繰越金	-	582,978	582,978
	計	90,741	616,580	525,839
支出の部合計(⑥)		1,315,241	1,354,412	39,171
収入支出差引残金(④-⑥)		-	-	-

(出所：事業費精算書)

(2) 監査の結果及び意見

該当なし。

No.31 浪岡地区バドミントン移住学生支援事業（補助金）

（1）概要

① 事業の目的

「No.32 浪岡地区バドミントン移住学生支援事業（学生寮運営管理）」と関連する事業である。当事業は、県外から浪岡地区に移住し浪岡中学校又は浪岡高校のバドミントン部に入部した生徒の保護者に対して、引越費用や転居交通費等を「青森市浪岡地区バドミントン移住学生支援金」として交付することで、浪岡地区におけるバドミントン競技によるまちづくりの推進に向け、県外から意欲ある中高生を呼び込み、もって将来的な定住促進及び浪岡地区の活性化に繋げることを目的とする事業である。

② 補助金の概要

「青森市浪岡地区バドミントン移住学生支援金」は、令和6年度は3件（3名）計427千円が支給された。補助金の概要は以下のとおりである。

【図表 補助金の概要】

区分	内容
補助金名	青森市浪岡地区バドミントン移住学生支援金（以下、「バド移住支援金」とする。）
要綱	青森市浪岡地区バドミントン移住学生支援金交付要綱（以下、「交付要綱」とする。）
交付対象者	次のいずれにも該当するもの。 ●次の掲げる要件のいずれにも該当する生徒（以下、「移住学生」という。）の保護者であること。 ・県外から浪岡地区に移住し、浪岡中学校又は浪岡高校に令和6年度に入学した者であること。 ・浪岡地区に転入する日の前日まで連続して1年以上県外に居住していたこと。 ・支援金の交付申請日から浪岡中学校又は浪岡高校を卒業する日まで継続して浪岡地区に居住する意思を有していること。 ・浪岡中学校又は浪岡高校のバドミントン部に入部していること。 ●暴力団等ではないこと、市税未納がないこと、日本人又は外国人であって在留資格を有すること。 ●その他市長が支援金を交付することが適当でないと思えた者ではないこと。
交付対象経費	交付対象経費は、移住学生及びその保護者が浪岡地区に移住するために要する費用のうち、次の経費。

区分	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ●引越費・・・詳細省略 ●転居交通費・・・詳細省略 ●住宅購入費・・・詳細省略 ●住宅賃借料・・・詳細省略 ●新生活支援費・・・詳細省略
支援金の額	交付対象経費の合計額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と移住学生の人数に 25 万円を乗じて得た額を比較していずれか低い額とする。

（出所：青森市浪岡地区バドミントン移住学生支援金交付要綱）

③ 事業の形態

市単独補助金である。

④ 事業実施期間

令和 3 年度開始の事業であり、令和 7 年度においても継続している。

⑤ 事業の成果指標と達成度合い

成果指標は特に設けていない。

⑥ 事業費の当初予算額と決算額

（単位：千円）

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
当初予算	2,500	2,505	2,505
決算額	2,019	1,036	480
一般財源	2,019	1,036	480

⑦ 令和 6 年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	R6 年度 決算額	主な内容
需用費	3	-
役務費	50	-
負担金補助金 及び交付金	427	バド移住支援金 3 件
合計	480	

(2) 監査の結果及び意見

【意見 36】 自家用車燃料費に対する補助額について

交付要綱では自家用車燃料費に対する対象経費範囲（補助額）について、以下のよう
に「自動車の燃料又は電気代（1km 当たり 37 円を上限とする。）」と定めている。

【交付要綱 抜粋】

区 分	
転居交通費（移住学生及び当該学生の保護者に係る転入前の住居からの移動に要 した経費であって、次の表の定める移動方法毎の経費をいう。）	
移動方法	対象経費
自家用車	自家用車の燃料又は電気代（1km 当たり 37 円を上限とする。） ・ ・ 以下省略 ・ ・

令和 6 年度において、1 件の自家用車燃料代に対する補助金申請があったが、ガソ
リンスタンドの領収書を基礎に補助金の申請がなされていた。監査にて「①保護者住
所から学生寮までの距離×37 円」と「②補助対象経費として市が提出を受けたガソリ
ンスタンドの領収書合計額」を比較したところ、確かに「①>②」の状況にあり「1km
当たり 37 円を上限とする。」とする交付要綱に違反するものではなかった。

一方で、ガソリンスタンドの領収書を基礎に補助金を算定する現状の方法は、事務
安定性の観点から改善の余地が認められるものとする。なぜなら、補助要綱のいう
「自家用車の燃料代」を「ガソリンスタンドで支払った実費」と解釈する場合に、真
実の実費として補助金請求を行うためには、保護者が様々な条件に注意を払うことが
必要であり現実的ではない。具体的には、保護者は以下の行動をとることで初めて燃
料実費の特定が可能となる。

(往路)

- 自宅出発時、自宅の近隣で給油を行う。
- 学生寮まで最短の（若しくは合理的な）ルートで運航する。
- 学生寮到着時、学生寮の近隣で給油を行う（☆）。

(復路)

- 学生寮出発時、学生寮の近隣で給油を行う。
- 自宅まで最短（若しくは合理的な）ルートで運航する。
- 自宅到着時、自宅の近隣で給油を行う（☆）。
- （☆）の二枚のレシートに基づき補助金申請する。

上記のような行動をとって真実の燃料実費を請求している保護者も存在する可能性はあるが、燃料代を過少に申請している者や、道中の食事・観光等にて利用した燃料費を意図せず含めてしまい過大申請している者も相当数含まれると考えられる。市職員が職務で自家用車移動する場合には、燃料費は実費ではなく、移動 1km あたり 37 円の燃料費が支給される。この精算方法を採用する趣旨は、合理性を担保したうえでの事務簡便性の追求にあるものと思料する。同補助金においても、自宅から学生寮の距離に応じた距離単価による燃料費の精算が合理的ではないだろうか。

No.32 浪岡地区バドミントン移住学生支援事業（学生寮管理運営）

（1）概要

① 事業の目的

浪岡地区におけるバドミントン競技によるまちづくりの推進に向け、県外から意欲ある中高生を呼び込み、もって将来的な定住促進及び浪岡地区の活性化に繋げるため、令和5年3月に新築した青森市浪岡学生寮（以下、「学生寮」とする。）の管理運営を実施する事業である。

② 事業の内容

ア. 学生寮の概要

学生寮は県外から浪岡中学校又は浪岡高校に入学しバドミントン部に所属する生徒を受け入れている。施設の概要は下表のとおりである。

【図表 学生寮の概要】

区分	内容	
正式名称	青森市浪岡学生寮	
住所	青森市浪岡大字浪岡字稲盛 80 番地 1	
供用年月日	令和 5 年 4 月 1 日	
構造	鉄骨造平屋建て（延べ床面積 222.5 平方メートル）	
定員	12 人（居室 4 人部屋 3 室）	
使用料	月額 5 万 9 千円（平日朝夕の 2 食が提供される）	
台帳価格	91,830,134 円（建物部分）	
入寮資格	次のいずれにも該当する者 ・ 県外から浪岡地域に所在する学校に入学しようとする者又は入学した者 ・ 青森市立浪岡中学校（以下、「浪岡中学校」とする。）又は青森県立浪岡高等学校（以下、「浪岡高校」とする。）のバドミントン部に入部しようとする者又は入部している者	
写真	外観 	居室 

区分	内容	
	ミーティングルーム 	シャワールーム 
	(出所：いずれも青森市 HP)	

(出所：青森市ホームページ、青森市浪岡学生寮条例、青森市浪岡学生寮条例施行規則)

イ. 入居生徒数の推移

入居生徒数の推移は以下のとおりである。開設当初～令和7年9月までは、ほぼ満室にて推移していたが令和7年9月に3名が退所し、令和7年10月1日においては9人の入居となっている。

項目	R5年5月1日	R6年5月1日	R7年5月1日	R7年10月1日
入居生徒数	12人	11人	12人	9人

(出所：担当者へのヒアリング)

③ 事業の形態

市単独事業である。なお、学生寮管理運営は一般社団法人浪岡バドミントンクラブへの委託（令和6年度支出額19,209千円）にて実施されている。

④ 事業実施期間

令和5年度開始の事業であり、令和7年度においても継続している。

⑤ 事業の成果指標と達成度合い

学生寮の管理運営事業であり、成果指標は特に設けていない。

⑥ 事業費の当初予算額と決算額

(単位：千円)

	R5年度	R6年度
当初予算	22,847	21,095
決算額	21,118	20,925

一般財源	12,754	12,439
その他特定財源	8,364	8,485

その他特定財源の内訳 (単位：千円)

内訳	R5 年度	R6 年度
学生寮使用料	8,363	8,484
土地使用料	1	1

⑦ 令和 6 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	R6 年度 決算額	主な内容
旅費	0	-
需用費	1,680	学生寮光熱水費
役務費	13	-
委託料	19,210	一般社団法人浪岡バドミントンクラブへの学生寮管理運営委託
使用料及び賃借料	22	-
合計	20,925	

(2) 監査の結果及び意見

【意見 37】 学生寮の将来ビジョンの早期策定について

学生寮の入寮対象者は、県外出身者かつ浪岡中学校バドミントン部又は浪岡高校バドミントン部に所属する生徒となるが、浪岡高校は令和 10 年度末における閉校が決定しており「浪岡地区におけるバドミントン競技によるまちづくり」を目的に掲げる学生寮の意義は薄れつつあるとも考えられる。また、多くの入寮生（及び入寮希望者）は、自らのキャリアとして浪岡中学校、浪岡高校と中高を通してバドミントン部の指導を受けることを求めているものと考えられるが、浪岡高校の閉校が決定され、統合高（学生寮から相応の距離がある旧青森市地区にある現青森西高校）におけるバドミントンの指導体制が不明瞭な現状において、入寮に対する不安を募らせている者の存在が想像される。市は、学生寮の意義を再検証し、早期に将来ビジョンを策定し、市民及び入寮生（及び入寮希望者）に対して説明することが求められている。

浪岡地区とバドミントンとの関係について

浪岡地区は、旧浪岡町時代からバドミントンが盛んであり、平成 23 年度には団体・個人で全国優勝者を輩出する等、全国レベルの有力選手を多数送り出している。バドミントンが強い要因としては、地域に根ざした地元クラブチームによる一貫した指導体制があることや、全国から有力選手が同クラブチーム指導者による指導を希望して自主的に集まってくる（学生寮運用前は浪岡地区の下宿により生活、また、クラブチーム指導者は浪岡高校バドミントン部監督、浪岡中学校バドミントン部コーチも兼ねている）、バドミントン 8 面分の広さを持つアリーナを有する青森市浪岡体育館や地元公立小学校体育館で練習を行える等の環境要因が大きい。加えて、当事業における学生寮の完備等の自治体による支援も一つの要因と言える。

浪岡高校の閉校・学生寮の新設経緯について

学生寮の新設経緯は、浪岡高校の閉校に関連する一連の流れと大きく関連している。発端は青森県教育委員会（以下、「県教委」とする。）の令和 3 年 7 月 7 日「県立高校教育改革推進計画第 2 期実施計画案（以下、「計画案」とする。）」の公表にある。計画案では、浪岡高校が少子高齢化の影響等から定員充足率が低迷していること等を背景として、令和 9 年度に浪岡高校と旧青森市地域に所在する青森県立青森西高等学校（以下、「青森西高校」とする。）を統合し、青森西高校の校地に統合校を設置する案が示された。地域から公立高校がなくなることは、高校生世代の地域からの流出を及ぼし、また、地域における活性の低下等が見込まれる。さらに旧青森市地域に所在する統合校（旧青森西高校）との地理的遠隔性からも、主に浪岡地域住民により猛反対がなされた。市としても、令和 3 年 7 月 8 日に浪岡高校の存続及び同校を全国募集導入候補校とすることを求める要望書を県教委に提出し、令和 3 年 9 月 27 日に全国募集による生徒受入先として学生寮を建設する方針（学生寮の設置に向けた設計費用等の補正予算案の可決）が決定された。しかし、令和 3 年 11 月 12 日に決定した県立高校教育改革推進計画第 2 期実施計画においては、当初の計画案のとおり、浪岡高校の閉校が決定された。一方、青森市は「浪岡中学校のバドミントン部は今後も活動を継続するため県外から生徒の入学が期待できること、令和 10 年度まで浪岡高校バドミントン部の活動が継続すること、浪岡高校バドミントン部の活動継続が統合校においても期待されること」という理由により、学生寮新築に踏み切っている。この点から、そもそも学生寮の建設は、閉校を回避することが主要な目的の一つであり、言わば浪岡高校の存続を前提とする計画であったとも考えられ、結果として、浪岡高校の閉校が決定し、学生寮の主目的が失われてしまったにも関わらず、学生寮に公益性（コストを上回る市民へのメリット）を見出し、建設に舵を切った状況が伺える。

学生寮の公益性とコストについて

学生寮の存在による市民へのメリットについて考えてみたい。メリットとしては次の「ア. ～ エ.」が考えられる。

【学生寮によるメリット】

- ア. 入寮者が浪岡地区の新規居住者となることから浪岡地区の活性化につながる。
- イ. 入寮者が将来的に青森市に居住する可能性がある。
- ウ. 入寮者が活躍すること（例えばオリンピック出場）により青森市の PR となること、市民の郷土愛醸成が図られること、生涯スポーツとしてバドミントンの市民への浸透が図られること。
- エ. 入寮者による浪岡中学校、浪岡高校（将来的には統合高）の地元生徒へ好影響。

「ア. 入寮者が浪岡地区の新規居住者となることから浪岡地区の活性化につながる。」であるが、確かに入寮定員 12 人を上限とする直接的な人口増加は浪岡地区の活性化につながるだろう。しかし、令和 7 年 9 月には 3 名の寮生が退寮しており、これは浪岡高校閉校による影響を受けていることが推察される。将来的に、浪岡高校が存在しなくなるなかで、地理的遠隔性のある浪岡学生寮に今後も生徒が集まるかは不透明であり、どちらかと言えば難しい状況にあるのではないかと思料する。

「イ. 入寮者が将来的に青森市に居住する可能性がある。」であるが、確かに入寮者が将来的に青森市に居住する可能性は認められるものの、これまでに浪岡中学校・浪岡高校バドミントン部に県外から学びに来た生徒のうち、青森市に回帰した者のデータはないとのことであった。また、入寮者は移住先を探しているわけではなく、あくまでもバドミントンを学びに来ている未成年の生徒であり、回帰性はそこまで高くないとも想像する。

「ウ. 入寮者が活躍すること（例えばオリンピック出場）により青森市の PR となること、市民の郷土愛醸成が図られること、生涯スポーツとしてのバドミントンの市民への浸透が図られること。」については確かに同様の効果は認められると解する。ただし同効果の発現には不確定要素が残ること（例えば、入寮者が活躍できるとは限らないこと、活躍に対する青森市の PR や郷土愛醸成の効果が不透明であること）、効果発現までは相応の期間を要すること、支援対象を浪岡地区のバドミントンに限定していることの公平性の観点等の様々な要因を勘案した場合に、あえて公金を使って実施する事業ではないとの見方がなされることも想定される。

「エ. 入寮者による浪岡中学校、浪岡高校（将来的には統合高）の地元生徒へ好影響。」であるが、地元生徒とスポーツ全国レベルの者と交流から得られるものは多いと考えられ、そのメリットは十分に認められるものと解する。

以上、学生寮の存在によるメリットについて記載したが、一方で、学生寮運営により発生するコストは以下のように年間 17,840 千円と試算された。市は、浪岡高校の閉校回避の恩恵がないなか前述のメリットに対して、年間 17,841 千円のコスト負担を行う公益性を市民に適切に説明できる体制を構築しなければならない。

【図表 学生寮による年間コスト】

項目	金額	備考
事業費支出	20,925 千円	令和 6 年度実績
学生寮使用料等	△8,485 千円	令和 6 年度実績
学生寮建物減価償却費	3,401 千円	学生寮建物台帳価格 91,830 千円 ÷ 27 年で試算
市職員管理人件費	2,000 千円	監査人推定値 2,000 千円とした。
合計	17,841 千円	

学生寮の将来ビジョンについて

浪岡高校閉校決定により浪岡高校バドミントン部は統合高に引き継がれることが想定される。統合高におけるバドミントン部の指導体制等はこれから議論がなされるところであり不透明な状況にあるとのことである。また、「No.29 浪岡地区移住・定住促進事業 (1) 概要 (2) 浪岡地区の地理的特徴・課題について」に記載したように浪岡地区と旧青森市地区には地理的遠隔性が認められ、学生寮から統合高まで積雪がない時期にあって電車移動 15 分、徒歩 32 分と相応の通学時間を要してしまう。加えて、県立高校入試における浪岡高校と青森西高校の合格最低点は現状において青森西高校の方が高く、統合後においても引き継がれることも推定される。同状況下において、多くの入寮生（及び入寮希望者）は不安を募らせていることが想像され、今後、退寮者や入寮をためらう者の発生も十分に考えられるところである。

現在の入寮者は、地方公共団体である市の仕組みに沿って、県外から希望をもって浪岡地区に移住した者（義務教育年齢である中学校生徒も含まれる）であり、これらの者に対して、市は学生寮の将来ビジョンを早期に示す必要がある。具体的には、市は、学生寮がもたらす市民へのメリットと市民が負担するコスト、市民のニーズを主軸に、学生寮から統合高への通学可能性、統合高のバドミントン指導体制、入寮希望者数、学生寮の転用・売却可能性等の複合的な要素を熟慮のうえ、学生寮の公益性及び将来ビジョンを市民及び入寮生（及び入寮希望者）に早期に示さなくてはならない。なお、記載するまでもないことであるが、検討の結果、事業廃止の方向に舵が切られた場合であっても、市の責任により現状の入寮者が卒業するまでの変わらぬ指導体制を整備運用する必要がある。

No.33 縄文都市交流事業

(1) 概要

①事業の目的

縄文の魅力や歴史的意義を広く PR し、観光面も考慮した効果的なまちづくりに活かすため、縄文遺跡を有する都市の交流と結束、縄文都市連絡協議会に加盟する各都市間の情報の共有化と発信及び縄文文化による地域活性化策の調査・研究の推進を図る。

②事業の内容

縄文シティサミットの開催、ホームページの更新等

③事業の形態

市単独事業である。

④事業実施期間

平成 10 年度開始の事業であり、令和 7 年度においても継続している。

⑤事業の成果指標と達成度合い

縄文遺跡を有する都市の交流、情報の共有等を行う事業であり、成果指標は特に設けていない。

ア. 縄文シティサミットの開催履歴（平成 10 年度より令和 6 年度まで合計 26 回開催、令和 2 年度はコロナ禍で中止）

第 1 回 平成 10 年度に青森市での開催を始めとして、その後、小矢部市、国分市（現霧島市）、伊達市、糸魚川市、三方町（現若狭町）、鹿角市、青森市、函館市、塩尻市、東松島市、洞爺湖町、福島市、小矢部市、霧島市、伊達市、青森市、糸魚川市、福島市、函館市、北秋田市、塩尻市、青森市、霧島市、東松島市、洞爺湖町で開催

イ. 縄文都市連絡協議会の加入都市 22 都市、事務局は青森市

以下、参加都市を列举する。

伊達市、函館市、青森市、大館市、鹿角市、秋田市、東松島市、福島市、糸魚川市、塩尻市、小矢部市、恵那市、若狭町、霧島市、北秋田市、洞爺湖町、千葉市、

七ヶ浜町、村田町、森町、外ヶ浜町、北本市

⑥事業費の当初予算額と決算額

(単位：千円)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
当初予算	269	97	118
決算額	128	97	99
一般財源	128	97	99

⑦令和 6 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	R6 年度 決算額	主な内容
旅費	79	縄文都市連絡協議会幹事会、縄文都市連絡協議会総会及び縄文シティサミット参加旅費
負担金補助及び交付金	20	縄文都市連絡協議会負担金（注）
合計	99	

(注) 縄文都市連絡協議会の収支決算については、青森市が事務局となり作成し、同協議会の総会議案書として提出し承認を経ることとなっている。

(2) 監査の結果及び意見

該当なし。

第6章 監査の結果及び意見（措置状況の監査）

第1. 包括外部監査の監査結果に対する措置状況に関する概要

（1）措置状況報告書の法的根拠

措置状況報告書に関する法的根拠は、自治法第252条の38第6項にある。

【自治法第252条の38第6項】

6 前条第5項の規定による監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として**措置を講じた**ときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

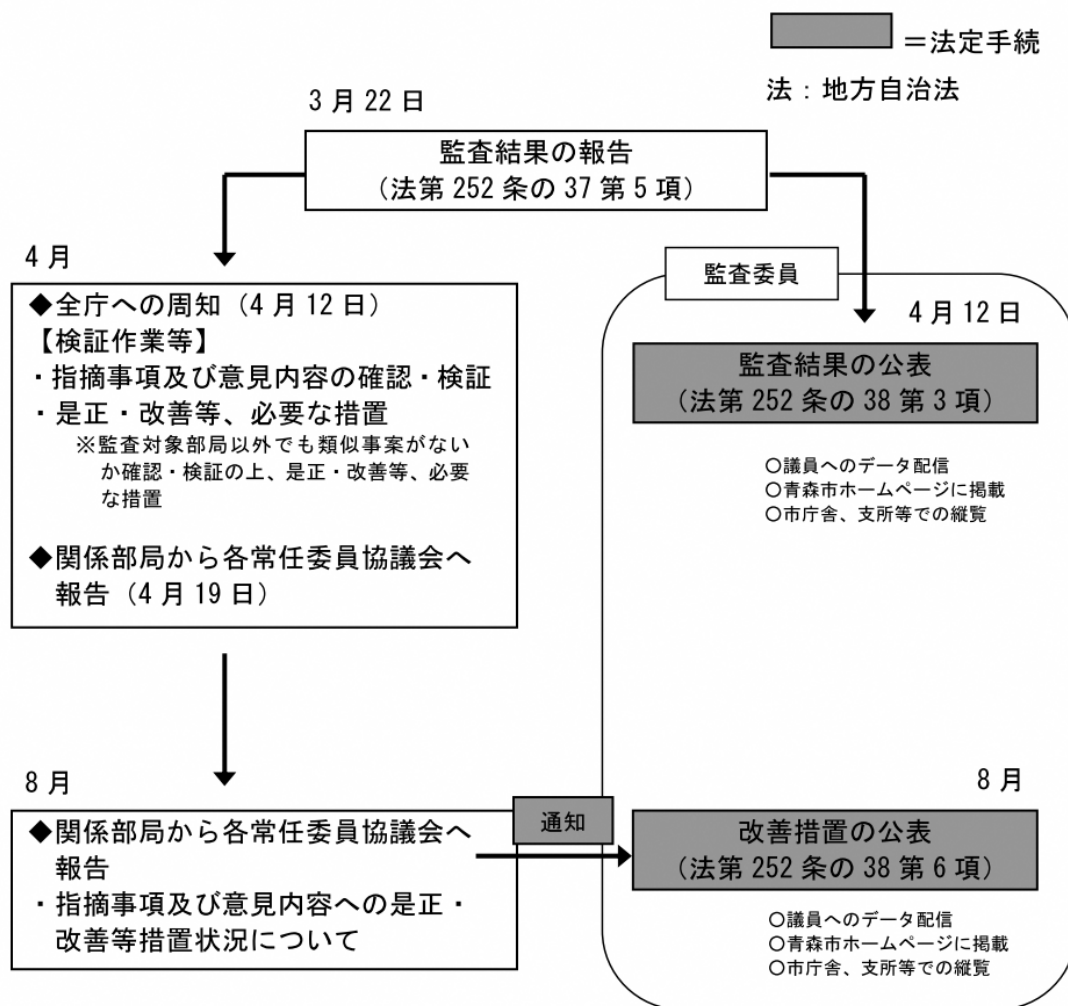
包括外部監査の結果に対して、あるいは結果を参考にして包括外部監査対象団体の議会、長等が**措置を講じた**場合は、監査委員は措置に係る事項を公表することが義務付けられている。一方、措置を講じなかった場合は、監査委員に通知する義務もなく、監査委員も措置状況を公表する必要はないと解釈されている。

（2）青森市における対応スケジュール

令和5年度包括外部監査に対する措置状況報告書は、令和6年8月に公表されている。

対応スケジュールは、以下のとおりであった。

【図表 対応スケジュール】



(出所：令和5年度包括外部監査結果への対応について 令和6年4月19日総務企画常任委員協議会資料 総務部・監査委員事務局)

(3) 青森市における対応方針区分

青森市では、包括外部監査の指摘事項及び意見に対する措置の対応方針の区分を定義づけることにより、自治体内部はもちろん、市民にも客観的な判断基準を提供している。

①指摘事項への対応における対応方針区分

区 分	対応の内容
是正	不適切とされた処理について修正するための処置を講じた（講じる）もの
改善	個別 担当部局の特定の事務・事業に対する指摘に対し、当該部局においてより適切な事務執行のための改善策が既に整理済み又は今回整理され、当該改善策に基づいて今後の事務を行うもの
	全庁 全庁的な取扱いルール等に対する指摘に対し、関係部局においてより適切な事務執行のための改善策が既に整理済み又は今回整理され、当該改善策に基づいて今後の事務を行うもの
改善 検討	個別 担当部局の特定の事務・事業に対する指摘に対し、今後改善策を整理するに当たり、当該部局においてその検討を行うもの
	全庁 全庁的な取扱いルール等に対する指摘に対し、今後改善策を整理するに当たり、全庁的にその検討を行うもの
相違	包括外部監査人の認識とは異なり、市では適切な処理であったと認識しているもの

（出所：令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況について 令和6年8月20日総務企画常任委員協議会資料 総務部総務課）

②意見への対応における対応方針区分

区 分	対応の内容
改善	個別 担当部局の特定の事務・事業に対する意見に対し、当該部局においてより効果的・効率的な事務執行のための改善策が既に整理済み又は今回整理され、当該改善策に基づいて今後の事務を行うもの
	全庁 全庁的な取扱いルール等に対する意見に対し、関係部局においてより効果的・効率的な事務執行のための改善策が既に整理済み又は今回整理され、当該改善策に基づいて今後の事務を行うもの
改善 検討	個別 担当部局の特定の事務・事業に対する意見に対し、今後の事務執行に当たり、当該部局においてその検討を行うもの
	全庁 全庁的な取扱いルール等に対する意見に対し、今後の事務執行に当たり、全庁的にその検討を行うもの
相違	包括外部監査人の意見とは異なり、市では現在の手法が効果的・効率的であると認識しているもの

（出所：令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況について 令和6年8月20日）

(4) 監査対象事業一覧(措置状況の監査)

「第2章 監査対象の基本的事項 第2. 基本構想 3. 施策の大綱」第3章 監査の方針及び監査対象の決定 第4. 監査対象事業について」に記載したとおり、「仕事をつくる」分野の政策「4.国内外の観光需要の取り込み」及び「5.連携や交流による地域活力の強化」に係る事業を監査対象事業として選定し、そのうち、令和5年度の包括外部監査において指摘事項や意見のあったものについて、措置状況の監査を実施した。

【図表 監査対象事業一覧(措置状況の監査)】(再掲)

No.	課名称	小事業名称
34-1	観光課	観光・コンベンション実行機関支援事業
34-2	観光課	観光・コンベンション実行機関支援事業
35	観光課	冬季観光イベント開催事業
36	観光課	青森ねぶた派遣事業
37-1	観光課	青森ねぶた祭活性化事業
37-2	観光課	青森ねぶた祭活性化事業
38	観光課	サンセットビーチあさむし管理運営事業
39-1	観光課	港湾文化交流施設活性化事業
39-2	観光課	港湾文化交流施設活性化事業
39-3	観光課	港湾文化交流施設活性化事業
40	交流推進課	青森空港振興・国際化事業(負担金)
41	交流推進課	広域観光推進事業
42	交流推進課	あおもり観光情報センター管理運営事業

第2. 措置状況の監査

No.34-1 観光・コンベンション実行機関支援事業

担当課	経済部観光課
No.	意見 25
項目 1	合規性
項目 3	補助率の見直しについて
意見	<p>補助率は、「補助対象経費の 1/2 又は 14,352,000 円のいずれか低い額」となっていることから以下の表で明らかのように運営管理費人件費については予算額の 1/2 とすると 14,352,000 円を超過してしまうので、補助金を 14,352,000 円とし、人件費は差額として計算して辻褃を合わせている。</p> <p>補助金の内訳を見ると、69%を占めることから現在の補助率の方法が実態に即した方法か見直しが必要であることを提言したい。</p>
対応方針	個別改善 【改善済】
経緯	<p>観光及びコンベンション事業は、観光産業のほか、他の産業への経済波及効果、雇用拡大などが期待されるため、観光振興・地域経済の発展に資することを目的に公益社団法人青森観光コンベンション協会が実施する観光客誘致事業や MICE 誘致支援事業などに対して補助金を交付しています。</p> <p>令和 4 年度は、補助対象経費 31,427 千円に対して、14,352 千円を交付しています。</p>
今後の改善予定等	<p>補助金の支出に当たっては、「補助金等に関するガイドライン」に基づき、あらかじめ補助金の交付要綱で補助対象経費の範囲及び額を明確化しているほか、補助対象事業者に対しても、交付額を通知しています。</p> <p>補助金は、公金の現金給付であることに留意し、事業者に対し、引き続き、協議や助言・指導等を行っていきます。</p>

(出所：令和 5 年度包括外部監査結果に対する措置状況報告書 検証シート個票)

措置状況の監査手続	該当なし(措置済みと判断できなかったため、措置状況の監査手続を実施しなかった)。
監査人所見	上記「経緯」や「今後の改善予定等」の閲覧や担当者へのヒアリングの結果、実質的には措置されておらず「相違」に区分するのが妥当と判断した。「個別改善 【改善済】」という対応方針の区分に疑義がある。

No.34-2 観光・コンベンション実行機関支援事業

担当課	経済部観光課
No.	意見 26
項目 1	有効性
項目 3	補助金の効果測定方法について
意見	<p>評価としては、高い評価となっている。しかしながら上表の評価は総体的な評価であり、本事業における観光客誘致事業や MICE 誘致支援事業などといった個々の事業毎に KPI（重要業績評価指標）を設定して評価しなければ実態を反映した評価にはならない。この結果、補助金が有効に機能して、事業活動に寄与しているかどうかは明確には分からない。</p> <p>事業の細目事業毎に KPI（重要業績評価指標）を設定して効果測定を行うことを推奨したい。</p>
対応方針	個別改善 【改善済】
経緯	<p>観光及びコンベンション事業は、観光産業のほか、他の産業への経済波及効果、雇用拡大などが期待されるため、観光振興・地域経済の発展に資することを目的に公益社団法人青森観光コンベンション協会が実施する観光客誘致事業や MICE 誘致支援などに対して補助金を交付しています。</p> <p>補助金の対象は、公益社団法人青森観光コンベンション協会が実施する観光客誘致事業や M I C E 事業など 4 つの事業となっており、各事業は相互に関連し、個別で完結しないため、一体で効果を検証しています。</p>
今後の改善予定等	<p>補助金の効果検証については、「補助金等に関するガイドライン」に基づき、「補助金等チェックシート」の作成を通して検証しており、補助金は、公金の現金給付であることに留意し、引き続き、適切に対応していきます。</p>

（出所：令和 5 年度包括外部監査結果に対する措置状況報告書 検証シート個票）

措置状況の監査手続	該当なし（措置済みと判断できなかったため、措置状況の監査手続を実施しなかった）。
監査人所見	上記「経緯」や「今後の改善予定等」の閲覧や担当者へのヒアリングの結果、実質的には措置されておらず「相違」に区分するのが妥当と判断した。「個別改善 【改善済】」という対応方針の区分に疑義がある。

No.35 冬季観光イベント開催事業

担当課	経済部観光課
No.	意見 30
項目 1	有効性
項目 3	負担金の効果測定について
意見	<p>市は負担金の効果測定について、事業評価として以下の評価項目を設定して総体的評価をしているが、このような測定評価では本事業の負担金の効果について、事業の成果に対応して測定できていない。</p> <p>つまり、本事業は①あおり灯りと紙のページェント、②あおり雪灯りまつり、③第 45 回青森冬まつり、④ザ・もつけ祭り&冬花火、⑤あおり冬のワンダーランドフォトコンテストの事業によって構成されており、各事業をウェイト付けし、それぞれの事業の効果を測定し、最終的な評価をすることで、負担金がどのように事業に役立っているかが見えてくるのであるから、事業と負担金の因果関係が分かるような成果指標を設定して評価することが肝要である。</p>
対応方針	個別改善 【改善済】
経緯	<p>冬季観光を推進するため、官民一体となり冬季観光イベントを実施している、雪だ！灯りだ！芸術だ！あおり冬のワンダーランド実行委員会に負担金を支出しています。</p> <p>本事業は、意見にある 5 事業で構成されていますが、各事業は相互に関連し、個別に完結する事業でないことから、一体で効果を検証しているほか、当該実行委員会では、事業効果などについて検証しながら、事業の企画立案を行っています。</p>
今後の改善予定等	<p>補助金の効果検証については、「補助金等に関するガイドライン」に基づき、「補助金等チェックシート」の作成を通して検証しており、補助金は、公金の現金給付であることに留意し、引き続き、適切に対応していきます。</p>

(出所：令和 5 年度包括外部監査結果に対する措置状況報告書 検証シート個票)

措置状況の監査手続	該当なし(措置済みと判断できなかったため、措置状況の監査手続を実施しなかった)。
監査人所見	<p>上記「経緯」や「今後の改善予定等」の閲覧や担当者へのヒアリングの結果、実質的には措置されておらず「相違」に区分するのが妥当と判断した。「個別改善 【改善済】」という対応方針の区分に疑義がある。</p>

No.36 青森ねぶた派遣事業

担当課	経済部観光課
No.	意見 27
項目 1	合規性
項目 3	印紙貼付済みの契約書の保管について
意見	ふるさと祭り東京 2023 ねぶた組立・展示等業務委託契約書について、印紙税を貼付した契約書が市の簿冊にファイルされておらず、逆に印紙税を貼付した契約書が契約の相手先に渡されていた。小さなミスかもしれないが、多忙の中でも確認を怠らず間違いのない処理をお願いしたい。
対応方針	個別改善 【改善済】
経緯	青森ねぶた交流実行委員会で収入印紙を貼付した契約書が相手方に渡され、貼付していない相手方の契約書が実行委員会で保存されていたものです。
今後の改善予定等	相手方に収入印紙が貼付されていないことを連絡し、貼付した契約書を保存しました。 今後、契約処理に関して複数の職員でチェックするなど再発防止に努めます。

(出所：令和 5 年度包括外部監査結果に対する措置状況報告書 検証シート個票)

措置状況の監査手続	ふるさと祭り東京 2023 ねぶた組立・展示等業務委託契約書を閲覧し、収入印紙が適切に貼付されていることを確認する。さらに、同契約書に相当する直近の契約書を閲覧し、収入印紙が適切に貼付されていることを確認する。
監査人所見	なし

No.37-1 青森ねぶた祭活性化事業

担当課	経済部観光課
No.	意見 31
項目 1	透明性・説明責任
項目 3	令和 5 年 青森ねぶた祭での暴力行為事件を契機として
意見	不幸なことに令和 5 年の青森ねぶた祭で暴力行為事件が発生し、全国に報道された。青森ねぶた祭実行委員会は、運行団体との直接的な係わりはなく、運行団体との取り決めについては、別に設けられている青森ねぶた運行団体協議会が行っている。この青森ねぶた

	<p>運行団体協議会会長は、青森ねぶた祭実行委員会の副実行委員長を担っている。</p> <p>暴力行為事件を契機として、青森ねぶた祭実行委員会から青森ねぶた運行団体協議会に対して運行団体及び関係者の法令順守を強く求めるよう申し入れること、また、運行団体と青森ねぶた運行団体協議会との基本合意書や違反があった場合の取扱いが整備されているかどうかを把握しておくことが必要である。ねぶたを愛する青森市民に配慮し、今後さらに青森市のイメージダウンにならないよう、措置を講じる必要がある。</p>
対応方針	個別改善 【改善済】
経緯	令和5年8月6日の青森ねぶた合同運行中に、ねぶた運行団体の一つである公益社団法人青森青年会議所のねぶたにおいて、運行支援スタッフの二人がねぶたの曳手スタッフ数人に対し、うちわ・平手で殴打する行為がありました。
今後の改善予定等	青森ねぶた祭実行委員会において、令和6年1月29日に再発防止に向け、運行団体を対象に危機管理やねぶたの運行技術向上の講習会を実施しました。
(出所：令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況報告書 検証シート個票)	
措置状況の監査手続	講習会の資料を閲覧し、運行団体を対象に危機管理やねぶたの運行技術向上の講習会を実施していることを確認する。
監査人所見	なし

No.37-2 青森ねぶた祭活性化事業

担当課	経済部観光課
No.	意見 32
項目 1	有効性
項目 3	青森ねぶた祭に対する補助金の見直し増額について
意見	<p>青森と言えば「ねぶた」、「ねぶた」と言えば青森というように、青森と「ねぶた」の関係は深く、全国的にも知名度が高い夏祭りである。市民の中に深く浸透している重要な文化であり、ねぶた祭りに多くのエネルギーが投入され、ねぶた祭が終わればもう一年が終了してしまったかのようなインパクトのある存在である。</p> <p>このねぶたの補助金として13,120千円は市が行っている産業振興事業に係る他事業の予算と比較すると必ずしも多くはなく、む</p>

	<p>しろ低額にも見える。青森市財政の見地から可能な限り予算を押さえて市の財政健全化に向けて対応していることは十分に理解できる。しかしながら、産業振興に係る他の事業との相対的な比較においてアンバランスが生じていないかどうか、全庁的な観点から俯瞰して検討することが重要である。また、ねぶた祭の運行団体や制作者のさらなるモチベーションの向上や活性化を主眼として、新規に「新人賞」や「永年 XX 年特別賞」等の賞金制度を設けることを「青森ねぶた祭実行委員会」に市から提言することなども将来世代に伝承する文化として、世界的な文化遺産として守り続けるために検討すべき課題であり、さらには財政面ではねぶたを所管する部署として積極的な予算額の見直し提案をしなやかに、粘り強く行う必要がある。</p>
対応方針	個別改善 【改善済】
経緯	<p>青森ねぶた祭実行委員会に対して、令和 4 年度の大型・地域・子どもの各ねぶたの運行に対する助成などで 13,120 千円を交付したところでは。</p>
今後の改善予定等	<p>青森ねぶた祭は、公益社団法人青森観光コンベンション協会・青森商工会議所・青森市が主催団体となり実施しており、市では、今後のねぶたの隆盛と後継者育成のために不可欠な事業について、主催団体と協議の上、助成しています。</p> <p>市では、このほか、ねぶたの家ワ・ラッセにおける各種事業や首都圏等でのねぶたの派遣などを通して、青森ねぶたの P R や保存伝承活動に取り組んでいます。</p>

(出所：令和 5 年度包括外部監査結果に対する措置状況報告書 検証シート個票)

措置状況の監査手続	<p>該当なし（措置済みと判断できなかったため、措置状況の監査手続を実施しなかった）。</p>
監査人所見	<p>上記「経緯」や「今後の改善予定等」の閲覧や担当者へのヒアリングの結果、実質的には措置されておらず、「相違」に区分するのが妥当と判断した。「個別改善 【改善済】」という対応方針の区分に疑義がある。</p>

No.38 サンセットビーチあさむし管理運営事業

担当課	経済部観光課
No.	意見 33

項目 1	合規性
項目 3	委託料積算業務と精算対象項目の見直しについて
意見	<p>精算対象項目は、サンセットビーチあさむし管理運営業務委託契約書第 5 条において光熱水費、燃料費、電話料金の項目に限定されているが、これ以外の項目については渡切で精算不要とする理由が明らかとなっていない。</p> <p>少なくとも海底清掃フェンス設置業務、海岸清掃業務、設備保安管理業務に係る経費については、特段の理由がなければ精算事務の対象項目とすることを検討すべきである旨を提案したところ、所管課の反応は、「市の指定管理者制度において主に光熱水費と修繕費を精算対象項目としていることに倣ったものであるため、特段問題ないもの」との認識であった。</p> <p>さらに、これら 3 つの項目については、積算額（予算額）と実績額との差額が比較的多額に生じており、積算の精度に疑念を持たざるを得ない。</p> <p>市は、積算額の内訳に対応した実績額がどのように発生しているのかを調査しなければならない。何故ならば、当年度の実績額について翌年度における積算額に反映できず、PDCA サイクルが機能しないことになる。</p> <p>市は、「当該業務は、光熱水費等精算対象項目の対象となる一部経費を除き、市で積算した委託料の範囲内において、業務の遂行に必要な経費を受託者の裁量で予算組する内容のもの」と考えており、積算額と実績額との差額を活用し、受託者事務職員の書類作成等件費 1,692 千円や雑費 789 千円に充てているものと認識している。</p> <p>意図の有無に係わらず高めに設定された積算額と実績額との差額について精算しない方式を導入し、積算額と実績額の差額については受託者の自由裁量権を与えて運用させるやり方は、市民の税金を財源とした委託料の支出について市民から諸手を挙げて賛同が得られるであろうか。</p> <p>繰り返しになるが、精算対象外項目を設定していることが結果として無駄な委託料の支出の温床となっていることについて事業全体の透明性を図り、委託事業の制度設定を見直す必要があると考える。</p>
対応方針	個別改善 【改善済】

経緯	本市の指定管理者制度では、主に光熱水費と修繕費を精算対象項目としているため、当該事業においては、「光熱水費」、「燃料費」、「電話料金」を精算対象項目としています。なお、予算要求時には見積等をもって予算計上しています。
今後の改善予定等	当該事業の精算対象項目については、本市の指定管理者制度に倣ったものですが、サンセットビーチあさむしの利用者の安全を確保し、適正な利用促進を図ることにより、浅虫地区の活性化に資するため、引き続き、浅虫温泉観光協会と連携し、適正な予算執行を行うこととします。

(出所：令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況報告書 検証シート個票)

措置状況の監査手続	該当なし（措置済みと判断できなかったため、措置状況の監査手続を実施しなかった）。
監査人所見	上記「経緯」や「今後の改善予定等」の閲覧や担当者へのヒアリングの結果、実質的には措置されておらず「相違」に区分するのが妥当と判断した。「個別改善 【改善済】」という対応方針の区分に疑義がある。

No.39-1 港湾文化交流施設活性化事業

担当課	経済部観光課
No.	意見 34
項目 1	合規性
項目 3	業務報告及び事業報告項目の明確化について
意見	<p>「青森市港湾文化交流施設管理運営業務仕様書」では、月次報告で出納関係の書類を提出することとされている。</p> <p>月次報告を閲覧したところ、各施設の利用状況、イベントの実施状況、利用者数調べ、月次の収支計算は作成されているが、出納管理状況等を記載した書類の提出がなかった。</p> <p>現金及び預金の管理は会計業務の基本として大変重要なものである。特に当事業においては、両施設の利用料金及びその他業務による収入は指定管理者の収入とするものとされ、本来市に帰属する収入を特別に指定管理者に帰属させている契約内容になっていることから、日常的な現金及び預金の管理状況については、しっかりと報告を受け、内容を確認することが肝要である。</p>
対応方針	個別改善 【改善済】

経緯	青森市港湾文化交流施設管理運営業務仕様書に、「指定管理者は、毎月、利用状況、施設の異常の有無、実施した行為及び事業等の概要、金銭の出納管理状況等を月次報告書として、市が指定する期日までに提出すること。」とありますが、金銭の出納管理状況の報告については、指定管理者において失念していたほか、市としても提出の指導を怠っていました。
今後の改善予定等	令和5年度から、金銭の出納管理状況が把握できるよう、残高試算表や通帳の写しを提出させることとしました。
(出所：令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況報告書 検証シート個票)	
措置状況の監査手続	令和5年度分及び令和7年8月分の月次報告書を閲覧し、残高試算表や通帳コピーの提出を受けていることを確認する。
監査人所見	なし

No.39-2 港湾文化交流施設活性化事業

担当課	経済部観光課
No.	意見 35
項目 1	経済性・効率性
項目 3	同一会社との消火器購入取引及び消火器取替工事について
意見	<p>年度中、消火器(10型と50型の2種類)の購入及び設置取引が以下のとおり発生している。</p> <p>入札はいずれも同一の会社に決定し、取替業務については「八甲田丸及びターミナルビルの消防設備保守点検業務を行っており、新たに購入する消火器についても同社が納入することとなっている。同社が取替工事を行う場合、保守点検作業と合わせ取替を行うことにより経費を削減することが可能となり、他社が請け負う場合よりも経済的に有利となる。」として、消火器を購入した会社と随意契約を行っている。</p> <p>これに対して市は予算要求を「維持修繕料」としてまとめて行ったものの、査定において消火器購入分が「消耗品費」、取替工事分が「手数料」に分割され、さらに消火器の購入取引も納品時期による影響で10型と50型で分割されたものとの回答であった。</p> <p>そもそも物品の購入に伴って取替工事も付随する取引について、市担当者の事務作業の増加が容易に想定されるため分割処理をする必要があったのか、事務効率化の観点から、今後同様の取引</p>

	が発生した場合に備えて検討が必要と思われる。また、分割はしたものの取替工事は結果的に随意契約となっており、全体を一つの取引として入札を行った方が経済合理性の原理が働いた可能性もあり、入札制度の購入価額の低減の点からも検討が必要と思われる。
対応方針	個別改善 【改善済】
経緯	経緯については、御意見にあったとおり、予算要求時に「維持修繕料」として要求をしましたが、予算査定において、総務省令で示された 27 節及び青森市財務規則で定める細節の区分のうち、最も適切と考えられる支出科目として、消火器本体の購入費については、1 品の予定価格が 1 万円未満のもので一度の使用によって消費されるものとして「消耗品費」に、消火器の設置や消防への届出等に係る経費については、人的サービスの提供をする費用として「手数料」にそれぞれ分割し計上したものです。 また、消火器購入の際には、業者の在庫の有無や納品時期などを確認した上で、型番ごとにそれぞれ入札を行ったものです。
今後の改善予定等	今後は、事務の効率化を考慮しながら、適正科目での予算要求や発注を行うこととします。

(出所：令和 5 年度包括外部監査結果に対する措置状況報告書 検証シート個票)

措置状況の監査手続	該当なし(措置済みと判断できなかったため、措置状況の監査手続を実施しなかった)。
監査人所見	上記「経緯」や「今後の改善予定等」の閲覧や担当者へのヒアリングの結果、実質的には措置されておらず「相違」に区分するのが妥当と判断した。「個別改善 【改善済】」という対応方針の区分に疑義がある。

No.39-3 港湾文化交流施設活性化事業

担当課	経済部観光課
No.	指摘事項 10
項目 1	合规性
項目 3	指定管理者の選定時において提出された決算書に対する対応について
意見	令和 2 年度における指定管理者選定時の提出書類である平成 30 年度、令和元年度の事業報告書を閲覧したところ、当時は前回の指

	<p>定期間中であつたにもかかわらず、指定管理料と両施設の利用料金が明らかに含まれないと推測される決算書が提出されていた。</p> <p>令和 4 年度の八甲田丸とターミナルビル両施設の利用料金は 37,465 千円であるが、提出された決算書の売上高は利用料金を大きく下回っている状態である。</p> <p>これに対し市は、「非営利活動の本部会計と営利活動の八甲田丸(指定管理分)会計に区分し明確にしている。</p> <p>指定管理者選定時に提出された収支決算書については、このうち本部会計分のみ」とのことであつた。</p> <p>確かに「港湾文化交流施設の管理業務に関する協定書」において、(経理の明確化)として「第 14 条 管理業務の実施に当たり、指定管理者が行う他の事業と区分して経理を明確にしておかなければならない。」と定められているものの、これは受託先の他の事業の損益や資金が混在しないよう内部管理で区分することを求めている規定である。</p> <p>市が指定管理者選定時に提出を求めている決算書は、指定管理者候補者の遂行能力等を企業規模の観点から判断する目的があり、法人本部だけの財務数値だけでは足りず、指定管理業務を含めた法人全体の決算書の提出を要求しなければならない。市は、指定管理者を選定するという目的に照らして必要である決算書の要求をしていない。</p> <p>一旦、指定管理者を選定すると基本的に 5 年間の縛りが生ずることを考えると厳格な財務数値の審査が必要となる場面である。前回は指定管理者に選定されているという事実を過大評価して本来行われるべき審査とかけ離れた、甘い対応ではなかったか。指定管理者の選定に係わる重要な財務資料という認識が薄く、組織的な承認体制についても疑念が見え隠れする。</p> <p>最後に小括すると、市は指定管理者から決算書の提出を要求しているが、提出される様式の内容に問題がないか、提出された際の確認ポイントを明確に文書化し、受入承認の基準を明らかにして置かなければならない。</p>
対応方針	個別改善 【改善済】
経緯	令和 2 年度の指定管理者選定時において、応募事業者である「特定非営利活動法人あおもりみなのクラブ」から、非営利活動の本部会計と営利活動の八甲田丸(指定管理分)会計のうち、本部会計分

	のみの決算書が提出されていました。
今後の改善予定等	指定管理者候補の施設運営にかかる遂行能力を判断するに当たり、指定管理業務も含めた法人全体の決算状況を確認する必要があることから、今後の指定管理更新時において、応募団体全体の決算書の提出を確実に要求するとともに、厳格な財務数値審査を行います。

(出所：令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況報告書 検証シート個票)

措置状況の監査手続	指定管理更新時（令和7年度）において、市に提出された資料を閲覧し、応募団体全体の決算書の提出を確実に要求していることを確認する。
監査人所見	なし

No.40 青森空港振興・国際化事業（負担金）

担当課	経済部交流推進課
No.	意見 28
項目 1	有効性
項目 3	振興会議と促進協議会の両団体の業務の親和性について
意見	<p>振興会議は、当初「青森空港のハード面の整備拡充により、国際化に対応した青森空港の振興を図る」ことを目的に設立され、現在は国内線の利用促進に関する普及・啓発活動を行っている。促進協議会は、青森空港に乗り入れる「国際定期便の利用促進や、新規国際定期航空路線の開設を目指した活動を展開し、青森空港の国際化を促進する」ことを目的に平成6年に設立されている。</p> <p>いずれも空港利用の促進という点で目的は共通するが、国内と海外に担当が分かれている状況である。しかし、役員である理事は14名が兼務し、運営に係る事務作業は振興会議が市、促進協議会は青森商工会議所が行っている。</p> <p>設立の経緯は異なるものの青森県や空港のプロモーションという点で共通する活動領域は多いと思われ、兼務する理事が両関連団体の活動に時間を割いたり、市と青森商工会議所で事務作業が分かれたりしていることは大変非効率であることが想定される。今後、更なる空港利用の促進を図るためのノウハウを蓄積するためにも、将来的に両関連団体の統合を視野において検討することが必要となる。</p>

対応方針	個別改善 【改善済】
経緯	<p>青森空港振興会議（会長：青森市長、事務局：青森市）は、「青森空港のハード面の整備拡充により、国際化に対応した青森空港の振興を図る」ことを目的に昭和 55 年に設立され、青森空港発着の国内線の利用促進などに取り組んでいます。</p> <p>また、青森空港国際化促進協議会（会長：青森県知事、事務局：青森商工会議所）は、青森空港に乗り入れる「国際定期便の利用促進や、新規国際定期航空路線の開設を目指した活動を展開し、青森空港の国際化を促進する」ことを目的に平成 6 年に設立され、青森空港発着の国際線の利用促進などに取り組んでいます。</p>
今後の改善予定等	<p>両団体による国内線あるいは国際線の利用促進に関する活動などの実施に当たり、連携による取組実施の可能性について、県や青森商工会議所等の関係機関・団体と検討を行うこととします。</p>
（出所：令和 5 年度包括外部監査結果に対する措置状況報告書 検証シート個票）	
措置状況の監査手続	<p>両会議（振興会議及び促進協議会）の令和 7 年度の事業計画（案）等の会議資料を閲覧するとともに、会議での検討状況を担当課からヒアリングし、連携による取組実施の可能性等について検討していることを確認する。</p>
監査人所見	なし

No.41 広域観光推進事業

担当課	経済部交流推進課
No.	意見 29
項目 1	有効性
項目 3	青森市観光ガイドマップ 2022「いい旅あおもり」の購入について
意見	<p>市は公益社団法人 青森観光コンベンション協会から「青森市観光ガイドマップ 2022「いい旅あおもり」94,900 部を 2,087 千円で購入し、「青森市観光交流情報センター」及び「あおもり観光情報センター」で観光客に無料配布している。決算額では、需用費の細目として消耗品費として処理している。</p> <p>このガイドマップは公益社団法人青森観光コンベンション協会が合計 200,000 部発行し、市が購入しているもの以外は市内の観光施設に販売・配布しており、同協会のホームページでダウンロードも可能である。同協会の目的は「青森市及びその周辺地域の自</p>

	<p>然、文化、歴史等の観光資源を活用した観光客及びコンベンションの誘致による観光の振興と青森ねぶた祭等の郷土文化の振興を図ることにより、青森市の地域産業と文化の発展に寄与すること」とされ、県、市と各種政策で一体的に観光分野の各種プロモーションを行う団体である。また、市が購入したガイドマップの無料配布場所である上記の「青森市観光交流情報センター」の指定管理者である。</p> <p>ガイドマップの購入という取引行為だけ見ると何ら問題はないように思える。しかし、発行部数のうち約半数は販売・配布により市内の観光施設等に提供されており、残りの約半数は市が購入し、かつ同協会が指定管理者となっている施設に設置して観光客に無料配布している状況である。</p> <p>青森観光コンベンション協会が絡むことによって複雑なスキームとなっているが、市がこれまで培ってきた誘客プロモーションのノウハウは、これからの市の観光事業を発展させていくためには貴重なスキルが蓄積されていると見ることができる。現時点で欠落していることは、青森観光コンベンション協会との定期的な意見交換によって過去の反省を踏まえた将来構想について共同戦線を張って推進していくことだろう。これがひいては、市の観光事業の推進力になることを期待したい。</p>
対応方針	個別改善 【改善済】
経緯	<p>青森市観光ガイドマップ 2022「いい旅あおもり」は市が 94,900部を公益社団法人青森観光コンベンション協会から 2,087 千円で購入し、年間約 5 万人の観光客が訪れる「青森市観光交流情報センター」及び「あおもり観光情報センター」で配布しているとともに、市が市内外で実施する観光プロモーションの際に配布しています。</p>
今後の改善予定等	<p>公益社団法人青森観光コンベンション協会は、本市と連携し各種誘客推進事業等を行っているほか、「青森市観光交流情報センター」の指定管理者でもあることから、引き続き、意見交換を行いながら青森市の観光プロモーションや、観光情報の提供により、誘客の推進を図ることとします。</p>
(出所：令和 5 年度包括外部監査結果に対する措置状況報告書 検証シート個票)	
措置状況の監査手続	市が、観光プロモーションについて公益社団法人青森観光コンベンション協会と連携を図りながら実施していることを、関連資

	料の閲覧及びヒアリングにより確認する。
監査人所見	なし

No.42 あおもり観光情報センター管理運営事業

担当課	経済部交流推進課
No.	意見 36
項目 1	透明性・説明責任
項目 3	委託業者の有効性の評価に関する見える化について
意見	<p>市はあおもり観光情報センターの管理運営に関する委託の結果について、委託先から提出された事業報告書及び委託業務完了届を基に事業評価を行っている。この決裁手続は、作成された完成検査調書を基に資料回覧により決裁が行われている。</p> <p>委託業務の有効性評価は、委託先より一方的に提出された資料のみで評価を行うことは不十分であるため、市では月に 1 回程度、口頭により別センターである青森市観光交流情報センターと同様の評価項目によりヒアリングを行い、有効性評価を行っているとのことであった。</p> <p>青森市観光交流情報センターのモニタリング評価の結果資料を確認したところ、評価項目（職員の適正配置や利用者の要望の反映等）は適切であり、本評価資料は委託業務の有効性判断に有用な情報であった。</p> <p>市は委託業務の有効性の評価結果を文書化するとともに、一連の手続を見える化することは行政における説明責任を適切に履行するためにも重要であり、あおもり観光情報センターにおいても適切な文書化と透明性のある委託業者の評価に関する決裁手続を確立することが急務である。</p>
対応方針	個別改善 【改善済】
経緯	<p>指定管理者制度導入施設である青森市観光交流情報センターについては、青森市指定管理者制度導入基本方針に基づき、年 2 回のモニタリングを実施し、文書化しています。</p> <p>一方、あおもり観光情報センターにおいては、随時、同センターセンター長及びスタッフへ口頭によるヒアリングを実施しています。</p>

今後の改善予定等	モニタリングの実施については、あおもり観光情報センターと青森市観光交流情報センターの業務内容の違いを踏まえた上で、適切に対応してまいります。
----------	--

(出所：令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況報告書 検証シート個票)

措置状況の監査手続	モニタリング評価結果を閲覧し、あおもり観光情報センターにおいて、令和7年度から指定管理者制度導入基本方針を準用し、モニタリング評価を実施していることを確認する。
監査人所見	なし

第3. 措置状況の監査の結果及び意見

【意見38】措置状況報告における定義の明確化と実効性の確保について

「第2. 措置状況の監査」では、指摘事項及び意見の多くが「改善済」あるいは「是正済」として整理されている。しかし、個別の内容を精査すると、以下の不適切な実態が認められた。

●実質的に措置していない（現状維持）と判断した事例

No.	課名称	小事業名称
34-1	観光課	観光・コンベンション実行機関支援事業
34-2	観光課	観光・コンベンション実行機関支援事業
35	観光課	冬季観光イベント開催事業
37-2	観光課	青森ねぶた祭活性化事業
38	観光課	サンセットビーチあさむし管理運営事業
39-2	観光課	港湾文化交流施設活性化事業

「引き続き適切に対応する」といった抽象的な方針（No.35、38等）に留まるものは、従来の運用を継続することを意味しており、実質的には「現状維持」の表明に他ならない。これを改善と分類することは、市民への不正確な情報提供である。

また、以下のように、将来の検討を措置とみなしている事例もあった。

●将来の検討を措置とみなしている事例

No.40 青森空港振興・国際化事業（負担金）

「措置を講じた」とした場合の措置内容が、本当に措置を講じたと言える内容になっているかがしばしば問題になるが、市では、「対策の実施完了」だけでなく「改善策の計画立案（未実施）」も「措置を講じた」ことにしている。「講じる」という語には「考え、実行する」という意味だけでなく、「方法を考えること、企てること」という意味もありうるため、市の解釈も簡単に否定することはできない。しかし、包括外部監査人の立場からは、「措置を講じた」とは、「改善策の実施が完了した」という意味に解釈すべきであると考えられる。

さらに、本市の過去6年間の運用を見ると、包括外部監査結果報告書の提出から約5か月後に一度の措置状況報告が公表されるのみで、その後の追加報告はなされていない。

他の中核市等の事例を見ると、包括外部監査の指摘事項や意見に対する措置状況報

告書は、すべての措置が完了するまで複数回にわたり公表されるのが一般的である。複雑な指摘や制度改正を伴うものは、一度の報告ですべて「改善済」とすることは事実上不可能だからである。本市のように、一度の報告で全件を「改善済」として処理しようとする姿勢は、形式的な 100%対応を重視するあまり、個々の改善内容の質や確実な実行を軽視している疑いがある。また、「改善策を整理した段階（計画）」と「実行が完了した段階（実施）」が混在しており、監査制度そのものの形骸化を招くおそれがある。

監査の実効性を高め、市民に対する説明責任を果たすため、市は以下の措置を講じるべきである。

まず、「改善策の計画立案（未実施）」と「対策の実施完了」を明確に区別し、ステータスを詳細に開示すること。一度で措置が完了しない項目については、次年度以降も継続して進捗を報告する体制へ転換されたい。

また、当局の合理的な判断により指摘や意見を採用しない場合は、無理に「改善」に分類せず、その旨を明確に公表すべきである。現行の「相違」という区分が言葉として強く、選択しにくいのであれば、より柔軟な表現（例：「現行運用を継続」等）を検討し、その理由（合理的根拠）を適切に開示することが望ましい。

さらに、監査上の「措置を講じた」状態とは、具体的施策が「実行」され、その効果が発生した段階を指すと定義すべきである。検討段階や方針決定のみをもって「改善済」と報告することを厳に慎み、具体的施策が実行され、客観的な効果が発生した段階を「措置」と定義することを強く求める。

以上